

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
1	実施方針（案）	用語集	入札説明書等	iii	2	入札説明書等の定義に「要求水準書（素案）」とありますが、要求水準書が決定するタイミングをお教えください。要求水準書の決定時期が提案書や入札書の作成に影響します。	遅滞なく検討を進め、然るべき時期にお示しする想定です。
2	実施方針（案）	用語集	応募グループ	iii	7	「応募グループ」には、構成企業以外で、特別目的会社に出資しない企業も参加できると考えてよろしいでしょうか。	応募グループは、構成企業のみで構成され、特別目的会社に出資しない企業は応募グループに含まれないものとします。
3	実施方針（案）	用語集	応募グループ	iii	7	応募グループを構成しSPCに出資しない企業、所謂 協力企業が実施方針（案）に記載されておりませんが、入札公告時において、協力企業は想定しないお考え等がありますでしょうか。	応募グループは、構成企業のみで構成され、特別目的会社に出資しない企業は応募グループに含まれないものとします。
4	実施方針（案）	1（1）エ	事業目的	1	24	3つのコンセプトに、「①施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築」が示されています。この内容を見ると、既設利用をせずに全て新設にすることが評価されるように理解しますが、既設一部利用や耐震補強等は認められない（評価にならない、要求水準未達）と考えて宜しいでしょうか。	原則として既存施設の延命化は認めません。ただし、新設と同等の性能が認められる場合に限り、新たな施設構築にあたって既存施設を部材や構造の一部として流用することはあり得ると考えられます。
5	実施方針（案）	1（1）エ	<コンセプト> ①施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築	1	30	「施設の老朽化・耐震性の不足への対応として」とございますが、現施設の耐震診断結果について十分な情報の開示および既設設備の利活用の可否について提示いただけるとご提案の幅が広がることと思います。これらの資料に関する開示の予定及び既設設備の利活用についての提案の可否についてご教授ください。	原則として既存施設の延命化は認めません。ただし、新設と同等の性能が認められる場合に限り、新たな施設構築にあたって既存施設を部材や構造の一部として流用することはあり得ると考えられます。なお、耐震診断結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
6	実施方針（案）	1（1）エ	事業目的・コンセプト	2	1	「浄水処理方式は「急速ろ過方式」又は「膜ろ過方式」いずれも可能とし」とありますが、その方式自体で評価の優劣はつかないと判断してよろしいでしょうか。	浄水処理方式自体で評価の優劣はつけない想定です。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
7	実施方針（案）	1（1）エ	原水水質条件	2	1	浄水処理方式として急速ろ過方式、膜ろ過方式のいずれも可能と示されています。浄水処理そのものが違う中で定量的で適切な評価をするために、原水水質条件や処理水質の基準は公募資料でご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	新施設での運営については、急速ろ過方式・膜ろ過方式いずれであっても、現行の水安全計画に準拠したものを想定しています。インフォメーションパッケージとして提供している「水安全計画」をご確認ください。
8	実施方針（案）	1（1）エ	切替時における最大停止可能時間	2	1	切替時に設備停止が必要な場合、その条件となる最大停止可能時間は公募資料でご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（素案）36、37ページをご確認ください。
9	実施方針（案）	1（1）エ	コンセプト②	2	10	水素技術の導入が、豊橋浄水場内においては脱炭素化とはならない（導入機器等を含めたトータルのL0-C02の削減に寄与しない）場合には、その提案は評価されないという理解でよろしいでしょうか。	評価基準の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
10	実施方針（案）	1（1）エ	事業目的② 浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現	2	10	「加えて、水素技術を活用した脱炭素化の導入を図り、より革新的な技術の導入による次世代型浄水場を目指します。」とあります。これは主に技術開発を目的として実証を豊橋浄水場にて行う事を意図するか、それとも最新の（但し概ね量産化、商業化された）技術を採用した浄水場を目指すか、どちらを意図していますでしょうか。技術開発実証の場合、導入する技術や機器の効果、耐久性、経済性の有無等は必ずしも検証済ではなく、未定であると考えます。	水素技術の活用は、県の水素社会実装推進を目的とするものであり、技術開発実証または商用化したものを導入することのどちらも想定しています。
11	実施方針（案）	1（1）エ	コンセプト③	2	12	小鷹野浄水場の監視設備は豊橋市による整備範囲と認識しています。そのため、監視機能における小鷹野浄水場の監視設備との連携（効率的な管理）については、提案範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針（案）	1（1）エ	事業目的	2	14	豊橋市と「管理本館等を共同で整備」するとありますが、以下についてご教示ください。 ①市が負担する整備費 ②市負担分は再整備に要する費用300から320億円に含まれるか ③市負担分はサービス購入料の構成に含まれるか ④市負担分はSPCが市から受け取るのか ⑤県又は市からSPCへの送金スケジュール	市が負担する管理棟、非常用電源設備、通用門等付帯設備の整備費は300～320億円に含まれません。その他詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
13	実施方針（案）	1（1）エ	小鷹野浄水場との連携推進	2	14	「管理本館等を共同で整備」とありますが、管理本館以外で共同で整備する施設、設備等はあるのでしょうか。	管理本館の他、非常用電源設備、通用門等付帯設備を対象としています。
14	実施方針（案）	1（1）エ	事業目的	2	14～15	豊橋市との連携の推進で、「管理本館等を共同で整備し、デジタル化などによる効率的な管理を推進」とありますが、デジタル化などに必要となる機器交換が発生となる場合は、都度、発注者様と協議（設計変更）可能でしょうか。	運営期間中におけるデジタル化を含む機器交換につきましては、民間事業者の裁量により実施できるスキームを想定しています。なお、費用負担等の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
15	実施方針（案）	1（1）オ	B Tコンセッション	3	5	B T段階での再整備については要求水準を満足していれば、再整備後の運営・維持管理期間で最も効率的な運転が可能で仕様としてよろしいでしょうか。（例：耐用年数20年の装置に対して、耐用年数10年の装置を2回更新）	納入機器の耐用年数について水準を設けていません。したがって例示された仕様をご提案いただくことは可能です。
16	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	15	場外管路について、「可能な範囲で、当該施設の更新計画案の策定や更新の実施も本事業の範囲に含めます。」とありますが、場外管路の更新の対象は全区間は求めないという理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
17	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	17	「可能な範囲で、当該施設の更新計画案の策定や更新の実施も本事業の範囲に含めます。」とあります。このうち、「可能な範囲で」という表現の意図をご教示願います。また、不可能な範囲が想定されるのであれば、具体的にご提示ください。	管路の更新にあたり、更新ルート、工法等が未定であるため、詳細検討後、技術的見地、経済的見地から実施が不可能なケースがあることを想定しています。
18	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	22	「場外管路及び維持管理施設は、豊橋浄水場の再整備以降において、ウォーターPPPレベル4への移行を想定します。」との記載がありますが、維持管理施設はウォーターPPPレベル4への移行後も施設更新は事業の範囲外（県にて実施）との理解でよろしいでしょうか。 豊橋浄水場の再整備期間を短縮できた場合、運営開始日を早めることによりコストメリットが考えられる一方で、豊橋南部浄水場（更新支援型）ではレベル4移行後に更新が含まれる場合はコスト増加が考えられます。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
19	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	22	「さらに、・・・ウォーターPPPレベル4への移行を想定します。」とありますが、実施方針（案）及び要求水準書（素案）には、ウォーターPPPレベル4に移行した後の記載がありません。そのため、事業提案書提出時点では、移行の想定はするものの、入札価格やサービス購入料、利用料金収受・運営権対価等のルールに反映されるような提案内容は要求されていないという理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
20	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	22	「さらに、仮に移行を前提とした提案を求める場合は、事前に施設状況等を調査するデューデリジェンス等が行われ、既設施設の健全度等が入札公告等の段階においてはお示しだけものと考えてよろしいでしょうか。	必要な情報を提供する予定です。
21	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	22	「さらに、・・・ウォーターPPPレベル4への移行を想定します。」とありますが、仮に移行を前提とした提案を求める場合に、事業提案書の提出時と移行時では、ウォーターレベル4移行対象施設の健全度が変わるものと思われる、事業提案書の提出時点において、移行時の事業者が提案する利用料金を適切に設定することができません。そのため、ウォーターPPPレベル3.5期間において、事業者が実施する更新支援（更新計画）にもとづく企業庁様の改築、修繕状況や移行時の既設施設の健全状態を加味した利用料金を移行時に協議させていただけるような制度設計をご検討いただけますでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
22	実施方針（案）	1（1）オ	事業概要	3	22	「豊橋浄水場の再整備以降において、ウォーターPPPレベル4への移行を想定します。」とありますが、想定されている移行時期については、運営開始日でよろしいでしょうか。現在想定されている移行時期があればご教示ください。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
23	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	22	「さらに、場外管路及び維持管理施設は、豊橋浄水場の再整備以降において、ウォーターPPPレベル4への移行を想定」とありますが、運営権設定対象施設が事業期間中に新たに追加されるものですので、PF1法に基づく実施方針（案）の変更がなされるという理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
24	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	23	「ウォーターPPPレベル4への移行を想定します。」というのは、公共施設等運営事業の対象になるという理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
25	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	23	ウォーターPPPレベル4への移行後の利用料金、リスク分担等については、提案範囲に含まれず、レベル4移行前に貴県と事業者の協議により決定するものと理解してよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
26	実施方針（案）	1（1）オ	事業方式	3	22～23	場外管路及び維持管理施設につき、豊橋浄水場の再整備以降にウォーターPPPレベル4への移行を想定されている旨の記載があります。当該移行に当たっては場外管路及び維持管理施設に運営権を設定する（実施方針（案）3頁欄外注記6、4頁欄外注記9、10）とのことですが、当該移行に伴い、場外管路及び維持管理施設並びにこれらの維持管理等に関して、①PFI特定事業範囲への該当性の有無、②事業者の業務内容、③事業者の収入（貴局からサービス購入料の支払を受けるか、利用料金として收受するか）について、それぞれ当該移行前との相違が生じますでしょうか。相違が発生する場合は、①～③の各項目に関する当該移行後の具体的な取り扱いをご教示ください。また、①に関し、当該移行後に場外管路及び維持管理施設の維持管理等をPFI特定事業とすることを想定されている場合は、当該特定にかかる手続きをご教示願います。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
27	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	3	28	提案の精度を高めるために対象施設に関連する、測量・地質資料、地下埋設物資料、既存施設資料等の確認をしたいのですが、早い段階で提供のお考えはありますか。また、可能な限りCADデータによる提供を要望します。	測量結果、地質調査結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。地下埋設物資料、既存施設資料は、既存図書の閲覧によりご確認ください。
28	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	3	埋設設備を含めた撤去施設の詳細図面は提供されますでしょうか？ご提供をお願いします。提供されませんと、見積りが不可能です。ご提供は電子データでお願い致します。	既存図書の閲覧によりご確認ください。なお、電子データの提供は行いませんので、既存図書のスキャン等を行うことで対応してください。
29	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	3～5	本事業の対象施設及び敷地にかかる既設図面（詳細構造図、配筋図、建設時仮設構造図等）及び地質調査資料等を提供願えるでしょうか。なお、貴県に無く豊橋市殿のみ所有の資料もありましたら同様に提供願えるでしょうか。本事業の撤去施設及び新施設業務における工事業務では、既設構造物の撤去と新施設の構築を狭小な空間で並行して成立させる必要があるため、これら詳細な情報が計画不可欠であるためです。また、構築工事の際の土留め壁など仮設構造の一部が部分的に残存していないかどうか、上記計画検討に影響を与えるものと想定されるためです。	既存図書の閲覧によりご確認ください。また、小鷹野浄水場に係る既設図面等を閲覧する機会を設ける予定です。
30	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	3	既設施設の情報提供不足、また現地と図面の齟齬による変更は、p50 「リスク分担 リスク項目 設計」に記載の通り設計変更の対象と認識しておりますが、宜しいでしょうか？齟齬の内容・程度によっては工事費のみならず工程にも影響する可能性がございますが、工程も含め協議対象と認識しておりますが、宜しいでしょうか？	対応方法は協議により決定します。工程への影響につきましても協議対象に含みます。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
31	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	10	「小水力発電・太陽光発電設備等の脱炭素推進設備8」及び注釈8の内容について、注釈8に「・・・特定事業又は受託事業（関連施設業務を除く。）で消費するエネルギーを創出するものをいいます。」とありますが、要求水準書（素案）P27(5)に記載の「水素技術の導入」の内容についても対象と考えてよろしいでしょうか。 また、水素技術の導入を実施する場合の費用は、以下の2つに該当することが想定され、②に該当すると考えますがよろしいでしょうか。 ①実施方針（案）P12(ア)サービス購入料に記載の費用(入札価格に含む) ②実施方針（案）P13(ウ)水素技術活用に記載の費用(入札価格に含まない)	前段については、ご理解のとおりです。 後段の水素技術導入に係る費用の取り扱いについては、入札説明書等に示す予定です。
32	実施方針（案）	1（1）オ	c場外管路	4	10	三ツ口池からの取水可能性が将来変更の可能性があるとのことですが、三ツ口導水管の更新計画案を考える前提条件として導水管の配管径の変更は行わないと考えてよろしいでしょうか。	現時点で口径の変更を想定していません。 ただし、更新計画立案時の状況を事業者と共有し、口径を決定することを想定しています。
33	実施方針（案）	1（1）オ	維持管理施設・豊橋南部浄水場	4	15	豊橋南部浄水場の更新計画策定対象は、機械・電機設備という理解でよろしいでしょうか。それとも豊橋浄水場のような、土木建築躯体や建築付帯設備も含んでいるのでしょうか。	機械・電気設備の更新計画立案を想定しています。
34	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	18	本事業の撤去施設及び新施設業務における工事業務において、関連施設である小鷹野浄水場の敷地の一部について①工事業務のための一時借用、②新施設の一部をこの敷地内へ設置すること（配管の一部等を想定）、などは協議可能でしょうか。 本事業の特性上、最適な施設配置計画を提案するに当たって上記の可能性も検討の余地が想定されるためです。	工事のための一時借用については協議可能です。新施設の一部を小鷹野浄水場敷地に設置することは認めません。
35	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	18~19	本事業の関連施設である小鷹野浄水場の施設及び敷地にかかる既設図面（詳細構造図、建設時仮設構造図等）及び地質調査資料等を提供願えるでしょうか。 当該関連施設の一部施設の整備・管理を行うため、これら詳細な情報が計画不可欠であるためです。	小鷹野浄水場に係る既設図面等を閲覧、提供する方針です。
36	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	18-19	事業者が一部施設の整備・管理を行う施設として小鷹野浄水場が挙げられておりますが、5月22日の現地説明会の際に当該浄水場の非常用自家発電設備が対象と伺いました。非常用自家発電設備の更新の際、当該浄水場の既設受変電設備を改造する必要があると考えられますが、その改造工事についても本事業の範囲となるのでしょうか？できれば本事業の範囲外としていただくようお願い致します。	原則、小鷹野浄水場既設受変電設備の改造は豊橋市の施工としますが、詳細は事業開始後に調整することを想定しています。 なお、豊橋市が行う改造は保護継電器設定変更など必要最小限のものとし、構成上必要な設備はできるだけ県側設備として設置すること、また、小鷹野浄水場既設受変電設備の改造にあたり、高度で実施困難な内容については事業者の責において実施することを求めます。
37	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	24	「管理本館の豊橋市事務室は、・・・、遅くとも2030年度末までに完成させることとします。」と記載されていますが、事業者と豊橋市は遅くとも2031年4月から新管理棟にて執務を行うということではよろしいでしょうか。	2030年度末の完成に合わせ、事務所機能の移転を計画しています。
38	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	—	「管理本館の豊橋市事務室は、再整備期間中の水量・水質や工事業務における安全を確保することを前提として、遅くとも2030年度末までに完成させることとします。」とありますが、 ①2030年末までに完成としない理由は何かありますでしょうか。 ②遅くともありますが、早ければ早いほど技術評価等の評価が高いと考えてよろしいでしょうか。	2030年度末の完成に合わせ、事務所機能の移転を計画しています。 評価基準の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
39	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	脚注7	「管理本館の豊橋市事務室は、・・・、遅くとも2030年度末までに完成させることとします。」とありますが、これは豊橋市事務室だけを2030年迄に完成させ、貴県に引き渡すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
40	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	欄外 ※9,10	場外管路・維持管理施設については、豊橋浄水場の再整備以降において、運営権の設定対象（＝コンセッション事業）となる想定というものの、基本的な考え方への質問について（回答）にあるとおり、「効果や課題の検証、VFM算出等の検討を加え、その結果を踏まえ、事業範囲・移行時期等を詳細にお示し」するとの回答にもあるとおり、当該施設における事業性について、県としては現時点で確認されていないものと思われま。そうした前提において、VFM算出スケジュールはどのようにお考えですか。	遅滞なく検討を進め、然るべき時期にお示しする想定です。
41	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	4	欄外 ※9,10	レベル3.5実施中において、VFM算定されることも想定されますが、レベル4移行時に、本事業契約者ではない者との契約はあり得ますか。また、当該施設のレベル4による受託を拒むことができる可能性はございますか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
42	実施方針（案）	1（1）オ	維持管理施設	4	欄外 11,12	現状本事業対象外の「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業」の業務について、豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業終了後は、本事業の事業範囲に追加されることはありませんでしょうか。追加される場合は、本入札の前提条件になりますでしょうか。もしくは、運営開始後に協議し、合意できた場合に契約変更にて対応でしょうか。	豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業の終了後の扱いについて、現時点で決まっているものはなく、本入札の前提条件とはなりません。
43	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	5	図表3	再整備後の浄水処理方式は急速ろ過方式又は膜ろ過方式とありますが、これらを併用することは可能でしょうか。三ツ口池からの取水可能量変更の可能性ということも踏まえ、水位差による位置エネルギーを利用できる浄水方法としてカーボンニュートラルのコンセプトのもとに膜ろ過方式が提案できると考えます。一方で、森岡取水場からの取水では急速ろ過方式がコンセプトに合致していると考えます。このように、これらの処理を併用するメリットは十分にあると思慮します。	急速ろ過方式及び膜ろ過方式を併用した提案も可能です。
44	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	5	図表3	施設能力（計画送水量）は88,000m ³ /日と示されていますが、この水量には浄水ロスを含みますか。	浄水ロスは含んでいません。
45	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	5	図表3	図表3において計画浄水量は「事業者提案による」となっています。計画浄水量を設定するにあたり、本事業に関わる水量以外の他事業への給水等、必要な水量を教えてください。	豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業への給水として月間約900m ³ 、稼働日平均約40m ³ /日の給水が必要です。
46	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	5	図表4	「図表3 豊橋浄水場の施設概要」において計画浄水量は事業者提案によるありますが、計画浄水量は今後の人口増減に関わると理解しております。企業庁様の考える事業期間での給水人口増減についてご教示いただけないでしょうか。	計画浄水量については、施設能力に浄水ロスを踏まえたものを想定しています。本事業では施設能力を要求水準として定めていますので、人口増減と計画浄水量は関連しません。
47	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	5	図表5	再整備後の豊橋浄水場計画浄水量は”事業者提案による”とありますが、「豊橋浄水場再整備等事業に関する基本的な考え方」P9図表5では、93,000m ³ /日と記載があります。実施方針（案）を正として理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。計画浄水量については、施設能力に浄水ロスを踏まえたものと想定しており、浄水ロスの発生は事業者が提案する施設構造に依存するため、計画浄水量を定めないこととしました。
48	実施方針（案）	1（1）オ	図表3 注釈13	5	注釈	施設・設備容量に大きく影響する内容のため、設計内容を大きく修正する必要が生じた場合には、事業への参画の可否に関わる重要事項であると認識しています。入札説明書公表時ではなく、当質問回答において正式な値をご提示いただけないでしょうか。	現状想定しているスケジュールの通り事業契約を締結できる場合には施設能力88,000m ³ /日から変更する予定はありません。想定外の事象によって、事業計画が大きく遅延し、需要想定値の見直しが必要となった場合、施設能力を変更する可能性があります。
49	実施方針（案）	1（1）オ	計画浄水量	6		豊橋南部浄水場の施設能力（計画送水量）が示されておりますが、「豊橋浄水場再整備等事業に関する基本的な考え方」P10図表6の内容と異なります。実施方針（案）を正として理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。直近の施設整備による施設能力等の変更を反映しています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
50	実施方針（案）	1（1）オ	小鷹野浄水場の対象施設	6		「小鷹野浄水場の一部施設の整備・管理を本事業の事業範囲」とございますが、詳細につきましては今後の入札説明書等公表時に明確になるものと理解してよろしいでしょうか。	実施方針（案）や要求水準書（素案）などにて、一部入札説明書等公表時に示すとしているものを除き、事業範囲は示しているとの認識です。
51	実施方針（案）	1（1）オ	対象施設	6	6	「将来的な取水可能量変更の可能性」とありますが、その上限をご教示ください。	三ツ口池での取水増量にあたっては、豊川用水関係者との合意形成が不可欠なため、示すことはできません。
52	実施方針（案）	1（2）オ	対象施設	6	12	将来取水可能量変更によって、位置エネルギーの有効活用が実現した場合のBenefitをどのように評価に反映するのかご教授ください。	評価基準の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
53	実施方針（案）	1（1）オ	三ツ口池取水可能量	6	20	将来的な取水可能量変更の可能性についての提案は、どのように評価に反映されるのでしょうか。	評価基準の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
54	実施方針（案）	1（1）オ	事業期間の延長	7	2	「不可抗力事象の発生や県の計画変更等、特定事業契約に定める事由が生じた場合、県及び事業者は、本事業期間の延長を申し出ることができます。」とありますが、任意事業を継続するかどうかについては事業者の裁量として決定できる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針（案）	1（1）ウ	本事業期間	7	5	「2040年4月1日以前の範囲で運営開始予定日を提案するもの」とありますが、再整備期間は最大で15年間であり、その場合運営期間は15年となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。再整備期間は最長で2025年12月から2040年3月31日までとして提案いただけます。
56	実施方針（案）	1（1）オ	事業期間	7	5～16	本事業開始日は2025年12月、運営開始予定日は2040年4月1日以前、事業終了日は2056年3月31日と記載されています。浄水場処理方式等の提案内容によって業務開始時期が大きく異なってくることが考えられます。運営開始予定日を早くする提案をした場合、運営期間が長期になり、運営期間を短くする提案に比べて事業費用が高額になることが予想されます。総合評価において再整備期間を短縮する提案が評価される仕組みをご提示いただけないでしょうか。	評価基準の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
57	実施方針（案）	1（1）オ	本事業期間	7	16	延長が無い場合の本事業終了日は2056年3月31日とありますが、終了後は再度同様の案件が公告されるのでしょうか。	事業終了後の扱いについて、現時点で決まっているものはありません。
58	実施方針（案）	1（1）オ	本事業期間の延長	7	17	発生した事象が不可抗力に該当するかどうかの判定は、県もしくは事業者のいずれかが申し出て双方の協議の上で決定との理解でよろしいでしょうか。	事業者の通知があった場合又は県が自ら不可抗力を認識した場合、協議の上、相互に必要な措置をとるものとする想定です。
59	実施方針（案）	1（1）オ	本事業期間の延長	7		不可抗力や貴県の計画変更等により事業期間を延長せざるを得ない場合は、延長した期間分のサービス購入料および利用料金等は事業者を支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針（案）	1（1）オ	事業期間	7	注釈15	「運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は、運営開始日の前日までとします。」との記載がありますが、遅延した場合においても運営開始日は2040年4月1日以降にはできないという意味でしょうか。	やむを得ず運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は、運営開始日が2040年4月1日以降になる可能性もある想定です。
61	実施方針（案）	1（1）ウ	本事業期間の延長	8	1	事業期間が延長となる場合においても原則、延長期間は年度毎となるとの理解でよろしいでしょうか。	延長期間は合計で5年を超えない範囲で県及び事業者が合意した期間とし、年度毎とは限りません。
62	実施方針（案）	1（1）ウ	本事業期間の延長	8	1	事業期間の延長について協議する時期は2～3年以上前からとさせて頂くことをご検討いただけないでしょうか。	不可抗力事象の発生や県の計画変更等、特定事業契約に定める事由が生じた時点から、本事業期間の延長について協議することができます。
63	実施方針（案）	1（1）オ	事業期間の延長	8	2	事業期間の延長が合計で5年を超えないとした理由をご教示ください。	事業の条件としてご理解ください。
64	実施方針（案）	1（1）オ	本事業期間の延長	8	2	「延長期間は合計で5年を超えることができないものとします。」とありますが、不可抗力等事象の発生等の理由があっても5年を超えることができないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	実施方針（案）	1（1）オ	事業期間	8	8	再整備期間が10年程度とありますが、浄水場の完成が前後した場合、コンセッションの開始もそれに合わせて前後するのでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
66	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	8	17	第三者委託について、「特定事業契約に委託禁止として定められた業務を除いて第三者に委託させることができる」との記載がありますが、作業の手戻りを防ぐため、委託禁止となる業務をご教示いただけますと幸いです。また、運転管理業務については民間事業者からの多様な提案を求める観点から委託禁止業務から除かれるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
67	実施方針（案）	1（1）オ	統括運営業務	8	26	特定事業の業務として「統括運営業務」が位置付けられておりますが、当該業務の範囲は特定事業に限らず、受託事業及び任意事業にわたるものであり、受託事業に係る当該業務の対価は、サービス購入料の一部として企業庁様から支払いを受けることができると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	8	26	特定業務の「統括運営業務」の業務範囲には、受託事業及び任意業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	実施方針（案）	1（1）オ	事業スケジュール（予定）	8	脚注17	「受託事業は、2026年4月から開始するものとします。」とありますが、その理由をご教示ください。	現状、受託事業に関する業務を他の民間事業者への委託業務として実施しており、年度替わりによる切り替えが最適であるためです。ただし、受託事業のうち、撤去施設及び維持管理施設業務等の引継ぎについては、2026年4月よりも前から実施可能です。
70	実施方針（案）	1（1）オ	受託事業	9	5	再整備以降は、ウォーターPPPレベル4への移行と記載されていますが、具体的なウォーターPPPレベル4の要件をご教授願います	公共施設等運営権の設定（コンセッション方式）を示します。
71	実施方針（案）	1（1）オ	再整備期間	9	14	事業者が事業契約締結後に行う事前調査業務の結果、事前に公表された資料等に記載の無い地中埋設物等の支障物が存在した場合は、実施方針（案）50ページの別紙4リスク分担表の『用地』欄に記載のとおり、事業者側の負担とはならず、契約変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 用地における事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもののリスクを県が負いますが、対応方法は協議により決定する想定です。
72	実施方針（案）	1（1）オ	事前調査業務	9	14	土壌汚染に係る事前調査は不要との理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染調査結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。 ご確認の上、追加調査が必要かご判断ください。
73	実施方針（案）	1（1）オ	事前調査業務	9	14	撤去対象構造物へのアスベストやPCBに係る事前調査は不要との理解でよろしいでしょうか。	アスベスト、PCBに係る調査結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。 ご確認の上、追加調査が必要かご判断ください。
74	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	9	17	i 再整備期間の・工事管理業務は、撤去及び新設に係る全ての工種が対象との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
75	実施方針（案）	1（1）オ	事業概要	9	29	維持管理施設については「豊橋浄水場再整備以降においてウォーターPPPレベル4への移行を想定」とありますが、本事業の入札において、上記の維持管理施設のウォーターPPPレベル4への移行を踏まえた事業計画の提出が必要でしょうか。それとも事業期間開始後において貴県と運営権者との間で条件協議を行う想定でしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
76	実施方針（案）	1（1）オ	b 受託事業	9	33	レベル3.5実施中において、VFM算定されることも想定されますが、レベル4移行時に、本事業契約者ではない者との契約はあり得ますか。また、当該施設のレベル4による受託を拒むことができる可能性はございますか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
77	実施方針（案）	1（1）オ	受託事業	9	29-30	ウォーターPPPレベル3.5支援型における「更新計画案の策定」は募集公告時に具体的説明があるとの事ですが、策定した事業者は更新工事の事業者選定に参加できる形になるのでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
78	実施方針（案）	1（1）オ	受託事業	9		場外管路および維持管理施設につきまして、いずれの施設も豊橋浄水場再整備以降においてウォーターPPPレベル4への移行を想定しているとのことですが、同施設のコンセッション期間中の更新費用の総額や時期の内訳、サービス購入料で支払われる割合等につきましては、早い段階でお示しいただきたく存じます。事業に参画すべきか検討するにあたり、資金調達有無や事業収支計画の見込みは重要な前提条件となっております。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
79	実施方針（案）	1（1）オ	事業概要	9	32	維持管理施設については「豊橋浄水場再整備以降においてウオーターPPPレベル4への以降を想定」とあり、また、維持管理施設の修繕及び更新は県が実施する旨記載がありますが、ウオーターPPPレベル4への移行後の修繕及更新は県が実施する想定でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウオーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
80	実施方針（案）	1（1）オ	事業概要	9	32	受託事業について、維持管理施設及び撤去施設の「修繕」は県が実施し、脚注に「軽微な修繕」はSPCが実施するとあります。「修繕」と「軽微な修繕」の違いをご教示ください。	「軽微な修繕」は維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務で、例として、蛍光灯、ヒューズ、パッキン等部品の取替に係る簡易な作業を想定しています。
81	実施方針（案）	1（1）オ	受託事業	9	32	維持管理施設の修繕や撤去施設の修繕は注記に軽微な修繕は事業者が実施と記載ありますが、受託事業者より、既設納入設備メーカーに軽微な修繕依頼を実施した際、既設納入設備メーカーが対応不可と回答あった場合、修繕を貴県にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	既設納入設備メーカーへの依頼が必要な修繕は県が実施します。
82	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	9	—	軽微な修繕とありますが、例えば、公告資料において年間決められた上限額まで、かつその業務にかかわる一回の費用額（150万円等）の範囲内で事業者が実施し、それらを超えた場合は、企業庁様にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	現時点で、軽微な修繕実施に係る費用の上限等を定める予定はありません。
83	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	9	—	軽微な修繕とは、運転員が日常業務にて行うことのできる範囲の修繕と定義してよろしいでしょうか（別紙18の小修繕に関する業務に記載される項目）。機器メーカーへ修繕委託をするような内容は、軽微な修繕ではないと考えております。	ご理解のとおりです。
84	実施方針（案）	1（1）オ	b 受託事業	10	16	豊橋南部浄水場等業務においてレベル3.5更新支援型に基づく更新提案で示される費用は本事業の入札価格に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウオーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
85	実施方針（案）	1（1）オ	事業概要	10	22	維持管理施設のうち、豊橋南部第1・第2・第3導水管については軽微な修繕を含めて一切の修繕を県が実施するという理解でしょうか。実施方針（案）P.9の最終行を読む限り、全ての維持管理施設の軽微な修繕はSPCが実施するように読めます。	豊橋南部第1・第2・第3導水管の軽微な修繕は事業者が実施します。
86	実施方針（案）	1（1）オ	場外管路等業務（場外管路、及び維持管理施設のうち豊橋南部第1・第2・第3導水管を対象とする業務）	10	22	場外管路及び維持管理施設にかかる場外管路等業務は、受託事業に含まれ、特定事業には含まれていません。これらの施設を豊橋浄水場再整備後、運営権の対象施設とする（実施方針（案）p4脚注9・10）場合、これらの施設の運営権において行われる業務内容を想定されていますでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウオーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
87	実施方針（案）	1（1）オ	修繕	10	22	④場外管路等業務に修繕が含まれていない理由をご教示下さい。	事業の条件としてご理解ください。
88	実施方針（案）	1（1）オ	受託事業	10	28	豊橋南部第1・第2・第3導水管はウオーターPPPレベル3.5支援型の対象とP4で記載されていますがここでは更新業務の対象になっているように読めます。どちらなのでしょう。	豊橋南部第1・第2・第3導水管は「維持管理施設」に分類しており、脚注25の「場外管路」に分類していません。
89	実施方針（案）	1（1）オ	修繕	10		①撤去施設及び維持管理施設業務、③豊橋南部浄水場等業務には修繕が含まれておりませんが（軽微な修繕を除く）、いつ・どのような修繕を行うかを示した修繕計画の立案から修繕の実施までを貴県で行う（事業者は業務上調整が必要な協力以外は関与しない）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	実施方針（案）	1（1）オ	更新	10		更新計画案策定業務の具体的な業務内容、提出物をご教示下さい。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウオーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等を示す予定です。
91	実施方針（案）	1（1）オ	受託事業	10		④場外管路等業務「場外管路等巡視業務」のうち要求水準書（素案）P67に示されているア管路巡視について、豊橋南部第1,2,3は要求水準書（素案）別紙19「日常巡視点検及び整備に関する業務2. 週1回実施する項目（7）導水管路巡視」と同一でしょうか。異なる場合、巡視業務詳細を開示下さい。	同一業務を示します。別紙19への記載は修正（削除）します。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
92	実施方針（案）	1（1）オ	b 受託事業 ⑤防犯対策業務	11	3	現在の防犯対策にかかる体制についてご教授ください。	センサー類による機械警備、ITVによる監視により防犯を行っています。
93	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	6	本事業に相乗効果を期待できる事業ということであれば、規模、金額、業務内容については特に制限はないという認識でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。ただし、特定事業の適切かつ確実な実施に悪影響がないことが前提となります。
94	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	11	6	任意事業を実施できる場所は、本事業の対象施設内になりますか。	任意事業の実施場所に制限はありません。
95	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	7	「事業者は、～任意の事業を行うことができます。」とありますが、実施主体は事業者によらず、事業者の管理の下、構成企業もしくは第三者が実施することは認められますでしょうか。	実施主体が事業者であれば、実施者が構成企業または第三者であっても認める想定です。
96	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	9	独立採算による任意の事業と有りますが、敷地内で事業を行う場合に借地料等、支払い義務が発生するのでしょうか。	無償を想定していますが、具体的な提案内容によります。
97	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	10	任意事業として提案した業務について、様々な事情により実施が不可能となった場合には、ペナルティが発生すると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
98	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	10	任意事業において、「当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しません。」と記載がありますが、実施方針（案）P13(ウ)水素技術活用に該当する場合であり、かつ本事業の事業目的・コンセプトと合致し、相乗効果が期待できる場合や企業庁様とプロフィットをシェアできる場合は、その限りではないという理解でよろしいでしょうか。	任意事業については、原則として事業者の負担ですが、水素技術活用による費用増加分を県が負担する想定です。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
99	実施方針（案）	1（1）オ	c 任意事業	11	11	”特段の定め”について、現時点で想定されている内容を具体的に明示いただけますようお願いいたします。	入札説明書等公表時に示す予定です。
100	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	13	「また、県内水道事業の広域連携による一層の効率化を促すため、事業者が域内市町村の水道事業に貢献することが可能な仕組みとして、域内市町村の水道事業者が業務の実施について事業者と協議することができる仕組みを構築します。」とありますが、仕組みを構築するのは貴県であり、公募時点において公表されるということでしょうか？12月の入札公告に先立ち情報収集を行いたいため、早期での仕組みの構築をお願い致します。	当該仕組みの内容は、11ページの「②任意受託業務」に示すとおりです。
101	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	14	「域内市町村の水道事業者が業務の実施について事業者と協議できる仕組み」は、任意受託事業として事業者の提案を求めるという理解で宜しいでしょうか。その場合、事業者が域内市町村の水道事業者と協議するのは特定事業契約の締結以降となるため、協議によって生じた変更による費用は変更契約協議の対象となる、という理解で宜しいでしょうか。	「仕組み」について、事業者からの提案を求めるものではありませんが、任意受託業務について、事業者が自ら提案するかどうかは任意です。域内市町村の水道事業者との協議の結果、任意受託業務が発生した場合、その経費は県から支払うことは想定していません。
102	実施方針（案）	1（1）オ	任意提案業務	11	15	社会情勢の変化や技術革新を見越した条件付きの任意提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	16	任意受託業務の実施にあたり、落札者グループのみで対応が難しい場合は、必要に応じて、落札者グループから、落札者とならなかった応募グループおよび応募者への業務発注が可能でしょうか。	可能です。
104	実施方針（案）	1（1）オ	任意提案業務	11	18	「県が事業者を選定するにあたって、応募者は、任意業務を提案することができ」とあり、選定時の提案は必須ではないと理解しました。選定時に任意事業を提案した場合、提案審査の評価対象とはならず、提案しない場合でも事業者選定において不利にならない理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解の通りです。後段に係る評価の基準については、入札説明書等公表時に示す予定です。
105	実施方針（案）	1（1）オ	任意提案業務	11	19	本事業期間中も任意業務を提案することができると思いますが、本事業における事業者選定時の提案に含まれていない事業について、社会情勢の変化や技術革新により実現が可能となった任意の事業を事業期間中に新たに提案可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	実施方針（案）	1（1）オ	再整備期間・運営期間共通	11	20	任意提案業務の実施には『事前に県の承認が必要』とありますが、承認が得られない場合は『提案不履行』となるか否か、ご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
107	実施方針（案）	1（1）オ	任意提案業務	11	20	「任意提案業務を実施する場合、事前に県の承認が必要であるものとします。」とありますが、承認に要する期間をご教示ください。	提案内容に応じ合理的な期間で判断します。
108	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	21	現段階で、任意受託業務に関する協議が求められることが想定される業務はありますか。あれば具体的にご教示願います。また、協議することとは、必ずしも事業者が行わなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。	現状想定される業務はありません。協議の結果、業務を受託しないという判断を妨げるものではありません。
109	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	21	任意受託業務について「本事業期間の範囲内において、県又は域内市町村が事業主体である水道事業等に関わる業務を受託することができる」とありますが、県又は域内市町村における水道関連事業の公正な競争環境の阻害に当たることはないのでしょうか。	県又は域内市町村は、地方自治法等の関係法令に基づき、適正に業務を発注することを想定しています。
110	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	21	任意受託業務について「本事業期間の範囲内において、県又は域内市町村が事業主体である水道事業等に関わる業務を受託することができる」とありますが、県又は域内市町村における事業期間がそれぞれ異なることが考えられます。この場合も本事業期間に限定した契約となるのでしょうか。	本事業終了後においても任意受託業務を継続することを妨げるものではありません。
111	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	24	「事業者は、本事業期間の範囲内において、県又は域内市町村が事業主体である水道事業等に関わる業務を受託することができるものとします。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認が必要であるものとします。」とありますが、特に合理的な理由がない限り県にはご承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	任意受託業務の受託が本事業の実施に悪影響を及ぼすおそれがあるなど、合理的な理由がない限り、県は任意受託業務の受託を承認します。
112	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	11	28	②任意受託業務に係る費用は、業務の発注元の自治体との契約によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	30	任意受託業務に関して、東三河地区上下水道1本化の取り組み推進について記載がありますが、要求水準書（素案）では下水道業務は含まれていません。任意業務となる可能性はありますか。	要求水準書（素案）73ページをご覧ください。
114	実施方針（案）	1（1）オ	事業概要	11	30	「県では、持続可能な上下水道サービスの提供のため、上下水道が広域で連携する上下水道一本化の取組を推進」と記載されています。県と周辺市町村に対して内容確認や意見交換のために個別打合せを行ってもよろしいでしょうか。	上下水道一本化の取り組みについては、西三河地域における検討が進められており、現在、東三河地域での検討は行われていません。当取組について県と協議することを妨げるものではありませんが、本事業に関する個別での協議には応じかねます。県が設ける意見募集や対話の機会をご利用ください。
115	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	30	企業庁様による上下水道一本化の取組による上下水道連携業務についても、協議の上、受託の判断をされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	31	「任意受託業務には上下水道連携による業務を含みます」とありますが、当該連携による業務に係る費用が新たに発生する場合、その追加費用の扱い等について企業庁様と協議できると理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合においては、任意受託業務の実施に要する費用を本事業のサービス購入料等に追加するのではなく、別途の契約として業務を発注することになることを想定しています。
117	実施方針（案）	1（1）オ	任意受託業務	11	31	「任意受託業務には上下水道連携による業務を含みます」とありますが、下水道技術が必要とする業務を行うことが出来る可能性があるという認識でよろしいでしょうか。また、その場合の協議および手続方法のイメージをご教示願います。	ご理解のとおりです。協議及び手続方法は任意受託業務の発注を検討する水道事業者等に委ねられます。
118	実施方針（案）	1（1）オ	事業範囲	11	31	「任意受託業務には上下水道連携による業務」を含むという記載がありますが、県又は東三河地域市町村が事業主体である下水道事業に関わる業務を単体で受託することができる、という理解であっておりますでしょうか。それとも、水道事業に関わる業務との連携が必須でしょうか。	任意受託業務としては、上下水道連携による下水道事業に関わる業務は受託できる想定です。
119	実施方針（案）	1（1）オ	任意事業	11	—	任意事業において、事業期間に関わらず、実施方針（案）P3,4(イ)対象施設に記載の事業用地であれば、本事業を阻害しないことを前提に、行政財産の目的外使用の許可を取得可能と考えてよろしいでしょうか。	県が承認する任意事業を実施するために必要な場合は、法令等の範囲内において、目的外使用の許可の取得もありうると考えています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
120	実施方針（案）	1（1）オ	任意提案業務	11		「任意提案業務」とはどのようなものが想定されるか例示していただけますでしょうか。また、任意提案業務の内容は水道事業と関係性がなくとも評価に影響するのでしょうか。	任意提案業務の内容については、事業者の自由な提案を受け付けます。評価の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
121	実施方針（案）	1（1）カ	事業者の収入及び費用に関する事項	12	6	県から示されるサービス購入料の予定価格は、入札実施時の物価水準に基づいて積算されたものと考えてよろしいでしょうか。将来の物価変動については見込まれていないものと考えてよいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
122	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	6	「サービス購入料として事業者に支払います」とありますが、別紙3記載のサービス購入料（A～F）毎にそれぞれ上限が設定されますでしょうか。	上限はサービス購入料毎ではなく総額として示す想定です。
123	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	7	サービス購入料は別紙3のサービス購入料AからFで構成され、そのA合計を県は300から320億円と想定しているという理解でよろしいでしょうか。また、A～Fはそれぞれ独立して積み上げた費用で、例えばAの予算がBに融通されることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、現状、サービス購入料Aを300から320億円と想定しています。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
124	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	9	「入札にあたり、県は、サービス購入料の予定価格を示すものとし、」とありますが、予定価格の設定の際に使用する労務単価や建設資材物価についていつ時点を基準日とする予定でしょうか。	入札公告時を基準とする想定です。
125	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	9	サービス購入料について、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定されるのでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
126	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	10	「サービス購入料として必要な金額を、オープンブック方式・・・提案する」とありますが、オープンブックの考え方をご提示いただけないでしょうか。	提案にあたり、サービス購入料の内訳及び利用料金の内容を費用項目ごとに提示いただくことを想定しています。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
127	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	10	「オープンブック方式の考え方に準じて」とありますが、入札の提案に限定されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	実施方針（案）	1（1）カ	オープンブック方式	12	10	「オープンブック方式の考え方に準じて別紙3に示す費用項目ごとに提案する」とありますが、別紙3に対して具体的にどのような記載が必要と考えておられるのでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
129	実施方針（案）	1（1）カ	オープンブック方式	12	10	「オープンブック方式の考え方に準じて」とありますが、これは別紙3に記載の費用項目ごとに、事業者が支払いを受けるサービス購入料として①SPCから業務を受託する企業の費用（コスト）と、②その実施に当りSPCが取得するフィーを分けて記載するという理解でよろしいでしょうか。また、SPCが直接業務を実施する場合は、かかる費用（コスト）のみの記載でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
130	実施方針（案）	1（1）カ	豊橋浄水場の再整備に要する費用	12	12	300～320億円と想定された豊橋浄水場の再整備に要する費用とは、17ページ図表8-1における「新施設業務（再整備期間）」から、13ページ「水素技術活用にかかわる費用」を除外した金額という理解で、概ねあっておりますでしょうか。	再整備に要する費用300から320億円は、図表8-1における「特定事業」の「撤去施設及び新施設業務」に要する費用（水素技術活用に係る費用除く）を示します。
131	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	12	豊橋浄水場の再整備に要する費用を300から320億円と想定されています。「豊橋浄水場の再整備に要する費用」は、p4オ（イ）a撤去施設の撤去費用及びb新施設的设计・建設費用の合算金額でしょうか？あるいは、b新施設的设计・建設費用でしょうか？	300から320億円は撤去施設の撤去費用及び設計・建設費用の合計となります。
132	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	12	豊橋浄水場の再整備に要する費用を300から320億円と想定されています。これには、ここ数年の資材価格高騰をご反映頂いておりますでしょうか？また施設設計を行っていない段階ですので費用を把握できておりませんが、同規模の過去の実績、また非常に狭隘な稼働中の施設の中での施工を鑑みると貴庁想定以上の費用を要するのではないかと危惧し確認致します。	再整備に要する費用については、必要であれば近年の物価変動を踏まえ見直したものを予定価格とし、入札説明書等公表時に示す予定です。
133	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	—	別紙3に（1）サービス購入料Aと（2）サービス購入料B～Fと区分されており、（2）については、「毎年度1回・・・」と記載され、（1）と（2）を区分されていることから想定すると、（1）はBT対象範囲であり、施設引き渡し毎に出来高払いにて、お支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
134	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12		各種サービス購入料につきましては、支払方法および支払時期の詳細を早い段階でお示しいただきたく存じます。事業に参画すべきか検討するにあたり、資金調達有無や事業収支計画の見込みは重要な前提条件となっております。	遅滞なく検討を進め、然るべき時期にお示しする想定です。
135	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金	12	16	「固定料金の上限及び変動料金の単価の上限を提示するとともに、本事業期間中の年度ごとの想定給水量を提示します。」と記載があります。他では実施方針（案）P7(ウ)では「2040年4月1日以前の範囲で運営開始予定日を提案するものとします。」との記載があり、事業者によって再整備期間と運営開始予定日が異なることが考慮されていません。事業者の提案の内容と提示価格が適切に評価されない可能性があります。適切な評価方法をご検討頂きご提示いただけないでしょうか。	評価手法等については入札説明書等公表時に示す予定です。
136	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の定義	12	17	固定料金と変動料金の定義（対象費目）について具体的にお示しいただけませんか。	県における利用料金の上限の設定にあたっては、浄水場における処理水量に関わらず発生する経費（更新費、修繕費、人件費等）に充当するものを固定料金、処理水量に応じて発生する経費（動力費、薬品費等）に充当するものを変動料金の対象とする想定です。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
137	実施方針（案）	1（1）カ	事業者の収入及び費用に関する事項	12	20	「県は、事業者を代行して、利用料金を県が收受する料金と併せて徴集します。」とあります。県が有償で代行するというのでしょうか。有償の場合、SPCが県に支払う委託料金額、支払スケジュールをご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。
138	実施方針（案）	1（1）カ	事業者の収入及び費用に関する事項	12	20	「県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金します。」とあります。一定期間は具体的にどの程度の期間でしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
139	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の定義	12	20	利用料金は固定料金と変動料金から構成されるとありますが、固定料金・変動料金の範囲については、事業者の提案にさせていただけないでしょうか。具体的には、浄水場の建築動力の使用電力量は、送水量に比例しないため固定料金に該当すると考えます。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
140	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金	12	16～20	事業者が收受する利用料金の徴収は、貴局が事業者を代行して行う旨記載されています。事業者が当該徴収を行うことが想定されない以上、万一利用料金の未払いが発生した場合のリスクは貴局が負担されるものと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
141	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金	12	20～21	貴局が、徴収した利用料金を一定期間保管される旨の記載がありますが、保管の目的及び想定される保管期間をご教示ください。	保管の目的は、要求水準違反違約金及び契約解除違約金への引き当てです。保管期間は、入札説明書等公表時に示す予定です。
142	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の提案	12	26	想定給水量を前提として利用料金を提案するものと記載されておりますが、事業開始後の特定の自由における利用料金の改定以外に、実績給水量に応じた利用料金改定（定期改定）は想定されていない認識でよろしいでしょうか。	実績給水量に応じた利用料金改定は想定していません。
143	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の提案	12		事業者は、県が提示する想定給水量を前提とし、自らの提案によって定まる運営期間において特定事業の実施に必要な利用料金を提案すると記載がございますが、万一その給水量に著しい変動が生じた際の取り扱い・リスク分担について、ご教示いただきたく存じます。	事業者が收受する利用料金は固定料金と変動料金で構成し、給水量に著しい変動（減少）があっても必要な収入を確保できるものとする予定です。したがって、事業者が負担するリスクは変動料金の部分に限られます。
144	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金	12	26	固定料金の上限及び変動料金の単価の上限を提示すると記載が御座いますが、固定料金の下限及び変動料金の単価の下限の提示いただけませんか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
145	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の提案	12	29	「固定料金の上限及び変動料金の単価の上限を提示・・・」とありますが、これらの上限額の根拠となる内訳を入札公告の際に、ご提示いただけないでしょうか。事業者が本事業に取り組むうえで、採算性の判断を根拠をもって実施する必要がありますので、ご検討をお願いいたします。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
146	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金	12	31	県が提示する想定給水量について、本事業期間中すべての水量を開示するとの理解でよろしいでしょうか。また、想定給水量の推計にあたる前提条件ほか推計方法、県水依存率等について、市町村との協議状況についても開示いただきたい。	県が想定する給水量については、推計手法を含めて入札説明書等公表時に示す予定です。
147	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の提案	12	-	統括運営業務には、「地域貢献業務」や「脱炭素推進業務」といったコスト化が困難な業務が含まれておりますが、企業庁様にて設定される固定料金及び変動料金の単価の上限を算定する上では、当然にこれらの業務に要すると想定される必要費用が見込まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	実施方針（案）	1（1）カ	サービス購入料	12	注釈28	「場外管路の更新に要する費用の扱いは、入札説明書等公表時において示します」と記載がありますが、本案件への参画にも影響が生じる重要な要素であるため、入札公告時点に限らず早めの開示をお願いいたします。	遅滞なく検討を進め、然るべき時期にお示しする想定です。
149	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	1	法令等又は県条例若しくは県の計画の変更により事業者の経営に著しい影響がある場合、利用料金を改定することとなっておりますが、リスク分担における本事業の実施に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更は貴県の負担となっております。該当事由における事業者が生じる損失は一次的に料金改定による補填、二次的に貴県からの損失補償があるとの理解でよろしいでしょうか。	主に利用料金の改定により対応する想定です。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
150	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	2	著しい物価の変動について、脚注で「公的機関等が公表している物価指標の変動に基づき固定料金及び変動料金単価を改定することを想定しています。」とありますが、実態価格と乖離しているかどうかの確認方法、乖離していた場合に利用料金を改定するルール／考え方（公表している物価指標がなくなる場合も含む）についてご教示ください。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
151	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	2	「県及び事業者は、著しい物価の変動、～利用料金を改定します。」とありますが、コンセッション事業の始期が10年程度経過した後であり、当該開始時点において相当な物価変動が既に生じることが想定されます。その場合には開始時点において利用料金が改定されることも有り得るという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
152	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	2	著しい物価変動に見積対応する機器類も含まれるのでしょうか。	見積対応可否かの別によらず、公的機関等が公表している物価指標に基づく変更を想定しています。
153	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	3	利用料金を改定する事由となる「その他特定事業契約時点で予測困難な事業環境の変化」には、「想定給水量」の変化も含まれると理解してよろしいでしょうか。	想定給水量の変化へのリスクは固定料金の設定により限定的となるため、料金改定の事由となりません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
154	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	3	<p>コンセッション期間の固定費、変動費の考え方は、それぞれ現行の県営水道料金の基本料金と使用料金に準ずるものと理解した上で質問いたします。固定費計算のベースとなる企業庁様と市町の間で決定する「承認基本水量」が減少した場合においても、提案した固定費は維持されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>万が一、承認基本水量に応じて増減する制度を検討されている場合には、SPCの経営基盤を維持するためにも一定の下限設定（●%以上減少する場合には県のリスク負担とする）を設けていただきたくお願いします。また、変動費については企業庁様が想定する需要水量（給水量の予測値）を基に単価設定を行い、実給水量で支払いが行われるものと想定します。電力費の基本料金相当額等、一定の固定的な費用は発生するものと考えられることから、同様に下限設定を設けていただきたくお願いします。他のコンセッション事業においても同様のリスク分担となっていることもご考慮いただければ幸いです。</p>	現時点において、承認基本給水量の減少の発生に合わせて固定料金を改定する想定はありません。詳細については入札説明書等公表時に示す予定です。
155	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	3	<p>変動料金に含まれる費用には、例えば電力費の基本料金など固定的な費用が含まれると思料いたします。これら変動料金に含まれる固定的な費用を念頭に、変動料金の支払いに関して一定の下限設定がされていると理解してよろしいでしょうか。</p>	変動料金は、運営権設定対象施設から送水した水量に単価を乗じて得られる額とします。なお、利用料金の提案方法については、入札説明書等公表時に示す予定です。
156	実施方針（案）	1（1）カ	利用料金の改定	13	3	<p>「事業者の経営に著しい影響がある場合」とありますが、その該当性は事業者側の経営判断に基づくものと理解してよろしいでしょうか？</p>	入札説明書等公表時に示す予定です。
157	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係る費用	13	4	<p>貴県として当該水素技術活用の期待値を具体的にお示しください。当該対象地は決して広大ではなく、既存施設を準備再整備していくものと想定しており、水素技術活用が物理的に制限を受け得るものと考えられます。また、技術活用の目標（収益化等の）についても具体的にお示しください。</p>	県是水素の社会実装を推進した取組を強力に推進しており、手法を問わず、何等かの導入を望んでいます。収益化等具体的な目標設定を行うものではありません。
158	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係る費用	13	5	<p>「水素技術活用のための設備投資に係る費用については、サービス購入料とは区分し、自己負担及び外部資金調達、県に求める負担額（国等からの財政支援を含む。）を区分して提案を求めることを想定しています」、図表7「※2 水素技術活用に係る費用のうち県が負担する費用について、サービス購入料とは別とする」、欄外「※30 水素活用事業費は、入札価格に含めないことを想定しています。」とあります。水素利活用設備の導入を提案する事業者は、導入費用及び運用費用において、「自己負担及び外部資金調達」、「企業庁様に求める負担額」「補助金申請額」を提案するという理解でよろしいでしょうか。尚、企業庁様の求める事業を提案するため、予算規模についてご提示いただけないでしょうか。</p>	水素技術活用に係る費用の負担についてはご理解のとおりです。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
159	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用	13	6	<p>水素技術を活用した設備を提案、とありますが、水素技術活用は特定事業、委託事業、任意事業の中のどの事業の中に含まれるのでしょうか。</p>	本事業の実施にあたって水素技術を導入することは特定事業における統括運営業務に含みます。なお、具体的な技術の導入先については、特定事業、委託事業、任意事業の別に限るものではありません。
160	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係る費用	13	6	<p>「事業者は本事業の実施にあたり、水素技術を活用した設備を提案し、県と協議の上、導入することとします」とありますが、実施義務は生じないとの理解でよろしいでしょうか。県と協議の上、実施できない場合でも履行義務違反にならないでしょうか。</p>	事業者は水素技術導入の実施義務を負いますが、県との協議の結果実施しない場合もあります。その場合、履行義務違反とはなりません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
161	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係わる費用	13	7	「水素技術活用のための設備投資に係る費用については、サービス購入料とは区分し、自己負担及び外部資金調達、県に求める負担額を区分して提案」とありますが、水素活用事業費のうち、運転維持管理費については、県が負担して頂けると理解してよろしいでしょうか。 現時点で水素活用事業単独で採算を確保することは非常に困難と思料いたします。	水素活用事業費のうち、運転維持管理費についても県に求める負担額があれば提案いただくことを想定していますが、詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
162	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術	13	7	本事業提案書に記載した事項について、県との協議により導入が困難である（物価変動等リスク（公的な物価指標による変動を超える価格高騰等により）場合、事業実施困難の判断をあり得るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係わる費用	13	8	本項目については『サービス購入料とは区分し・・・』とあり、欄外の注記30にも『入札価格に含めない』とありますが、『自己負担と県に求める負担額を区分して提案を求める』とありますので、県に求める負担額が少ないほど、高く評価されるものと理解してよろしいでしょうか。	評価手法等については詳細を入札説明書等公表時に示す予定です。
164	実施方針（案）	1（1）カ	事業者の収入及び費用に関する事項	13	8	水素技術活用について「自己負担及び外部資金調達、県に求める負担額（国等からの財政支援を含む）」とあります。自己負担、外部資金調達、県負担額、国等からの財政支援の割合をご教示ください。また、県及び国等からのSPCへの送金スケジュールをご教示ください。	自己負担、外部資金調達、県負担額、国等の財政支援の割合を含め提案を求める予定です。送金スケジュールについては、事業者との調整により決定する想定です。
165	実施方針（案）	1（1）カ	運営権対価	13	11	運営権対価相当額が0（ゼロ）円という提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	可能です。
166	実施方針（案）	1（1）カ	事業者の収入及び費用に関する事項	13	12	「県は、上記（ア）及び（イ）で提示するサービス購入料及び利用料金の上限額の合計から上記（ア）及び（イ）で応募者が提案したサービス購入料及び利用料金の合計を減じた事業費削減効果を運営権対価相当額として認識します」と記載されていますが、本事業における運営権対価の設定はあるのでしょうか。設定される場合、金額算定方法及び事業期間中の特定事業契約終了した場合の返還の取扱いについてご教示ください。	運営権対価の設定はありません。
167	実施方針（案）	1（1）カ	運営権対価	13	12	「提示するサービス購入料及び利用料金の上限額の合計」は公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	実施方針（案）	1（1）カ	運営権対価	13	14	事業費削減効果を運営権対価相当額として認識すると記載がありますが、事業者にとっては削減効果によって資金拠出を抑えられた部分（つまり資金拠出をしていない）となります。当該部分を運営権対価としてのご想定は会計処理をお示しくください。（資金拠出していない部分を資産計上し、減価償却をする処理が可能なのか判断がつかかねます）	県が、事業費削減効果を運営権対価相当額として認識するだけであり、特段の会計処理を行うものではありません。
169	実施方針（案）	1（1）カ	運営権対価	13		県は、県が提示するサービス購入料及び利用料金の上限額の合計から、応募者が提案したサービス購入料及び利用料金の合計を減じた事業費削減効果を運営権対価相当額として認識することですが、特定事業契約が解除された際の運営権対価相当額の取り扱いをご教示いただきたく存じます。特定事業契約が解除された場合、経過期間と残存期間で案分した運営権対価相当額の残高は事業者に戻されるという理解で認識相違ございませんでしょうか。	県が事業費削減効果を運営権対価相当額と認識するのみであり、特段、運営権対価としての会計処理を行うものではありません。
170	実施方針（案）	1（1）カ	運営権対価	13	図表7	提案額1と提案額2の差額を運営権対価相当額として認識されるとの記載がありますが、サービス購入料、利用料金収入とも改定される可能性があることから、当該額は時点によって変動するものと考えられます。制度上は、あくまでも運営権対価は0円であり、運営権対価相当額はあくまでも企業庁様の認識上のものという理解でよいでしょうか。今後の提案検討における担保設定等の可能性を踏まえた上での質問です。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
171	実施方針（案）	1（1）カ	事業者の収入及び費用に関する事項	13	20	「水素活用事業費は、入札価格に含めないことを想定」している旨記載がありますが、水素活用事業の提案に係る評価項目と基準についてご教示ください。	評価手法等については詳細を入札説明書等公表時に示す予定です。
172	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係わる費用	13	—	現時点では水素を活用した事業で採算を得ることが期待できないと考えております。「水素技術活用に係る費用」において、設備投資以後のOPEXに相当する内容を自己負担とした場合、これが義務事業に資する技術活用であれば事業者が収受する利用料金にて費用（資金）を充当することになり、利用料金の高騰を招く可能性がございます。これは企業庁様の趣旨に反さないと考えてよろしいでしょうか。	ご意見として承りました。なお、現時点において、水素技術活用に係る運営費を利用料金に反映することを想定していません。
173	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係る費用	13	33 （脚注30）	「水素活用事業費は、入札価格に含めないことを想定しています」とありますが、含まれない場合、入札価格低減のため、水素に関連する費用（設備の整備費・維持管理費等）をできる限り水素活用事業費にシフトすることが考えられます。競争の公平性確保のため、水素活用事業費の定義及び費用の振分け基準は今後設定されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
174	実施方針（案）	1（1）カ	水素技術活用に係る費用	13	7 （脚注30）	水素活用事業費の内、本体事業費と重複する部分を水素活用事業費とすることも可能と考えられますので、考え方をお示しいただけますでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
175	実施方針（案）	1（1）カ	図表7 事業者の収入及び費用のイメージ	13		図表7に記載の愛知県から伸びている「サービス購入料の支払」という矢印について、再整備費等と運営・維持管理費を囲んでいる黒枠全体を指しているように見受けられますが、再整備費等のみを指しているという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
176	実施方針（案）	1（1）カ	図表7 事業者の収入及び費用のイメージ	13	—	「再整備費等」に対して「提案額1のサービス購入料」が少額の場合は、差額がみなし運営権対価として理解できる一方、「提案額2の利用料金収入」が「運営・維持管理費」より少額となっている意図が不明瞭です。「再整備費等」と「提案額1のサービス購入料」の差額であるみなし運営権対価部分を「提案額2の利用料金収入」で賄う意図であれば理解できます。	図表7における「運営・維持管理費」は県が実施する場合に発生する費用を示し、提案額2は事業者が実施することによる業務の見直し等を踏まえたコスト削減を含むものを示したものです。
177	実施方針（案）	1（1）キ	事業者による運営の結果生じる支出減の帰属	14	2	「原則としてその全額を事業者に帰属させることを想定しています。」とありますが、事業者に帰属させないケースを具体的にご教示ください。	現時点で例外として具体的に想定しているケースはなく、県に帰属させるべき合理的な理由がない限り、事業者に帰属します。
178	実施方針（案）	1（1）キ	事業者運営による 支出減	14	2	「本事業期間中において、クに定める要求水準の変更を伴わず事業者の創意工夫によって生じる経費節減による支出減については、原則としてその全額を事業者に帰属させる」との記載がありますが、薬品代、電気代等の経費節減による支出減があった場合、受託民間事業者に全額帰属と考えるものと同様に、経費増となった場合も受託民間事業者による責任という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14	4	「減少費用の10分の5を上限としてサービス購入料又は利用料金収入を減額することができる」とあり明確な割合が示されていないが、結果及び内容に応じて対象案件ごとに都度、協議で割合を決めるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
180	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14	5	メリットを得るために要求水準を変更して事業を行う際に、プロフィットシェアが設定されるということではよろしいでしょうか。逆に、要求水準を変更せずに、事業者が運営上の工夫によりメリットが得られたものについては、事業者側がそのメリットを享受するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	実施方針（案）	1（2）ク	プロフィットシェア	14	6	プロフィットシェアに関する記載が御座いますが、ロスシェアに関する、考えをご教示ください。	本事業の実施上の責任は原則として事業者が負うものとなりますが、固定料金の採用などにより一部のリスクについては例外的に県が負担する場合があります。詳細は、入札説明書等公表時に示す予定です。
182	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14	6	任意事業において、土地借用料以外に県に支払わなければいけない費用について現時点での想定があればご教示ください。	具体的な提案内容によります。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
183	実施方針（案）	1（3）ク	プロフィットシェア	14	7	「要求水準に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等であって、当該業務に要する費用の減少を伴うものを提案することができる」との記載がありますが、受託民間事業者からの効果的で効率的な手法の提案は、事業期間において、随時提案可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14	9	県は、SPCの提案に基づいて要求水準を変更することができ、この場合、「これに伴う減少費用の10分の5を上限として」とあります。プロフィットシェアの割合が0から10分の5まで変わり得ると理解しましたが、割合の確定ルール/考え方を教えてください。	県及び事業者の協議により個別具体的に県が判断します。
185	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14	9	県は、SPCの提案に基づいて要求水準を変更することができ、この場合、「これに伴う減少費用の10分の5を上限として」とあります。この減少費用についての確定ルール/考え方（減価償却費や金利などの係るコストを除いたものなど）について教えてください。	業務に直接要する費用の減少額を基本とし、事業者からの提案に基づき県及び事業者が協議して県が判断します。
186	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14	9	「これに伴う減少費用の10分の5を上限としてサービス購入料又は利用料金収入を減額することができます」とありますが、減額金額については、県と事業者の協議によるのでしょうか。または予め県が決めた基準によるのでしょうか。協議による場合、協議の方法及び時期をご教示いただけますようお願いいたします。	減額金額については、事業者からの提案に基づき県及び事業者が協議して県が判断します。協議の時期については、事業者から提案があった場合、遅滞なく実施します。
187	実施方針（案）	1（1）キ及びク	支出減の帰属およびプロフィットシェア	14		キおよびクいずれも、事業者の創意工夫や効率化提案によるコスト縮減に関する取り決めですが、キは「全額」、クは「10分の5」と事業者の収入に差異があります。この2項目の内容の相違についてご教示ください。	要求水準の変更を伴うか否かの違いです。
188	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14	11～12	要求水準の変更のために運営権対象施設に対する設備投資等を行う場合、当該変更によって貴局も利益を得る点に鑑み、（当該設備投資等が更新に該当するか否かにかかわらず）貴局においても当該設備投資等に要する費用をご負担いただけるものと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	要求水準の変更のために必要な設備投資等のうち、運営権設定対象施設に対するものは、事業者が自らの責任と費用負担により行うものとします。
189	実施方針（案）	1（1）ク	プロフィットシェア	14		”10分の5を上限として”とございますが、上限を下げいただくことはできないでしょうか。	ご意見として承りました。
190	実施方針（案）	1（1）ケ	事業者譲渡対象資産	14	18	事業者譲渡対象資産のリスト（該当施設、名称、仕様、個数、経過年数等）をお示しいただけますでしょうか。	譲渡手続きについては、入札説明書等公表時に示す予定です。
191	実施方針（案）	1（1）ケ	事業者譲渡対象資産	14	18	「事業者譲渡対象資産」とは「県が保有する本事業に必要な備品及び消耗品等の資産」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	実施方針（案）	1（1）コ	運営権の残存期間終了時の取扱い	14	28	県は、事業者は支出した運営権設定対象資産の更新に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を事業者に支払うことを想定しています。との記載がありますが、以下2点確認させてください。 ①更新に係る費用の事業期間内の減価償却相当額は利用料金に反映させる理解でよろしいでしょうか。 ②運営権設定対象資産の更新投資は運営権設定期間か経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却をするものと理解しており、運営期間内で基本的に全額償却され得るものと考えております。当該記載の残存価値相当額は更新に係る費用をすべて経済的耐用年数で減価償却することを想定しているのでしょうか。	更新費用の扱いについては詳細を入札説明書等公表時に示す予定です。なお、残存価値相当額は更新に係る費用を法定耐用年数で減価償却することを想定したものです。
193	実施方針（案）	1（1）コ	対象施設	14	28	「県は、事業者が支出した運営権設定対象の更新に係る費用について、本事業期間終了後の残存価値相当額を事業者に支払うことを想定している」と記載がありますが、価格評価には含まれるのでしょうか。	評価手法等については入札説明書等公表時に示す予定です。
194	実施方針（案）	1（1）コ	事業者の保有資産等（備品等を含む）	15	6	『県等は、当該資産のうち、必要と認めたものを時価で買い取ることができ、残存簿価ではないとの理解でよろしいでしょうか。』との記載がありますが、ここで言う『時価』は文字通り時価であり、残存簿価ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
195	実施方針（案）	1（1）コ	業務の引継ぎ	15	8	「事業者は、運営権の存続期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に県等に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保の上、適切な業務引継ぎを行わなければなりません。」とありますが、次期受託者にかかる費用は次期受託者にて負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、例えば、次期業務実施者へ引き継ぐ運転マニュアル等の作成、引継ぎ業務のために発生する事業者側人件費等については、事業者の責任と費用負担により行っていただきます。
196	実施方針（案）	1（1）コ	業務の引継ぎ	15	9	引継準備期間を確保するように記載が御座いますが、現時点で想定準備期間をご教示ください。	3か月程度を想定しています。
197	実施方針（案）	1（1）サ	追加投資等の取扱い	15	1	自らの責任及び費用負担をすることと記載されておりますが、事業者は当該費用を利用料金として回収していく必要があるものと理解しております。利用料金は貴県から示される単価をベースに算定することになりますので、貴県で想定している追加投資等の規模（時期や金額等）について開示をお願いいたします。	運営期間中の事業者の経費節減等収益性の改善・確保及びカーボンニュートラルの実現に資する追加投資を示すもので、事業期間中に随時事業者から提案を受け付けるものです。
198	実施方針（案）	1（1）サ	追加投資等の取扱い	15	14	本号に記載の『追加投資』が指す範囲には更新は含まれないという理解でよろしいでしょうか。あくまでも対象となる範囲は運営権設定対象施設の既存施設、既存設備、既存備品であり、それらの性質を変更することなく、機能増強を行うための投資という理解でよろしいでしょうか。	追加投資は、提案時に見込んでいなかった新たな設備投資を指し、更新とは異なる概念です。
199	実施方針（案）	1（1）サ	追加投資等の取扱い	15	17	『追加投資に先立ち、県が補償の対象とすることを事業者に通知したものである。』との記載がありますが、この手続きの詳細は実施契約書（案）等で明示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。現時点の理解としては、追加投資を実行する前段階（例えば、次年度改築計画を提出する時期等）において貴県からの承認を得て、補償の対象とする旨の何らかの明示があった場合と想定しています。	入札説明書等公表時に示す予定です。
200	実施方針（案）	1（1）サ	事業者の保有資産等（備品等を含む）	15	24	事業者の保有資産等（備品等を含む）について、新規投資・改修・追加投資を行う場合、県の事前承認が必要とされていますが、事業者の事業活動が必要以上に拘束されることは避ける必要があるため、少なくとも重要性の低い資産（備品等）については、承諾ではなく通知にいただいただけませんかでしょうか。仮に原案通りとする場合、特に合理的な理由がない限り県にはご承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見として承りました。
201	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17	-	「豊橋南部浄水場及び場外管路等業務に関して、更新後はレベル4への移行を想定している」と記載ありますが、レベル4移行後に関しては、コンセッション範囲に含まれる、という理解でよろしいでしょうか。提案時は移行後の金額の提示は求められず、移行の際は、運営権対価や利用料金収入の支払額等を企業庁と事業者間で協議し、提案当時の値を見直していく、という理解でよろしいでしょうか。また、その際は、意向に伴う設計変更検討等の費用も加味いただけるという理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
202	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17	-	事業方式BTの個別目的に「水素技術を活用した脱炭素化の導入」とあります。BT期間（25年12月から10年程度）の中で、事業者は段階的に設備撤去と新設備導入を進めて参りますが、水素技術を導入する時期について制限を設ける予定はありませんでしょうか。例えば、BT期間中に水素技術は導入し、BT期間における導入～コンセッション移行時～コンセッション運用時にかけて水素技術の活用範囲を広げる等を検討していますが、問題ありませんでしょうか。また、水素技術の導入時期が早ければ早いほど技術評価等の評価につながる、と考えてよろしいでしょうか。	水素技術導入の時期に定めはありません。評価手法等については入札説明書等公表時に示す予定です。
203	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17		受託事業のうち「撤去施設及び維持管理施設業務」「豊橋南部浄水場等業務」の「軽微な修繕」は要求水準書（素案）別紙10、別紙19記載の「小修繕に関する業務」に該当しますでしょうか。また、小修繕に関する業務のうち「その他、必要と認められる軽微な故障時の処置」の詳細をご教授ください。	ご理解のとおりです。メーカー等への修繕工事発注が必要なく、維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務を示します。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
204	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17	-	図表8-1 受託事業中「維持管理施設（豊橋南部第1～第3導水管）」について、「更新支援型」との記載が次ページにもございますが、どのようなご理解をするのがよろしいでしょうか。（誤りであれば訂正願います）	10ページ④場外管路等業務及び脚注25を確認ください。
205	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17	-	レベル3.5更新支援型（対象施設：森岡取水場、豊橋南部浄水場、豊橋南部第1・第2・第3導水管）施設の更新計画を策定するものと理解しましたが、本施設更新計画策定にあたり県の関与の有無及びその範囲についてのお考えについてご教授ください。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
206	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17	-	また、本計画に基づき、予算の制約等から県が更新等実施をしないことが想定されますが、レベル4移行後においてこれを起因とする事故等の発生がある場合のリスク分担についてどのようにお考えかご教授いただきたい。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
207	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17	—	特定事業＝統括運営業務となっておりますが、当該業務の範囲は特定事業に限らず、受託事業及び任意事業にわたるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	実施方針（案）	図表8-1	本事業の概要	17		【図表8-1 本事業の概要】において、事業方式として、「BT」「コンセッション」「委託 レベル3.5更新支援型に準ずる委託」「レベル3.5更新実施型に準ずる委託」「委託」とありますが、この様なスキームにした意図をご教示下さい。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めたものです。現在も検討を継続しており、その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
209	実施方針（案）	図表8-1	事業範囲	17	—	排水処理施設と森岡取水場は維持管理施設なので事業者での設備更新は含まれていませんが、30年間の事業期間内に設備更新が必要になることが考えられます。その場合は、企業庁様にて設備更新を実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	実施方針（案）	2（1）	事業者の募集及び選定方法	19	9	本事業における事業者の選定方法の中で、新施設の運営にかかるエネルギーの消費改善効果等を定量評価して選定基準に反映する予定はあるでしょうか。実施方針（案）(1)エ②に示される本事業のコンセプトである『浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現』のためには、エネルギー消費量の比重が大きく、かつ提案時における定量評価の精度を高く見込むことのできる新施設の運営にかかるエネルギー消費（ポンプ設備の稼働等）に対する評価が重要と想定されるためです。	評価手法等については入札説明書等公表時に示す予定です。
211	実施方針（案）	2（1）	事業者の募集及び選定方法	19	13	敷地内での水素技術活用とございますが、本事業に関連した敷地外での水素技術活用についての制限はございますでしょうか。	制限を設ける予定はありません。
212	実施方針（案）	2（1）	事業者の募集及び選定方法	19	14	「東三河地域経済への貢献等・・・提案を高く評価します。」とあり、本事業における施設整備・運営にあたり東三河地域に拠点を置く企業からの調達の有無も評価対象になると思われますが、その規模も評価対象となるのでしょうか？	評価手法等については入札説明書等公表時に示す予定です。
213	実施方針（案）	2（1）	事業者の募集及び選定方法	19	17	「これらの革新的な提案を高く評価します。」とございますが「高く評価」とは、どのような仕組みか現段階のお考えをご説明頂きたい。	評価手法等については入札説明書等公表時に示す予定です。
214	実施方針（案）	2（1）	事業者の募集及び選定方法	19	-	1（1）オ（ウ）aに『応募者は、（中略）2040年4月1日以前の範囲で運営開始予定日を提案するものとします』と記載がありますが、各応募者がこの範囲内で各々異なった運営開始日を提案した場合、その運営開始予定日の遅速は応募者に対する評価に影響するのでしょうか。	評価手法等については入札説明書等公表時に示す予定です。
215	実施方針（案）	2（2）	選定の手順及びスケジュール	20	2	実施方針（案）及び要求水準書（素案）の公表後、12月に予定される入札公告までの期間に、本事業への応募を検討するために必要な情報の公表予定がありません。公告後、直ちに事業参加の可否を検討できるように、各種条件を公表して頂くことは可能でしょうか？	遅滞なく検討を進め、然るべき時期にお示しする想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
216	実施方針（案）	2（2）	選定の手順及びスケジュール	20	8	2024年12月に『入札公告』から『参加表明書の受付・参加資格の確認』まで行うと記載されておりますが、公告内容を理解した後、参加申請に向けて社内協議が必要となります。社内決済手続きに必要な期間、また年末であることを考慮すると、現在ご提示頂いている期間では社内決済を得ることが難しいことを懸念しております。公告から参加申請までの期間を2か月以上として頂くことは可能でしょうか？	ご意見として承りました。
217	実施方針（案）	2（2）	選定の手順及びスケジュール	20	14	入札説明等に関する個別対話については、複数回実施されるという理解でよろしいでしょうか。また、何回程度を想定されているでしょうか。	現時点で回数を想定したものはありません。意見を踏まえ必要であれば、適宜対話を設定する予定です。
218	実施方針（案）	2（2）	選定の手順及びスケジュール	20	15	入札説明等に関する個別対話については、複数回実施される場合、各実施回の回答は各回実施後に参加者にのみ公表され、「2025年6月個別対話に関する回答の公表」で全実施回の最終回答が公になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、周知することが本事業を実施する上で有効であると判断された場合に限り、特殊な技術、ノウハウ等に係る参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除きます。
219	実施方針（案）	2（3）イ	質問及び意見ヒアリング	21	25	個別にヒアリングされた質問及び意見に関する内容については、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除いて、公表されるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	実施方針（案）	2（3）ウ	原水の提供	21	27	原水の提供について記載がございますが、提案設計において提供された原水の水質データのみが評価されるわけではなく、企業庁様による原水水質データや過去の実験における原水データについても技術評価を行う上で活用されるの理解でよろしいでしょうか。	設計及び運営の提案にあたっては、提供した原水水質データのみでなく、過去の原水水質データを含めご検討ください。
221	実施方針（案）	2（3）ウ	豊橋浄水場原水の提供	21, 22		原水採水の機会を頂けるのはありがたいのですが、浄水方法検討には年間を通じた原水水質の推移が必要です。数年間の原水水質データ（日報）を提供していただけるのでしょうか。	インフォメーションパッケージとして提供している「豊橋浄水場日報」、「水質年報」をご確認ください。
222	実施方針（案）	2（3）エ	水素技術活用に係る個別対話	22	23	対話時期が24年6月と直近です。事業概要、概算事業費、実現可能性等、対話内容を実際に事業者が提案するかどうかは、事業者に一任されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	実施方針（案）	2（3）オ	応募手続き等	23	19	「実施方針（案）」の公表時期を教えてください。また、「実施方針（案）」の公表後に応募者の質問及び意見等を募集する手続きがあるかご教示ください。	実施方針（案）については、遅滞なく検討を進め、然るべき時期にお示しする想定です。質問及び意見等の募集も併せて行う予定です。
224	実施方針（案）	2（3）オ	実施方針（案）の公表	23		実施方針（案）の公表後における応募者の質問及び意見を踏まえ、見直して公表されるとございますが、『想定』されている時期についてご教示ください。	遅滞なく検討を進め、然るべき時期にお示しする想定です。
225	実施方針（案）	2（3）シ	入札の取り止め等	24	18	競争性が担保されないとは、複数の応募事業者が存在しないケースも想定されますでしょうか。	複数の応募者が入札に参加しなかったことのみをもって、入札を取り止めることは想定していません。入札を取りやめるかどうかは、個別具体の状況により判断します。
226	実施方針（案）	2（4）ア	応募者等の資格	24	26	応募企業若しくは応募グループの構成企業は他の応募者等に参加できないものとされています。出資を伴わない企業は、他の応募者等に参加することは可能でしょうか？	可能です。
227	実施方針（案）	2（4）ア	応募者の構成注釈34	24	注釈	任意事業に参画する企業が構成員になることは認められるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	実施方針（案）	2（4）ア	応募者等の構成	24		注釈34に「これら以外の業務にのみあたる企業が構成企業となることを妨げるものではない」との記載がございますが、P8の1（1）オ（エ）①に示された統括運営業務や任意事業、水素技術活用、P17の図表8-1本事業の概要に示された各委託も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	実施方針（案）	2（4）ア	応募者等の構成	25	1	「〔企業名の明記を必須とする業務〕・撤去施設及び新施設業務のうち、設計業務、工事業務及び工事監理業務・新施設業務（運営期間）のうち、運転管理業務」とあります。水素技術活用のための設備導入者や管理運営者は、明記不要で、構成企業には必ずしも含めなくてよく、応募グループの他の応募者として参加することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
230	実施方針（案）	2（4）ア	応募者等の構成	25	3	「新施設業務（運営期間）のうち、運転管理業務については、企業名の明記を必須」とされており、要件設定がなされています。本事業におけるSPCからこの企業への運転管理業務が委託発注されることを想像しますが、この企業から別の者への再委託については認められるとの認識でよろしいでしょうか。 また、「運転管理業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとします。」とございますが、この企業を含むJVのほか、本業務を担う新たな法人（SPC等）による受託についても認められるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	実施方針（案）	2（4）ア	構成企業の取扱い	25	4	【構成企業を変更（脱落を含む。以下、本項において同じ。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議する】とありますが、応募企業又は構成企業の指名停止は協議事由となるかご教示下さい。	応募者の申し出を受けて、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じたと県が判断した場合は協議に応じます。
232	実施方針（案）	2（4）ア	代表企業の取扱い	25	4	【代表企業は、原則、変更できないものとします。ただし、再整備期間から運営期間への移行にあたり、代表企業の変更を求めることができ、代表企業の要件を満たす限り変更を認めます。新たな代表企業は当初特別目的会社設立時点の出資企業の中より選任されるものとします。】とありますが、代表企業の変更の申請時期は、再整備期間から運営期間への移行前までに申請するとの理解で宜しいでしょうか。また、代表企業を変更する場合において、県との必要な手続き等があればご教示下さい。	運営期間開始日以降に、県の書面による承認を得た場合は、代表企業の変更を認めることとする想定です。
233	実施方針（案）	2（4）ア	代表企業の取扱い	25	5	代表企業は原則変更できない。ただし、再整備期間から運営期間への移行にあたり、代表企業の変更を認めると記載がございますが、参加表明書の提出以降に代表企業が参加要件を満たさない事由が発生した場合は、構成企業とは異なり、変更することは出来ないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合においては、協議の上、県がやむを得ない事情があると判断した場合は、代表企業の変更を認めることがあります。
234	実施方針（案）	2（4）ア	代表企業の取扱い	25	6	「再整備期間から運営期間への移行にあたり、代表企業の変更を求めることができ、代表企業の要件を満たす限り変更を認めます」と記載されていますが、代表企業の変更は、提案時に変更内容（予定）を明示する必要はないという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	実施方針（案）	2（4）ア	代表企業の取扱い	25	6~8	代表企業の要件が自己資本50億円以上のみとなっているため、仮に代表企業を変更した場合でも、SPCの出資比率は変更しなくてもよい（代表企業より構成員のほうが出資比率が高くて問題無い）と理解してよろしいでしょうか。	代表企業には、事業者の安定的な事業運営に関して中心的な責任を負っていただく想定です。そのため、出資比率が最大であることを求めます。
236	実施方針（案）	2（4）ア	構成企業の取扱い	25	13	「・・・構成企業として追加される者が、次のイのすべての要件を満たす場合に限り、・・・」とありますので、イに記載の応募者等の参加要件を満足していれば、構成企業の要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、追加される構成企業が設計又は工事監理、工事、運転管理のいずれかの業務にあたる場合は、各業務にあたる企業の要件を満たす必要があります。
237	実施方針（案）	2（4）イ	応募者等の参加要件	25	19	基本的考え方において、「外国法人の場合」の取り扱いに関する記載がりましたが、実施方針（案）においても同様に、（オ）について、その適用法令において同等の要件を満たしていると貴県が確認できれば、外国法人が応募者として参加することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
238	実施方針（案）	2（4）イ	応募者の参加要件	26	3	社外取締役及び社外監査役は「人的関係において関連する者」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	実施方針（案）	2（4）イ	応募者等の参加要件	26	15	資本関係については、出資比率に関わらないという理解で宜しいでしょうか。	脚注35をご参照ください。
240	実施方針（案）	2（4）ウ	応募者の資格要件	26	28	「ウ 応募者等の資格要件」は、本事業の応募者等に求める要件に加え、実施方針（案）p9に示される②撤去施設及び新施設業務、③新施設業務に求める資格要件であり、事業期間中における全ての業務にかかる資格要件ではないものと理解してよろしいでしょうか。場外管路更新工事や小規模な浄水場内工事等、必ずしも当該要件を必要としない工事を地域企業等に発注できなくなることを懸念しております。	ご理解のとおり、「ウ 応募者等の資格要件」は、撤去施設及び新施設業務のうち設計又は工事監理にあたる応募者等及び新施設業務（運営期間）のうち運転管理にあたる応募者等に求められる要件です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
241	実施方針（案）	2（4）ウ	代表企業の要件	26	29	参加要件として、令和6年度及び令和7年度の愛知県競争入札参加資格者名簿への記載が求められていますが、「役務提供、又は建設工事及び設計」への名簿登録と記載されています。この記載は、「役務提供」「建設工事」「設計」のいずれかの参加者名簿に記載があれば条件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	実施方針（案）	2（4）ウ	各業務にあたる企業の要件	27	5	設計又は工事監理、工事、運転管理以外の業務にあたる者については、資格要件はなく、イの参加要件を満たすのみで参加できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	実施方針（案）	2（4）ウ	各業務にあたる企業の要件	27	6	「設計業務又は工事監理業務にあたる企業」、「工事業務にあたる企業」、「運転管理業務にあたる企業」の参加要件を満たすものとして参加申請した企業は、下請けとして業務を実施するだけでなく、必ず構成企業となりSPCに出資する必要があるのでしょうか？また、工事業務にあたる企業として、土木工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事が求められておりますが、これらを満たす企業として参加申請をした企業についてもすべて構成企業となりSPCに出資する必要があるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
244	実施方針（案）	2（4）ウ	設計業務又は工事管理業務にあたる企業	27	17	設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件は理解しました。要求水準書（素案）P.40「オ 設計業務の実施体制」によると事業者が各工種の設計担当者を配置することになっています。事業者に設計業務にあたる企業が属していれば、設計担当者は事業者の構成企業に属しているすべての企業の中から配置すればよいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	実施方針（案）	2（4）ウ	各業務にあたる企業の要件	27	27	設計業務又は工事監理業務にあたる企業の資格要件④については、実績要件として④に示される条件以外はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	実施方針（案）	2（4）ウ	各業務にあたる企業の要件	27		【応募者等のうち設計又は工事監理、工事、運転管理の各業務にあたる者は、それぞれの資格要件をすべて満たすものとします。】とありますが、応募者等のうち設計又は工事監理、工事、運転管理の各業務にあたる者以外の者の資格要件の記載がありませんが、愛知県競争入札参加資格者名簿に登録は必要ないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	実施方針（案）	2（4）ウ	応募企業又は応募グループの代表企業の要件	27		代表企業の要件について「役務の提供、又は建設工事及び設計」の名簿登録を求められておりますが、2の（4）ウ（イ）のa・b・cで各業務にあたる企業の要件では『それぞれ』に求められていることから、代表企業の要件について役務の提供、建設工事、設計に係る名簿の『いずれか』に登録されていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	実施方針（案）	2（4）ウ	応募企業又は応募グループの代表企業の要件	27		代表企業の要件について「役務の提供、又は建設工事及び設計」の名簿登録を求められておりますが、2の（4）アに記載された「あたる業務」に必要な登録との一致は必ずしも必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	実施方針（案）	2（4）ウ	工事業務にあたる企業	28	9	「公称能力10,000m ³ /日以上規模を有する上水道の浄水場の建設完了実績」とありますが、「拡張工事」「増設工事」「その1工事（のみ）」「その2工事、その3工事（のみ）」など、施設の一部を施工した実績があれば認められるでしょうか。「上水道の浄水場」にて網羅すべき施設や要件等があればご教示ください。またその場合、当該工事後の浄水場全体の公称能力が10,000m ³ /日以上であれば実績として認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、「部分的な施工」のうち、耐震補強工事や塗装工事、一部部材の取替など、構造物築造（一体的な機器の納入）を伴わないものは実績として認められないと考えています。
250	実施方針（案）	2（4）ウ	工事業務にあたる企業	28	9	同様に「公称能力10,000m ³ /日以上規模を有する上水道の浄水場の建設完了実績」に、「配水池工事」「ろ過装置築造工事（土木・建築）」「沈殿池・ろ過池新設工事」「送水ポンプ棟建築工事」など、施設の一部を施工した実績があれば認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、「部分的な施工」のうち、耐震補強工事や塗装工事、一部部材の取替など、構造物築造（一体的な機器の納入）を伴わないものは実績として認められないと考えています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
251	実施方針（案）	2（4）ウ	応募者等の要件 各業務にあたる企業の要件	28	9～11	各工事業務にあたる企業要件として10,000m ³ /日以上の上水道の浄水場の建設完了実績の記載がございます。特に機械・電気設備工事の場合、特定の設備の改築・更新で発注するケースが大半で浄水場建設1式の実績自体がきわめて少ないことから、複数の工事実績でも要件として認めていただけますでしょうか。またある特定の設備（受変電設備、中央監視設備、ろ過機設備等）の改築・更新の工事実績で要件を認めていただけるのでしょうか。	沈殿池やろ過池といった「部分的な施工」を認めますが、耐震補強工事や塗装工事、一部部材の取替など、構造物築造（一体的な機器の納入）を伴わないものは実績として認められないと考えています。
252	実施方針（案）	2（4）ウ	工事業務にあたる企業	28	9	要件として、入札説明書等公表時に示す一定の期間について、具体的に何年間を想定しているかご教示ください。検討中であれば、入札公告開示から15年間の設定願います。	入札説明書等公表時に示す予定です。
253	実施方針（案）	2（4）ウ	工事業務にあたる企業	28	9	「電気工事業」に関して、建設完了実績とは、新設、または、更新という理解でよろしいでしょうか。また、実績として、浄水場の処理方式や具体的な設備（中央監視設備、自家発電設備等）の設定有り/無しについて現時点での考えをご教示ください。	ご理解のとおりであり、処理方式や具体的な設備の設定に限定はありません。ただし、更新において機器を構成する部品の取替のみを対象とする工事は実績として認められないと考えています。
254	実施方針（案）	2（4）ウ	運転管理業務にあたる企業	28	11	運転管理業務を複数者で実施する場合は、②の要件は全ての企業が要件を満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	全ての企業が要件を満たす必要はありません。
255	実施方針（案）	2（4）ウ	運転管理業務	28	13	更新業務を行う企業の資格要件はありますか。例えば、構成企業の子会社が対応する場合は資格要件は不要でよろしいでしょうか。	更新業務を行う企業に関し、入札参加にあたっての資格要件はありません。更新業務の実施にあたっては、更新業務に係る要求水準を遵守する必要があります。
256	実施方針（案）	2（4）ウ	運転管理実績	28	20	浄水場の運転管理実績の定義をご教授ください。（例：10,000m ³ /日以上であれば遠方監視のみ、土日のみなど内容は問わない）	土日のみの業務は実績として認められると考えますが、遠方監視のみの業務は認められないと考えています。
257	実施方針（案）	2（4）ウ	応募者等の資格要件	28	22	「公称能力10,000m ³ /日以上浄水能力を有する上水道の浄水場の運転管理実績」については、実績については国内、海外を問いませんでしょうか。本事業は先進的な取り組みを期待されていると認識しておりますので、海外先進実績としてのグループ企業実績も認めていただきたくお願い致します。	海外の浄水場の運転管理実績については、WHO飲料水水質ガイドライン、米国EPA第一種飲料水基準及び同等レベルの水質管理を行う浄水場の実績を想定しています。
258	実施方針（案）	2（4）エ	応募者等の失格	28	23	事故を完全になくすことは極めて困難であるため、事故による指名停止リスクをなくすことも同様と考えます。よって落札者の決定から契約締結の期間において、事故による指名停止により失格になり、過度な違約金の設定があった場合、企業経営に極めて大きなインパクトを与えることも考えられます。本件は事業規模が非常に大きいため、違約金についてどのような設定を考えられておられるかご提示いただけないでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
259	実施方針（案）	2（4）エ	応募者等の失格	28	23	落札者の決定及び公表から事業者との特定事業契約の締結までの期間に参加資格要件を喪失した場合に、違約金の支払いが求められるケースがあります。違約金額が高額な場合、事業参画の判断に大きく影響する可能性があるため、「他の自治体の事由や不慮の事故等不可避的な事象など幅広い事象等」といった、対策を講じたうえで回避しきれないような事象については、違約金の対象外と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
260	実施方針（案）	2（4）エ	応募者等の失格	28	27	「応募者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに2（4）イ又はウを欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。」とありますが、仮に事業提案書の提出の前であって、実施方針（案）P25,26,27 2（4）イ又はウを欠く事象が発生した場合もしくは生じる可能性があった場合、その当該企業を実施方針（案）P25 2（4）ア（イ）記載の内容に基づき、構成企業の変更をし代替企業で応募者等の資格要件及び参加要件を満足できる場合は、失格の対象外と考えておりますが、この理解でよろしいでしょうか。また仮に代替企業に変更することができない場合、参加表明書提出済みの応募者で応募者等の資格要件及び参加要件を満足することができれば、失格の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
261	実施方針（案）	2（4）エ	応募者等の失格	28	27	本事業は参加資格の確認、資格審査結果の通知から落札者の決定までに約9ヶ月という長期の時間を要しますが、幅広い企業、提案を求めるとの県のご意向がある中、資格審査通過時点から落札決定の間、指名停止等があった場合、ただちに失格となるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに応募者等の参加・資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。失格とすることは、個別具体的な事情により判断します。
262	実施方針（案）	2（5）ア	事業者の選定	28	28	本件は総合評価一般競争入札方式であり、落札者と契約の締結に至らない場合、随意契約は落札金額の範囲内でなければならないことから、次順位者の入札金額が落札者より高い場合は契約締結できず、再度入札をやり直すことになるのでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
263	実施方針（案）	2（4）エ	応募者等の失格	28	24～25	「応募者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに2（4）イ又はウを欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。」とありますが、「失格とすることがある」ということは、失格とならない事態があると理解いたしますが、具体的にはどのようなことを想定していますでしょうか。	個別具体的な事情により判断します。
264	実施方針（案）	2（5）エ	落札者の決定・公表	29	18	他事例では、「落札者が落札決定時点から特定事業契約の締結時まで、・・・締結しないこと」に併せて、違約金を求められるケースが想定されますが、違約金の設定を想定されていますでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
265	実施方針（案）	2（5）オ	審査に関する基本的な考え方	29	32	「県又は委員会が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行います。」とありますが、併せてプレゼンテーションも実施可能でしょうか。	提案方法等詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
266	実施方針（案）	2（6）ア	基本協定の締結	30	2	建設業において、労災事故はやむを得ず発生してしまう可能性があります。労災事故に起因する指名停止は、基本協定の契約解除事由から外していただけますでしょうか。少なくとも当該指名停止が違約金対象となる規定から除外していただけますでしょうか。	ご意見として承りました。
267	実施方針（案）	2（6）ア	基本協定の締結	30	8	「特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでない認められるとき」とありますが、落札者が不慮の労災事故で指名停止を受けて応募資格を失ったことで、特定事業契約締結に至らなかった場合、当該指名停止は「落札者の責めに帰すべき事由」には当たらないと考えてよろしいでしょうか。労災事故による指名停止により、多大な違約金の支払いが求められる基本協定書の場合、応募について社内承認を得ることが甚だ困難となります。	入札説明書等公表時に示す予定です。
268	実施方針（案）	2（6）ア	基本協定の締結	30	9～10	特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責に帰すべき事由でない場合、準備行為に要した費用について貴局が合理的な範囲で負担されるものと記載されていますが、支出に不合理な点がある費用でない限り、貴局にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	県が負担すべき合理的な理由のある費用については県が負担します。
269	実施方針（案）	2（6）イ	特別目的会社の設立等	30	10	議決権付株式の譲渡等の処分について、『2（6）イ』においては「（前略）県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない」とされている一方で、『3（5）イ（イ）』においては「（前略）他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者以外の第三者に対して処分しようとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある」とされており、後者の記載においては第三者ではなく他の株主に対して譲渡する場合には県の事前承認が不要であるとも読めます。正確な認識につきご教示願います。 なお、提案によっては、再整備等（BT）の事業を担う出資者が運営・維持管理（コンセッション）事業を担う出資者に対して株式を譲渡するSPCスキームもありえると考えます。つきましては、出資者同士での株式譲渡については、一定の裕度を認める方針としていただきたく存じます。	議決権付株式を保有する者が他の議決権付株式を保有する者に対して議決権付株式の一部を譲渡する場合、県の事前の承認を受ける必要はありません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
270	実施方針（案）	2（6）イ	特別目的会社の設立等	30	13	「特別目的会社を、基本協定の締結後速やかに、愛知県内に設立するものとし」とありますが、SPC所在地は豊橋浄水場場内とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。	SPCの所在地を豊橋浄水場内とすることは認めない方針です。
271	実施方針（案）	2（6）イ	特別目的会社の設立等	30	16	「応募企業、構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし」と記載ありますが、SPCに出資しないが本事業における業務を行う企業（仮に協力会社とする）といった企業の定義はございますでしょうか。仮に左記の協力企業という定義がある場合、協力企業は応募グループには含まれず、という理解でよろしいでしょうか。本事業のコンソーシアムを検討するためご教示願います。	「SPCに出資しないが本事業における業務を行う企業」を定義することは想定していません。
272	実施方針（案）	2（6）イ	出資比率	30	16	出資比率について下限はあるのでしょうか。	出資比率の下限はありません。
273	実施方針（案）	2（6）イ	特別目的会社の設立等	30		【設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。応募企業、構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし、～】とありますが、構成企業の特別目的会社への出資比率に関する条件等は無いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	実施方針（案）	2（6）ウ	特定事業契約の締結	30	25	建設業において、労災事故はやむを得ず発生してしまう可能性があります。労災事故に起因する指名停止は、特定事業契約の事業者事由による契約解除事由から外していただけますでしょうか。少なくとも当該指名停止が違約金対象となる規定から除外していただけますでしょうか。	ご意見として承りました。
275	実施方針（案）	2（6）エ	導入等計画書の届出の手続き	30		導入等計画書の審査に伴って増加費用又は損害のリスクが発生した場合において事業から撤退・継続を選択する権利は事業者側にあり、その際は何らペナルティを受けることはないという理解でよろしいでしょうか。またはその金額についての上限額についての設定をご検討頂きますようよろしくお願い致します。	事業者は、県が特定事業契約を締結せず、又は解除する場合を除き、導入等計画書の審査に伴って生じる増加費用又は損害のリスクを負担し、事業を実施しなければなりません。
276	実施方針（案）	2（6）エ	導入等計画書の届け出の手続き	31	4	「校正設備の供給者等に関する事項については、決定した後に提出することができ」との記載がありますが、提出するタイミングは、入札後から導入等計画書の届出を提出する2025年12月ごろまでの提出という理解であっておりますでしょうか。	豊橋浄水場、豊橋南部浄水場における重要維持管理実施の再委託相手方については、2025年12月初旬頃までの提出が必要という認識です。豊橋浄水場への特定重要施設の供給者については、事業期間中適宜提出していただく想定です。
277	実施方針（案）	2（6）エ	導入等計画書の届出の手続き	31	12	「導入等計画書の審査に伴って生じる増加費用又は損害のリスクは、事業者が負担するもの」とします。なお、導入等計画書の審査の基準等の詳細について、現時点では示されていませんが、国から具体的に示され次第、Webページ等において情報提供します」とありますが、入札公告までに基準等の詳細が示されない場合は、増加費用又は損害のリスクは、貴県でご負担いただくべきと考えますが、いかがでしょうか。	事業者は、県が特定事業契約を締結せず、又は解除する場合を除き、導入等計画書の審査に伴って生じる増加費用又は損害のリスクを負担し、事業を実施しなければなりません。 なお、審査に関しては、「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の技術的解説等」（内閣府HP）をご参考ください。
278	実施方針（案）	2（6）エ	導入等計画書の届出の手続き	31	12	審査に伴って生じる追加費用又は損害のリスクは、事業者の責による場合に限ると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	実施方針（案）	2（6）エ	導入等計画書の届出の手続き	31	12～13	リスクをもっとも良く管理することのできる者が当該リスクを分担する、とのリスク分担の考え方から、導入計画書の審査に伴って生じる増加費用や損害の発生が、貴局の提示された条件や要求水準等、貴局の事由に起因する場合、当該増加費用、損害は貴局にてご負担いただきたく、ご検討をお願いいたします。	導入計画書の審査にあたっては、セキュリティの構築等に関することが主な対象となることから、県が設定した条件、要求水準等に起因することを想定していません。
280	実施方針（案）	2（6）カ	水道用水供給事業の変更の申請又は届出の手続き	31	20	貴県が行われるカの申請又は届出について、事業者になんか新たな費用負担は生じないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、経済安全保障推進法等の法令の審査結果として、追加的な対応が求められることがあります。計画書等の審査に伴って生じる増加費用又は損害のリスクは事業者が負担するものとします。
281	実施方針（案）	2（6）カ	水道用水供給事業の変更の申請又は届出の手続き	31	21	「落札者が浄水処理方式の変更を提案した場合」とありますが、現況の「急速ろ過方式」から「膜ろ過方式」への変更を提案した場合、との理解でよろしいでしょうか。	ろ過方式に限らず浄水処理方式を変更した場合が該当します。
282	実施方針（案）	2（6）カ	水道用水供給事業の変更の申請又は届出の手続き	31	22	「水道用水供給事業の変更に係る認可の申請又は軽微な変更に係る届出」の時期をご教示ください。	事前調査を実施し、豊橋浄水場の設備構成の詳細が確定した後から、新施設の運転開始前までを想定しています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
283	実施方針（案）	2（6）カ	水道用水供給事業の変更の申請又は届出の手続き	31	23	「手続きに協力する」とは、現時点でどのような協力をお考えでしょうか。	県が変更認可申請又は軽微な変更に係る届出書類を作成するために必要な、浄水処理フローや事業計画等に係る情報の提供を想定しています。
284	実施方針（案）	2（6）キ	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続き	31	24	貴県が行われるキの許可申請について、事業者に新たな費用負担は生じないと考えてよろしいでしょうか。	新たな費用負担は生じないと想定しています。
285	実施方針（案）	2（6）ク	事業者譲渡対象資産の譲受	32	1	事業者譲渡対象資産については、入札説明書で対象資産リスト及び予定価格が提示されるという理解でよろしいでしょうか。	譲渡手続きについては、入札説明書等公表時に示す予定です。
286	実施方針（案）	2（6）ク	事業者譲渡対象資産の譲受	32	1	今後の検討を円滑に進めるため、事業者譲渡対象資産に関する以下の点についてご教示ください。 ①何が事業者譲渡対象資産に該当するのかご教示ください。 ②見積りが無効となった場合はどうなるのでしょうか。 ③本事業とは別であり、応札コストには含まれないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
287	実施方針（案）	2（6）ク	事業者譲渡対象資産の譲受	32	2	現在の浄水場で使用されている設備・機器は事業者に譲渡する想定でしょうか。譲渡するものと撤去に含めるものとの判断基準をご教示ください。また、譲渡となる場合は事業者譲渡対象資産の内訳、簿価をご教示ください。	撤去施設で使用されている設備・機器は、すべて撤去する想定です。
288	実施方針（案）	2（6）ク	事業者譲渡対象資産の譲受	32	4	事業者譲渡対象資産に係る見積価格は入札価格を構成するものであるか、ご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。
289	実施方針（案）	2（6）ク	事業者譲渡対象資産の譲受	32	3～6	具体的な事業者譲渡対象資産の内容及びその譲渡にかかる予定価格はどの時点で示されるかご教示ください。また、本事業終了時点で残存する事業者譲渡対象資産の取扱い（事業者から貴局に譲渡する等）についても併せてご教示願います。	譲渡手続きについては、入札説明書等公表時に示す予定です。予定価格は提示しない想定です。
290	実施方針（案）	2（7）エ	提案内容の履行義務	32	20	提案内容の履行義務には、特定事業・受託事業に関する提案項目が該当し、任意提案事業については、履行義務から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	任意提案業務を評価対象とした場合に限り履行義務を負うものとなります。評価手法等については、入札説明書等公表時に示す予定です。
291	実施方針（案）	3（1）ア	県の契約等の承継	33	11	県の契約等の承継について、「県が指定するものについては、事業開始日以降、事業者に引き継がれる」との記載があります。民間事業者に引き継がれる内容や量によって作業やコストに影響が出ること、また円滑な運営のためにも県が指定する内容についてご教示いただけますと幸いです。	インフォメーションパッケージとして提供している「DD調査結果」をご確認ください。
292	実施方針（案）	3（1）ア	県の契約等の承継	33	12～13	事業者が貴局から契約等を引き継ぐに当たっては、貴局との間で契約上の地位譲渡契約を締結するものと理解して相違ありませんでしょうか。また、当該承継に当たっては契約等の相手方の承諾が必要となることもあるかと思われませんが、かかる承諾の取り付けは貴局の責任において行われると理解して相違ありませんでしょうか。	前段については、承継対象の契約に関し、県の責任において愛知県の契約相手となっている者から事業者による契約承継につき了解を得る予定です。なお、具体的な承継方法については、地位譲渡契約又は同内容の契約の再締結のいずれかによることを想定しています。
293	実施方針（案）	3（1）ウ	豊橋市による管理本館棟の使用	33	20	「運営権設定対象施設に含まれる管理本館棟の一部を豊橋市に貸し付け」る旨記載がありますが、豊橋市からの貸付料の有無や貸付料の金額、運営権者による収受の可否をご教示ください。	管理本館の豊橋市による利用については、県と豊橋市で調整の上決定します。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
294	実施方針（案）	3（1）エ	対象施設及びその立地する土地の使用権	33	22	土地の使用料を事業者から貴県へ支払うことを想定されていますでしょうか？また、使用料が生じる場合は、使用料金額の開示をお願いいたします。	対象施設、土地の使用権については、無償を想定しています。
295	実施方針（案）	3（1）ウ	豊橋市による管理本館棟の使用	33	24	「県は・・・運営権設定対象施設に含まれる管理本館棟の一部を豊橋市に貸し付けます。」とありますが、事業者ではなく県が貸し付けると理解してよろしいでしょうか。また、豊橋市様への貸し付けに伴う管理責任等についても企業庁様にて負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	管理本館の豊橋市による利用については、県と豊橋市で調整の上決定します。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
296	実施方針（案）	3（1）エ	対象施設及びその立地する土地の使用権	33	28	「県は・・・事業者に貸し付けることができます。」とありますが、これは運営権設定施設だけではなく、本事業に係る事業用地と考えてよろしいでしょうか。また貸し付けについては、無償と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
297	実施方針（案）	3（3）	要求水準	34	8	「施設の能力、水質・水量、南海トラフ沿いで発生が想定される巨大地震を含む災害への対応等を要求水準として定め」と書かれています。要求水準であれば、能力、水質・水量、当該災害への対応について「どのような水準を満たせば要求水準を満足するのか」を要求水準で明確に数値化していただくことをお願いいたします。	入札説明書等公表時に示す予定です。
298	実施方針（案）	3（3）	要求水準	34	8	「施設の能力、水質・水量、南海トラフ沿いで発生が想定される巨大地震を含む災害への対応等を要求水準として定め」と書かれています。南海トラフ沿いで発生が想定される巨大地震を含む災害への対応を含め、施設能力・水量については要求水準素案11ページにある「88,000m3/日」で要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
299	実施方針（案）	3（3）	要求水準	34	8	「施設の能力、水質・水量、南海トラフ沿いで発生が想定される巨大地震を含む災害への対応等を要求水準として定め」と書かれています。南海トラフ沿いで発生が想定される巨大地震を含む災害への対応を含め、要求水準素案11ページ図表5、6、7にある耐震性能を有すれば、要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	施設的な性能の他、災害時対応についての水準を設ける予定です。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
300	実施方針（案）	3（3）	要求する性能等	34	8	「施設の能力（中略）を要求水準として定めます」とあります。敷地制限がある中でのスクラップ&ビルドですので、建設工事完了の時点では要求水準として定められた施設の能力を100%満たすものの、施工の途中では100%満たせないという更新ステップも考えられます。そのような更新ステップは認められませんか。 補足しますと、例えば実施方針（案）説明会では、既設浄水池2池あるうちの片池を撤去した状態で、更新工事が進んでいく案でした。このような状態も含めて「100%満たせない」と表現しております。	更新期間中の施設能力については要求水準書（素案）をご確認ください。なお、既設浄水池については、1池を撤去しても施設能力は低下しないものと想定しています。
301	実施方針（案）	3（5）イ	議決権付株式	35	1	議決権付株式の譲渡等の処分について、『2（6）イ』においては「（前略）県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない」とされている一方で、『3（6）イ（イ）』においては「（前略）他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者以外の第三者に対して処分しようとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある」とされており、後者の記載においては第三者ではなく他の株主に対して譲渡する場合には県の事前承認が不要であるとも読めます。正確な認識につきご教示願います。 なお、提案によっては、再整備等（BT）の事業を担う出資者が運営・維持管理（コンセッション）事業を担う出資者に対して株式を譲渡するSPCスキームもありえると考えます。つきましては、出資者同士での株式譲渡については、一定の裕度を認める方針としていただきたく存じます。	議決権付株式を保有する者が他の議決権付株式を保有する者に対して議決権付株式の一部を譲渡する場合、県の事前の承諾を受ける必要はありません。
302	実施方針（案）	4（1）	立地条件に関する事項	36	2	事業用地は第二種低層住宅専用地域に指定されています。本事業においては狭小な敷地内での工事計画が提案の重要な要素と考えられます。契約後の提案内容に基づく特例許可の手続きで、計画が認められなかった場合に事業が行き詰まる恐れがあり、事業者側のリスクが極めて高くなります。用途地域変更可能性をご提示ください。	現時点において、用途地域変更の予定はありません。なお、特例許可を得る手続きにおいて、設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要がありますが、事業者の事由によるものでない場合においては、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定しています。
303	実施方針（案）	4（1）	立地条件に関する事項	36	2	事業用地が狭小のため、建築物の高さ制限が提案内容に影響されると考えています。提案段階において、事業者が豊橋市都市計画部都市計画課に対して、用途地域変更可能性に関する事前協議を行ってもよろしいでしょうか。	建築物の高さ制限等への対応につきましては、建築基準法第48条に基づく特例許可を得ることを想定しています。用途地域変更を伴う提案も認めますが、豊橋市への事前協議については事業者の責により実施してください。
304	実施方針（案）	4（1）	立地条件に関する事項	36	11	豊橋浄水場は第二種低層住宅専用地域と記載がありますが、水素技術活用において貯蔵方法等に制約があるものと考えられます。水素技術活用の提案においては、用途地域の変更または公聴会及び建築審査会等で了解を得られることを前提とした条件付き提案は可能でしょうか。	水素技術活用にあたっては、条件付きの提案を認める想定をしています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
305	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	13	本事業用地は第二種低層住居専用地域に該当しているため、建築物の高さ制限がありますが、建築基準法第55条に「その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの」は高さ制限を適用しないと定められています。周辺住宅への日影規制を満たし、公聴会および建築審査会で承諾された場合は、上記の高さ制限を適用しない、と理解してよろしいでしょうか。また、その旨を提案段階で所轄部門および建築指導課へ確認することは可能でしょうか。	用途制限解除には公聴会及び建築審査会への付議が必要と想定しています。豊橋市への事前協議については事業者の責により実施してください。
306	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	13	「事業用地は第二種低層住宅専用地域に指定されており（略）」とありますが、第二種低層住居専用地域と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	13	建築基準法に関する許可について、本敷地は高さ制限10mの地域に該当するため、「高さ制限」についてもこれを超える場合は、許可対象になると考えてよいでしょうか。	用途制限解除には公聴会及び建築審査会への付議が必要と想定しています。
308	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	17	小鷹野浄水場へかかる日影について、水槽躯体にかかる日影も規制対象になりますでしょうか。また、小鷹野浄水場と豊橋浄水場の敷地境界線が示された資料をご提示頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。敷地境界が示された図面等については、既存図書の間覧等でご確認ください。 なお、小鷹野浄水場の浄水処理は日射量に影響される緩速ろ過方式となるため、支障が生じないよう配慮することを求めます。
309	実施方針（案）	3（1）ウ	関係法令に関する事項	36	24	「事業用地は第二種低層住宅専用地域に指定されており（中略）建築物の用途制限に係る特例許可を得る必要がある旨記載がありますが、住民あて公聴会をはじめとする各種手続のスケジュールの想定や、豊橋市との協議状況についてご教示ください。	公聴会等の手続きについては半年～1年程度かかるものと想定しています。 なお、豊橋市には詳細な設計を了した段階でないため明確な回答ができないものと伺っています。
310	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	24	建築基準法第48条に基づき、建築物の用途制限に係る特例許可を得る必要があることについて、豊橋市建築指導課と事前協議がなされており、特例許可を得ることについて見込みは立っているという理解でよろしいでしょうか。	現在の豊橋浄水場についても高さ制限及びポンプ設置について制限を超えており、建替にあたって同等規模の整備であれば特例許可を得られるものと想定しています。
311	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	24	対象敷地は第二種低層住居専用地域となっており、建築基準法の用途制限として、水道事業の用に供するポンプ施設の能力は6m ³ /分以下とする必要があります。本事業ではこの制限値を大きく超えることとなりますが、用途制限を外すために、建築審査会の実施以外に用途地域の変更は想定されていますでしょうか。建築審査会の実施にあたり、住民説明で反対されると建築審査会に通らないことが想定されます。住民説明にあたり貴県からのご協力を得られるのか、また反対された場合のリスク分担についてのお考えをご教示ください。	現時点において、用途地域変更の予定はありません。 特例許可の手續きにおいて、事業者の事由によるものでない場合に限り、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定しています。
312	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	24	対象敷地は高さ制限（高さ10m）があります。敷地の有効活用の点で、施設の高さ（階数）を上げることも考えられます。高さ制限を超えた提案を行った場合、高さ制限を外すために、建築審査会の実施以外に用途地域の変更は想定されていますでしょうか。建築審査会の実施にあたり、住民説明で反対されると建築審査会に通らないことが想定されます。住民説明にあたり貴県からのご協力を得られるのか、また反対された場合のリスク分担についてのお考えをご教示ください。	現時点において、用途地域変更の可能性はありません。 特例許可を得る手續きにおいて、設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要がありますが、事業者の事由によるものでない場合においては、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定しています。
313	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	24	対象地の高さ制限について、提案書提出段階では建築物の特例許可を得られることを前提として提案してよいのでしょうか？制限以下で計画することは困難であると考えます。	ご理解のとおりです。
314	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	24	各種法令や条件等について、提案段階において市の担当部局や建築主事等へ相談してもよろしいでしょうか。	豊橋市への事前協議については事業者の責により実施してください。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
315	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	26	事業者は、建築物の用途制限に係る特例許可を得る必要がありますが、建築審査会に付議し施設整備の同意を得る必要がありますが、要求水準書を充足していれば、特例許可を得られ同意も得られるとの理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書を充足していれば、事業者は、特例許可を得られないリスク、同意を得られないリスクを負担することはない、との理解でよろしいでしょうか。	事業者が設計に携わることから原則的には施設の構造に係るリスクは事業者が負っていただきますが、現在の豊橋浄水場についても高さ制限及びポンプ設置について制限を超えており、再整備にあたって同等規模の施設整備であれば特例許可を得られるものと想定しています。 なお、特例許可を得る手続きにおいて、設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要がありますが、事業者の事由によるものでない場合においては、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定しています。
316	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	28	周辺住宅への日影規制を満たし、公聴会および建築審査会で承諾された場合は、第二種低層住居専用地域の高さ制限を適用しない、と理解してよろしいでしょうか。	用途制限解除には公聴会及び建築審査会への付議が必要と想定しています。
317	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	36	「事業者は周辺住民等の利害関係者に対し公聴会を開催し意見を徴取したうえで建築審査会に付議し、施設整備の同意を得なければなりません」との記載がございます。周辺住民等への説明は発注者様主体、必要であれば民間事業者も参加するという形が適切かと思料しますが如何でしょうか。	設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要があることから、事業者が主体的に実施し、県が必要な協力を行うことを想定しています。
318	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	11-18	「事業用地は第二種低層住宅専用地域に指定～施設整備の同意を得なければなりません」とありますが、今までに県が周辺住民に対して事業説明会等を開催して来た実績はあるのでしょうか。	過去の実績はありません。
319	実施方針（案）	4（4）	関係法令に関する事項	36	11-18	この項の進捗により、工期が守れなかったり、設計内容を大きく変更せざるを得なくなった場合でも、事業者側の責にになり、変更契約が認められなかったり、ペナルティ（違約金）を課せられることになるのでしょうか。	特例許可を得る手続きにおいて、設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要がありますが、事業者の事由によるものでない場合においては、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定しています。
320	実施方針（案）	5（1）ア	ガバナンスの目的会議体の設置	37	11	信頼関係の構築が必要と認識する中、県におかれましては、行政手続法に準拠し、かかる事務について標準処理期間を明確に設けていただけると信頼関係の構築に寄与すると考えられます。契約後これら本事業における事務に係る標準処理時間等を設ける予定はございますか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
321	実施方針（案）	5（1）イ	基本的な考え方	37	19	ファシリテーターの選任条件等があればご教示ください。また、ファシリテーターの配置に伴い発生する費用は双方負担という理解でよいでしょうか。その場合、当該費用は提案額に含むこととなりますでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
322	実施方針（案）	5（1）イ	基本的な考え方	37	18~19	「ファシリテーター」の具体的な活動内容、選定・配置に関する手続きに関し、どのような扱いを想定されているかご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。
323	実施方針（案）	5（1）ウ	会議体の設置	37	21	会議体を設置するのは事業者でしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
324	実施方針（案）	5（1）ウ	会議体の設置	37	22	信頼関係の構築が必要と認識する中、県におかれましては、行政手続法に準拠し、かかる事務について標準処理期間を明確に設けていただけると信頼関係の構築に寄与すると考えられます。契約後これら本事業における事務に係る標準処理時間等を設ける予定はございますか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
325	実施方針（案）	5（1）エ	第三者機関の設置	37	28	「第三者機関」を設置するのは事業者でしょうか。また、有識者の選定や第三者機関運営費用の負担は事業者がするのでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
326	実施方針（案）	5（3）ア	事業者によるセルフモニタリング	38	12	県に置かれましては、文書管理にかかる規程があるかと思われます。県における本事業、本モニタリング結果に関する文書保存年限についてご教示ください。	現段階で具体的に想定しているものではありません。
327	実施方針（案）	5（3）ア	県による実績評価	38	24	事業者の財務状況について、改善を求める具体的な指標、基準を明確にしたい。	ご意見として承りました。
328	実施方針（案）	5（3）ア	要求水準違反時のペナルティ	38	29	サービス対価の減額について、要求水準を充足していないと判断された場合、改善措置の結果、改善されない場合のみ減額すると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
329	実施方針（案）	5（3）ア	運営・維持管理等業務におけるモニタリング及び実績評価	38	26～28	本事業における貴局の責務の履行に問題がある場合、改善協議を行ったうえ、貴局において改善措置を講じる義務を負うものと理解して相違ありませんでしょうか。	改善協議を行った結果、必要な改善措置がある場合は、県は必要な改善措置を講じます。
330	実施方針（案）	7（2）ア	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	41	15～19	要求水準の未達が発生した場合であっても、これが事業者の責めに帰すことのできない事由に起因する場合は、事業者が貴局に対して損害賠償義務を負うものではないと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
331	実施方針（案）	8（3）	その他の支援に関する事項	42	19	例えば、小水力発電設備を設置する際の水利使用許可については、事業者が主体で企業庁様に協力をお願いする許認可等になるのでしょうか。必要と想定される許認可等とその許認可等が事業者が主体で企業庁様に協力をお願いするものか企業庁様が主体で事業者が協力するものかについてご提示いただけないでしょうか。	新たな水利使用許可の取得を想定していません。なお、事業者が実施する任意事業に必要な許認可については、事業者主体で実施していただくものと想定しています。
332	実施方針（案）	別紙1	用語の定義	44	19	「点検とは、建築物、土木構造物及び設備の部分について、損傷、変形、腐食、その他の異常の有無を確認すること」とありますが、異常の有無と保守又はその他の措置が必要か否かの判断は、要求水準を満たしているのであれば、事業者判断によるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	実施方針（案）	別紙1	用語の定義	44	表中	保守と修繕の定義の違いについてご教示ください。特に両者の間に金額的な基準等が見込まれる場合には当該見込み額をご教示ください。本質問は、維持管理業務対象施設の「修繕」が、企業庁様の業務範囲となっていることで生じる「保守」と「修繕」の責任分解点を把握するためのものです。	保守は、主に維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務を示します。一方、修繕は既設納入設備メーカーへの依頼が必要な業務を示します。
334	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払方法	46	2	民間が資金調達する際には、金融機関等との調整等に期間を要するため、民間による資金調達の有無を早期に把握したいと考えております。念のための確認ですが、BTにかかる資金調達は、貴県、事業者のどちらをお考えでしょうか。また、BTにかかるサービス購入料は施設引き渡し後に一括して支払われる（出来高払いなし）のでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
335	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の構成	46	3	サービス購入料Aは撤去施設及び新施設業務とありますが、これは豊橋浄水場の敷地内の施設で場外管路を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
336	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払方法（場外管路更新費）	46	-	サービス購入料に場外管路の更新費の記載がございません。場外管路の更新については、事業開始後に事業者が維持管理結果を反映した更新計画（仕様、費用等）を策定し（WPPPレベル3.5における一体マネジメント）、企業庁様がその計画を合意した上で、事業者へ更新業務が別で発注される（もしくは本事業におけるサービス購入料の見直し）という理解でよろしいでしょうか。また、提案時点において適切な導水管路の更新費を算出することは難しく、提案時点においては、計画策定方法とその計画策定にかかる費用のみ（更新費は提案対象外）、という理解でよろしいでしょうか。	現状、サービス購入料に場外管路の更新費用を含んでいません。更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
337	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の構成	46	3	場外管路の更新規模の把握を目的に、現時点での更新年度、更新費用等の計画が把握可能な程度の更新計画を示していただくことは可能でしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
338	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の構成	46	3	事業者が策定した更新計画に基づく更新費用について、貴県の承認を得られないといった事は想定されますでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
339	実施方針（案）	別紙3	物価変動によるサービス購入料の変更	46	10	「一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関等が公表している物価指標に基づきサービス購入料を変更します。」とありますが、実態価格と乖離しているかどうかの確認方法、乖離していた場合にサービス購入料を改定するルール／考え方（公表している物価指標がなくなる場合も含む）についてご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
340	実施方針（案）	別紙3	サービス購入量の支払い方法	46	14	サービス購入料Aの支払い方法については、入札説明書等公表時において示しますとありますが、現時点での考え方についてご教示ください。サービス購入料Aの支払いは、年度末出来高払い（所謂、公共資金調達）、事業期間に平準化払い（所謂、民間資金調達）のどちらを想定されていますか。いずれでも無い場合、どのような資金調達方法を想定されていますか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
341	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払方法	46		サービス購入料B～Fの支払いが年1回とありますが、毎月もしくは四半期決算の都度としていただけませんか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
342	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払方法（資金調達）	46	17	「毎年度1回、事業者に年間のサービス購入料B～Fを支払います」と記載されています。サービス購入料B～Fについては、事業者による資金調達は不要と理解しますがよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
343	実施方針（案）	別紙3	物価変動によるサービス購入量の変更	46	17	公告日から契約日まで1年程度の期間が計画されています。物価変動が著しい現状を踏まえると、長期間であり、物価変動によるサービス購入料の変更の起点となる日は公告日が現実的であると考えますが、その認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
344	実施方針（案）	別紙3	物価変動によるサービス購入料の変更	46		「県及び事業者は、一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関等が公表している物価指標に基づきサービス購入料を変更します。」とありますが、具体的にどの「物価指数」に基づくかについては、入札説明書公表時にお示しいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
345	実施方針（案）	別紙3	注釈44	46	26	「県は、再整備期間中の新施設の修繕及び更新を想定していません」と記載がありますが、「再整備期間中」は「運営期間中」の誤植でしょうか。再整備期間中は新施設の整備を含むため、修繕や更新は通常発生しないものと考えております。	再整備期間を2040年4月1日以前の範囲で提案いただけることから、再整備期間初期に機器を納入した場合については、再整備期間中（運営期間移行前）に更新が必要なものが発生しうることを想定しての記載です。
346	実施方針（案）	別紙3	注釈44	46	26	「県は、再整備期間中の新施設の修繕及び更新を想定していません」と記載がありますが、「再整備期間中」は「運営期間中」の誤植と想定した上で以下確認させてください。 ①再整備し県へ所有権移転後の修繕や更新は発生しないものと想定しているのでしょうか？再整備を10年程度で実施した場合、残存運営期間は20年程度あるため一定の修繕や更新が発生するものと考えます。 ②上記①を踏まえて、修繕や更新が発生した場合は、利用料金にて回収をする理解でよろしいでしょうか。 ③上記②の理解が正しい場合、利用料金は貴県から示される単価をベースに算定することになりますので、貴県で想定している修繕や更新に係る費用の規模（時期や金額等）について開示をお願いいたします。	再整備期間を2040年4月1日以前の範囲で提案いただけることから、再整備期間初期に機器を納入した場合については、再整備期間中（運営期間移行前）に更新が必要なものが発生しうることを想定しての記載です。
347	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払方法（計画策定業務費）	46	-	維持管理施設及び場外管路等業務における計画策定業務はサービス購入料D、Eに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払方法（資金調達）	46	-	「毎年度1回、事業者に年間のサービス購入料B～Fを支払います」と記載があり、BT範囲における費用に関しても出来高払いであると想定しています。BT範囲において事業者による資金調達は想定していますでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
349	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払方法	46	-	豊橋南部浄水場等業務及び場外管路等業務における更新計画策定業務及び更新業務の対価はどこに含まれるのでしょうか。	現状、サービス購入料に場外管路の更新費用を含んでいません。更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
350	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の構成	46	23（脚注1）	「再整備期間の統括運営業務に要する費用は、再整備期間のサービス購入料A～Fに含まれています」とありますが、サービス購入料BDEFには、再整備期間終了以降の統括運営業務に要する費用も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
351	実施方針（案）	別紙3	サービス購入料の支払い方法	46	サービス購入料A	サービス購入料A撤去施設及び新施設業務は想定工事期間が10年と長期にわたるかつ巨額となるため、その分の金利負担も大きなものとなります。サービス購入料での支払い開始時期については、事業開始からという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
352	実施方針（案）	別紙3	サービス購入量の支払い方法	46	—	「別紙3 サービス購入料の支払方法について詳細は入札説明書など公表時において示します。」と記載されていますが、資金調達や金融機関との連携などについて検討を進めたいので、想定される方法を速やかにご提示いただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
353	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表	47	1	物価変動リスクに光熱水費の変動リスクも含まれている理解でよろしいでしょうか。含まれていない場合、光熱水費変動リスクは別項目として提示していただくようお願いいたします。	入札説明書等公表時に示す予定です。
354	実施方針（案）	別紙4	本事業の開始遅延	47	13	事業者の事由による本事業の開始遅延には、建築基準法48条に基づき、建築物の用途制限に係る特例許可を得ることに起因する遅延は該当しないと理解してよろしいでしょうか。	特例許可を得る手続きにおいて、設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要がありますが、事業者の事由によるものでない場合においては、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定しています。
355	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表	47	18	住民等対応において、「事業者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等」のリスク分担は民ですが、要求水準を満たすサービスを実施している場合には、反対運動及び訴訟等のリスク分担は貴県という理解であっておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	実施方針（案）	別紙4	住民等対応	47		「事業者が提供するサービス内容」とございますが、その定義についてご教授ください。	事業者を実施していただく業務全てを示します。
357	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表	47	18	第三者賠償に関して、新施設の構造が近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害の負担先が事業者となっておりますが、周辺住民などの利害関係者に対し、公聴会を開催し意見を聴取した上で建築審査会に付議し、施設整備の同意を得、及び、貴県による実施設計承諾後の損害に関しては、貴県と事業者の協議により負担先を決定するものとして頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。
358	実施方針（案）	別紙4	第三者賠償	47	22~23	新施設の構造に起因する第三者損害であっても、当該損害が貴局の指示や要求水準に基づくものである等、貴局の事由に由来するものである場合は、貴局においてリスクを分担していただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	ご意見として承りました。
359	実施方針（案）	別紙4	第三者賠償	47	25	事業者が遂行する業務に起因する第三者損害であっても、当該損害が貴局の指示や要求水準に基づくものである等、貴局の事由に由来するものである場合は、貴局においてリスクを分担していただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	ご意見として承りました。
360	実施方針（案）	別紙4	環境保全	47	30	事業者が行う業務に起因して環境の悪化が生じた場合であっても、当該業務が貴局の指示や要求水準に基づくものである等、貴局の事由に由来するものである場合は、貴局においてリスクを分担していただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	ご意見として承りました。
361	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表	47	35	不可抗力の中には、盗難等の第三者による犯罪行為も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	防犯対策業務は事業者が担うことから不可抗力に盗難等の犯罪行為は含まれません。
362	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表	47	-	本書に示されたリスク分担表は、事業範囲に含まれる工業用水施設についても、同様に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表	47	-	事業者が知り得なかった条件や情報（発注者から開示されなかった情報）が要因で発生する増加負担や責任に関しては、貴市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	実施方針（案）	別紙4	政治	47		事業者の事由による議会の不承認のもの、について議会への議案提出は県行政の責務であり、説明責任に一端は県に生ずるものと思われるため、双方に〇がつくと思われませんが、県の見解はいかがお考えでしょうか。	県が説明責任を果たさなかった場合につきましては、「県の事由による議会の不承認によるもの」に該当し、県がリスクを負う想定です。
365	実施方針（案）			47	欄外※45	不可抗力事象について、「公共土木施設施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき」とございますが、本補助金等の交付対象となり得るものを不可抗力と解すると理解すべきでしょうか。	不可抗力とは「戦争、暴動、風水害、地震他、県及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等」を指し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となりうるかどうかは判断基準となりません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
366	実施方針（案）	別紙 4	第三者賠償	47		第三者賠償について、二次的災害は含まれないということでしょうか。	二次的な被害を含みます。
367	実施方針（案）	別紙 4	税制変更	48	2	「本事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更による費用の増減（任意事業を除く）は県の負担」とありますが、利用料金の増減についても同様でしょうか。	ご理解のとおりです。
368	実施方針（案）	別紙 4	リスク分担表 需要変動	48	7	事業者にとって不可抗力である「需要変動」のリスクを民側が負っています。リスク回避のため事業者が料金を改訂してもよいのでしょうか。	想定給水量の変化へのリスクは固定料金の設定により限定的となるため、料金改定の事由となりません。
369	実施方針（案）	別紙 4	薬品	48	37	薬品の調達を貴局に委託した場合において、薬品類の供給停止、供給能力低下が発生した場合の貴局の責任は、当該委託に関する貴局と事業者との契約において定められるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
370	実施方針（案）	別紙 4	施設の損傷	48	45	事業者の設計・施工、維持管理の不備以外の理由による施設・設備の損傷（撤去施設の損傷及び不可抗力事象によるものを除く）は民がリスク分担とありますが、事業者の設計・施工、維持管理の不備以外の理由とはどのようなものが想定されるのでしょうか。	例えば他社から調達した機器、部品、燃料、その他の製品の不具合により機器の損傷が発生した場合などを想定しています。
371	実施方針（案）	別紙 4	施設の損傷	48	45	「上記以外の理由による施設・設備の損傷リスク」が事業者負担となっておりますが、第三者による損傷については、事業者の維持管理に不備がない限り、不可抗力として貴県で負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	第三者による損傷が不可抗力事象に該当する場合は不可抗力のリスク分担に従いますが、第三者による損傷が不可抗力事象に該当しない場合は事業者がリスクを負担することを想定しています。
372	実施方針（案）	別紙 4	施設の損傷	48	-	「上記以外の理由による施設・設備の損傷リスク」が事業者負担となっておりますが、事業者の帰責以外のリスクについては発注者側の負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
373	実施方針（案）	別紙 4	リスク分担表 （電力）	48	-	電力使用量の変動に関するリスク分担が民となっておりますが、新施設範囲（コンセッション範囲）のみを対象とした記載という理解でよろしいでしょうか。撤去施設及び維持管理施設、豊橋南部浄水場（以下、コンセッション範囲以外という。）に関しては、ユーティリティの調達が企業庁となっているため、コンセッション範囲以外に関しては、リスク分担が県になると認識しております。認識どおりでしたら、リスク分担表にその旨明記いただきまうご検討願います。	再整備期間中のユーティリティ調達は県ですが、事業者が電力使用量に起因する設備操作を行うことから事業者のリスクを想定しています。
374	実施方針（案）	別紙 4	リスク項目：電力	48	32	「電力の供給停止、供給能力低下であってバックアップにより通常対応可能と考えられるもの」とは、事業者側で自家発電72時間運用可能とする状態を確保していない場合に限り、事業者側の責任となると考えてよいでしょうか？	非常用電源設備の運用を含め事業者のリスクとしています。
375	実施方針（案）	別紙 4	リスク分担表 （薬品）	48	-	薬品使用量の変動に関するリスク分担が民となっておりますが、新施設範囲（コンセッション範囲）のみを対象とした記載という理解でよろしいでしょうか。撤去施設及び維持管理施設、豊橋南部浄水場（以下、コンセッション範囲以外という。）に関しては、ユーティリティの調達が企業庁となっているため、コンセッション範囲以外に関しては、リスク分担が県になると認識しております。認識どおりでしたら、リスク分担表にその旨明記いただきまうご検討願います。	再整備期間中のユーティリティ調達は県ですが、事業者が電力使用量に起因する設備操作を行うことから事業者のリスクを想定しています。
376	実施方針（案）	別紙 4	リスク分担表 資金調達	48	-	県による一般財源等の必要な資金に関するものは県側のリスクとなっております。本地域にかかわらず災害発生などにより国から県の補助金等の割り当てが変更（削減）され、本事業のサービス対価の支払いに影響が出る場合、どのように担保されるのかご教示ください。	県がサービス購入料を支払えなくなる事態は想定していませんが、不可抗力又は県の事由により事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は入札説明書等公表時に示す予定です。
377	実施方針（案）	別紙 4	薬品	48	-	再整備期間中は貴県において薬品調達を実施し、貴県のリスク負担となり、運営期間中は事業者で薬品調達を実施、事業者のリスク負担となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですのでリスク分担表を修正します。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
378	実施方針（案）	別紙4	施設の損傷	48	41～42	事業者の設計・施工に起因する施設・設備の損傷であっても、当該設計・施工が貴局の指示や要求水準に基づくものである等、貴局の事由に由来するものである場合は、貴局においてリスクを分担していただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	ご意見として承りました。
379	実施方針（案）	別紙4	施設の損傷	48	45～46	「上記以外の理由」による撤去施設以外の施設・設備の損傷であっても、第三者行為による場合等、事業者に帰責事由がない場合は事業者においてコントロールすることができないため、かかる損傷によるリスクについては貴局にもご負担いただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	ご意見として承りました。
380	実施方針（案）	別紙4	制度・法令変更	48	脚注47	「負担すべき合理的な理由」について具体的にご教示ください。	個別の施設運営者を対象とするものでなく、水道事業者を対象とした法令の新設・変更に関するものであれば県がリスクを負うことを想定しています。
381	実施方針（案）	別紙4	別紙4	48		薬品のリスク分担がすべて民間となっておりますが、県が調達する場合は県のリスクとしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	県が薬品納入業者と締結する契約に基づく範囲でのみ県がリスクを負う想定です。
382	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	49	18	「取水停止を伴わない一時的な原水水質の変化」が民側リスクとなっておりますが、民間事業者では対応しきれないことを想定し、官側リスクに変更頂く形でよろしいでしょうか。	水安全計画に基づく水処理を実施していただくものであり、事業者にリスク負っていただきます。
383	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	49	27	「その他の事由による運転管理費用の増大に関するもの（物価変動、不可抗力、法令変更によるものは除く）」が民側リスクと記載頂いていますが、「事業者の事由による運転管理費用の増大に関するもの（物価変動、不可抗力、法令変更によるものは除く）」と文言変更頂けないでしょうか。	現時点で変更の予定はありません。
384	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	49	30	「任意事業の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの」が民側リスクと記載頂いていますが、「事業者の事由による任意事業の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの」と文言変更頂けないでしょうか。	現時点で変更の予定はありません。
385	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （原水水質）	49	-	「原水水質」項目において、「取水停止を伴わない一時的な原水水質の変化」のリスクが事業者となっておりますが、一時的と言えど追加の施設整備をしない限り原水水質の変化に対応ができず県の求める水質を満足できないものがあると考えます。その場合は、「追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化」と同様の考えで県のリスクと考えてよろしいでしょうか。	追加施設整備が不要な範囲での原水水質変化を想定した記載となりますので事業者にリスクを負っていただきます。
386	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （施設の契約不適合）	49	-	撤去施設の撤去に関する契約不適合とは、具体的に何を指しますか。	事業者が撤去施設の撤去を契約どおり行わなかった場合などを示します。
387	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （原水水質）	49	-	「原水水質」項目において、「追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化」とありますが、「恒常的な」という表現について、具体的にお示しいただけないでしょうか。 なお、お示しの有無に関わらず、今後の入札説明書等に関する質問及び個別対話も含めて協議をさせていただきたくご検討をお願いいたします。	例えば取水地点上流にて下水放流がなされること等による河川利用の変化に伴い、恒常的な高度処理が必要となる場合などを示します。
388	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （原水水質）	49	-	「取水停止」とありますが、原水水質の変化等を考慮の上、企業庁様が事業者に指示し、実施するものと考えてよろしいでしょうか。	取水停止判断を含め、水安全計画に基づく運営を実施していただく想定です。
389	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （原水水質）	49	-	「原水水質」項目において、「取水停止を伴わない一時的な原水水質の変化」とありますが、一時的と言えど薬品費の増加や施設改良が必要であるケースがあり、例えば季節性にかかわらず臭気濃度が突発的に、かつ断続的に続くケースも想定されます。 事業者はそれらのリスクを想定しながら施設設計、入札価格を検討する必要があり、結果的に入札価格の高騰を招く恐れもあるため、上記のケースの場合等においては、事業者の協議・請求にもとづいて、企業庁様と費用清算もしくは利用料金の変更を含めた協議が可能に制度設計のご検討をお願いできますでしょうか。	浄水場の運営を担っていただく以上、例示いただく事例については事業者にリスクを負っていただく想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
390	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （運転管理費の増大）	49	-	「県の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転管理費用の増大」については企業庁様のリスクとして記載されております。運転管理費の増大というのは、事業者が策定した計画通りに企業庁様が修繕・更新を行わなかったことが起因して、事業者範囲の保守（部品交換）の費用が増加してしまう場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。p17の図表8-1にて、撤去施設及び維持管理施設業務、豊橋南部浄水場等業務範囲は、企業庁様が修繕・更新を行うため、そして、保守（部品交換）と修繕・更新は密に関連するため、責任の考え方について危惧しております。	例示いただいた、「県が修繕・更新を行わなかったことに起因して保守費用が増加してしまう」とは反対に「事業者が保守を行わなかったことから県の修繕・更新費用が増加してしまう」ことも想定できます。ご質問のとおり保守・修繕・更新は密に関連しますので、機器の状況を確認し、協議・調整の上事業を進める考えです。
391	実施方針（案）	別紙4	機器等の更新に伴う不具合	49	7~8	事業者が実施した工事、機器等の更新によって不具合が発生した場合であっても、当該工事や更新が貴局の指示や要求水準に基づくものである等、貴局の事由に由来するものである場合は、貴局においてリスクを分担していただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	県が要求水準で提示した条件による場合など、県の責めに帰すべき事由による場合は県がリスクを負担します。
392	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （原水水質）	49	原水水質	取水停止を伴う一時的な原水水質の変化は県のリスク、取水停止を伴わない一時的な原水水質の変化は民間リスクとありますが、具体的な水質項目及び数値をご教示ください。	新施設での運営については、現行の水安全計画に準拠したものを想定しています。インフォメーションパッケージとして提供している「水安全計画」をご確認ください。
393	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （運転管理費の増大）	49		県の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転管理費用の増大のほか、物価変動、不可抗力、法令変更以外の運転管理費用の増大要素として考え得るものについて、具体的にどのようにお考えですか。また、当該リスクについて、事業者が負うべき理由を含めご教授ください。	例えば事業者帰責事由による運転管理員の増員、備品の購入等が考えられます。本事業では、県の帰責事由を除き、運転管理全般を事業者任せにすることから事業者に責を負っていただきます。
394	実施方針（案）	別紙4	リスク分担 （取水条件の変更）	49		将来的な三ツ口池取水量増量提案に合意した後、提案した水量に増量できなかった場合は、「県」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	50	1	物価変動に伴う再整備費用の増減に関して、基準日は、基本協定締結日の理解でよろしいでしょうか。現時点での想定をご教示ください。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
396	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	50	2	物価変動に伴う事業者の運転管理費用の増減に関して、基準日は、基本協定締結日の理解でよろしいでしょうか。現時点での想定をご教示ください。	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
397	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	50	5	貴県側のリスク分担として「県の要求に基づいた設計変更に関するもの」と記載有りますが、要求水準記載内容の確実な履行は別として、提案書に記載した以外の内容は、貴県の要求という理解でよろしいでしょうか。	県が指示したものを除き、事業者の提案に基づくものとなります。
398	実施方針（案）	別紙4	測量・調査	50	6	「県が実施した測量、調査に関するもの」について、資料をご提供頂けないでしょうか。	測量結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
399	実施方針（案）	別紙4	その他の事由による事業内容等の変更	50	16	再整備期間であるにもかかわらず、「維持管理に関する事業内容などの変更」と書かれています。あってますでしょうか。	再整備期間中の運転管理を担っていただくことから、記載しています。
400	実施方針（案）	別紙4	その他の事由による事業内容等の変更	50	16	その他の事由による事業内容、用途の変更に係るリスクが民となっています。例えば第三者機関や、市長が事業内容に対し契約後に「もっと脱炭素設備を作りなさい」という事業変更意見をあげた場合、そのリスクが民というのは実施方針（案）32ページに記載されたリスクの大原則「リスクを最もよく管理することができるものが当該リスクを分担する」に反します。民が最もよく管理することができると言い切れないリスクは、民と県で等分に分担していただけないでしょうか。	事業契約者である県以外の者からの意見に従う必要はないものと考えます。
401	実施方針（案）	別紙4	用地	50	19	「土壌汚染、地下埋設物調査に関するもの」について、資料をご提供頂けないでしょうか。	土壌汚染調査結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。 地下埋設物については、既存資料をご確認ください。
402	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	50	22	「不可抗力による工事遅延」は事業者にて工期延長請求ができ、工期延長に伴う増加費用は協議との記載となっておりますが、特殊用品調達遅延／工事部材（ケーブル等）調達の遅延等、事業者の責では無い内容は 不可抗力として工期延長請求、増加費用協議をして頂けるという理解でよろしいでしょうか。	当該調達に係る代替措置等を検討の上、回避できない工事延長については不可抗力に該当するものと考えます。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
403	実施方針（案）	別紙4	リスク分担（設計、計画変更・遅延）	50	-	設計、計画変更・遅延のリスクのうち、公聴会及び建築審査会で施設合意を得られない場合の計画変更や着工遅れに関するリスクは、事業者事由に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	特例許可を得る手続きにおいて、設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要がありますが、事業者の事由によるものでない場合においては、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定しています。
404	実施方針（案）	別紙4	リスク分担保（用地）	50	-	土壌汚染、地下埋設物に関して、受注後の調査によって事前に提示した情報と異なる事が判明した場合、設計変更協議対象として頂けるという認識でよろしいでしょうか。	事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるものについては県がリスクを負う想定です。
405	実施方針（案）	別紙4	リスク分担保（設計）	50	-	「県の提示条件、指示の不備、県の要求に基づいた設計変更に関するもの」について、企業庁様側にリスクが明記されております。例えば、企業庁様の帰責による設備改修等を実施する場合、事業者主体で設計見直し等を行うと思われませんが、その際は検討に必要な費用（設計費等）についても見込んでいただける、という理解でよろしいでしょうか。	分担保のとおり県がリスクを負います。検討の実施者及び費用負担を含め、どのように対応するのかは協議により決定する想定です。
406	実施方針（案）	別紙4	計画変更・遅延	50	12~14	建設工事の着工遅延に関し、貴局にも事業者にも帰責事由がない場合は、運営開始予定日を変更していただけますでしょうか。また、その場合において、本事業期間の延長に応じていただけるかご教示ください。	県にも事業者にも帰責事由がない場合、不可抗力、制度・法令変更等、事由毎のリスク分担をよることを想定しています。
407	実施方針（案）	別紙4	維持管理に関する事業内容等の変更	50	17~18	維持管理に関する事業内容等の変更について、貴局の事由以外の事由による場合はリスクを事業者において負担することとされていますが、事業者に帰責事由がない場合、当該変更については事業者においてコントロールできるものではないため、当該変更に伴うリスクは貴局においてもご負担いただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	県にも事業者にも帰責事由がない場合、不可抗力、制度・法令変更等、事由毎のリスク分担をよることを想定しています。
408	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	50	脚注48,49	ここで書かれている「一定の範囲を超える物価変動」の具体的数値をご教示お願いします。	入札説明書等公表時に示す予定です。
409	実施方針（案）	別紙4	「維持管理に関する事業内容等の変更」	50		県「県の指示等、県の事由による維持管理に関する事業内容、用途の変更」について、県の事由によらない県の指示等はどのようなことを想定されていますか。	例えば、事業者の不備に対する是正措置等の指示が想定されます。
410	実施方針（案）	別紙4	用地	50		土壌汚染調査結果は、入札公告時に示されますか。示されない場合、当該調査の実施者を入札公告時に明示してください。また、土壌汚染対策が必要であることが判明した場合、当該対策費は、設計変更対象としてください。	土壌汚染調査結果については、後日、インフォメーションパッケージとして提供する予定です。
411	実施方針（案）	別紙4	リスク分担保（工事遅延）	50	-	「不可抗力による工事遅延」に民のリスクに○とありますが、不可抗力による遅延の場合に、民が負担するリスクとはどのようなリスクになりますでしょうか？	不可抗力による遅延の民間事業者が負担するリスクとしては、工程遅延に伴う工程調整等が想定されます。
412	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	50		リスク項目「物価変動」の民側にある注釈47は48、48は49、また「工事遅延」の民側の49は50、にそれぞれ読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり誤記ですので修正します。
413	実施方針（案）	別紙4	運営開始の遅延	51	5	貴局の事由及び不可抗力以外の事由に起因する運営開始の遅延について事業者がリスクを負担することとされていますが、かかる遅延について事業者に帰責事由がない場合、当該遅延については事業者においてコントロールできるものではないため、当該遅延に伴うリスクは貴局においてもご負担いただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	県にも事業者にも帰責事由がない場合、不可抗力、制度・法令変更等、事由毎のリスク分担をよることを想定しています。
414	実施方針（案）	別紙4	運営期間物価変動	51	6	「物価の変動による事業者の費用の増減」リスクとは公告日以降に生じる当該リスクを指すとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格の基準日は入札説明書公表時に示す予定です。
415	実施方針（案）	別紙4	リスク分担保（需要変動）	51	-	「需要変動」には、利用者の減少に伴う固定料金収入の減少も含まれると理解してよろしいでしょうか。	利用者が減少した場合であっても固定料金収入は減少しません。
416	実施方針（案）	別紙4	需要変動	51	7~8	需要変動に伴う利用料金の減少について、事業者がリスクを負担することとされていますが、事業者は貴局が提示された想定給水量を前提として利用料金の提案を行う以上、当該想定給水量からの乖離が生じた場合のリスクは貴局にてご負担いただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	事業者が収受する利用料金は固定料金と変動料金で構成し、給水量に著しい変動（減少）があっても必要な収入を確保できるものとする予定です。したがって事業者にリスクを負っていただく想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
417	実施方針（案）	別紙4	リスク分担	51		リスク項目「需要変動」の民側にある注釈50は51、に読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり誤記ですので修正します。
418	実施方針（案）	別紙4	事業内容等の変更	51	11~12	貴局の事由以外の事由に起因する事業内容等の変更について事業者がリスクを負担することとされていますが、かかる変更について事業者に帰責事由がない場合、当該変更については事業者においてコントロールできるものではないため、当該遅延に伴うリスクは貴局においてもご負担いただきたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	県にも事業者にも帰責事由ない場合、不可抗力、制度・法令変更等、事由毎のリスク分担をよることを想定しています。
419	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表 （情報整備に関する契約不適合）	52	—	「情報整備に関する契約不適合」とは、本事業の場合、例えばどのようなものを想定されていますでしょうか。	要求水準書（素案）33,34,51ページに示す情報（運転マニュアル等）を始め、モニタリング等による提出書類等の不備を示します。
420	実施方針（案）	別紙4	施設の契約不適合	52	4~5	「対象施設の契約不適合」とは、事業者が行った、対象施設に関する本事業の各業務に契約不適合があった場合を指す趣旨と理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	本事業期間終了時に、全ての対象施設が要求水準書で示した性能を発揮できる機能を有し、本事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で施設を引き渡すことを求めています。この状態が満たされていないことを契約不適合とする想定です。
421	実施方針（案）	別紙4	情報整備に関する契約不適合	52		「本事業の業務内容に関連して整備された情報等」とはなにを指しておりますでしょうか。	要求水準書（素案）51ページに示す情報を始め、モニタリング等による提出書類等を示します。
422	実施方針（案）	別紙4	リスク分担表	—	—	維持管理施設業務ならびに豊橋南部浄水場に関わる業務、場外管路等に関わる業務について、修繕業務（軽微な修繕を除く）は事業者の業務範囲外となっており、県によって実施されるものと推察します。県が実施される修繕業務において発注・工期遅延や不備等なんらかの影響により事業者の業務が不履行となった場合、その費用はもとより要求水準未達に該当するものではないものと考えますがいかがでしょうか。また、その内容についてリスク分担表への反映をお願いします。	ご指摘の場合、48ページにおける施設の損傷「県が遂行する業務に起因する施設・設備の損傷」に該当するものとして県がリスクを負う想定です。
423	実施方針（案）	別紙4	利用料金の提案 需要変動	12 51	25 —	水道事業は固定費用の比率が高い中、固定料金と変動料金を設定する背景についてご教示いただけますでしょうか。 貴県から公表される予定の固定料金の上限額については、固定費用の比率が高い事業特性に合わせた妥当な金額を設定いただけますようお願いいたします。 また、固定料金については、著しい需要変動の場合においても変更可能な建付けにさせていただきたく存じます。	水道事業において固定費用の比率が高い一因として施設投資に伴う減価償却費がありますが、本事業においては再整備費用を利用料金とは別にサービス購入料として県が負担することから、事業者は再整備に係る減価償却費に相当する利用料金を収受しません。したがって固定費用の比率が特段高いものと想定していません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
424	要求水準書 (素案)	第1 1 (5)	事業方式	2	9	ウォーターPPPレベル3.5に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入している場合外管路は現時点でどこまで検討が進んでいるのでしょうか？(アセットマネジメント、更新の必要性などの評価、概略更新計画策定など)	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
425	要求水準書 (素案)	第1 1 (5)	事業方式	2	10	「ウォーターPPPレベル3.5に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入することとし、可能な範囲で、当該施設の更新計画案の策定や更新の実施も本事業の範囲に含める。」とありますが、可能な範囲は企業庁様にて協議のうえ、範囲及び期間を決めて今後示されるとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
426	要求水準書 (素案)	第1 1 (5)	事業方式	2	12	「さらに、場外管路及び維持管理施設は、豊橋浄水場の再整備以降において、ウォーターPPPレベル4への移行を想定する」とありますが、企業庁様にて協議のうえ、移行及び運営期間を決めて今後示されるとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
427	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) ア	対象施設	2	注釈3	「注釈3 豊橋浄水場の再整備以降においては、運営権の設定対象となることを想定している。」この注釈について、本文4項目の維持管理施設および図表1の③場外施設④維持管理施設に係っているが、運営権の対象施設は新施設のみとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場の運営が最適になることを目指し、関連施設等のウォーターPPPレベル4への移行や更新支援・更新実施の手法について、効果や課題の検証、VFM算出等の検討を進めています。その結果を踏まえ、具体的な手続き等をお示しする予定です。
428	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	図表1 施設分類と対象施設の分類	3	-	新施設から発生する排水を既設排水処理施設で処理することになります。既設排水処理施設において排水量、排水水質など受入条件や規制がある場合、ご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	排水処理施設（豊田浄水場始め6 浄水場排水処理施設整備・運営事業）には、現状の施設において、濃縮汚泥の濃度を平均0.9%、日変動0.2～3.1%、月平均変動0.3～2.2%の水準で送泥しています。脱水設備において汚泥性状の変化に起因した障害が発生し、かつ本事業者が帰責者であった場合、障害対応に要した費用を負担する必要があります。
429	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	図表1 施設分類と対象施設の分類	3	-	既設の運用において排水処理施設から着水井等に返送水がある場合、返送水量・頻度・水質等についてご提示いただけないでしょうか。	排水処理施設（豊田浄水場始め6 浄水場排水処理施設整備・運営事業）においては、無薬中方式により脱水し、濁度20度以下とした脱水ろ液が排水池に排水されます。排水池から着水井への返送水量、頻度については、浄水処理への影響を鑑み、事業者間の協議により決定することを想定しています。
430	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	図表1 施設分類と対象施設の分類	3	-	既設排水処理施設以外に公共下水道（雨水管・下水管）などが情報はご提示いただけたのご理解でよろしいでしょうか。	生活雑用水のみ公共下水道に接続しています。
431	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	図表1 施設分類と対象施設の分類	3	-	図表1 施設分類と対象施設の分類が記載されてますが、既設施設や場内配管などの図面類はご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	既存図書閲覧等によりご確認ください。
432	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	図表1 施設分類と対象施設の分類	3	-	既設施設につきまして、各施設の構造計算書をご提示いただけないでしょうか。特に既設浄水池につきましては、構造計算書をいただけたと撤去手順をより適した計画とすることができます。	既存の構造計算書については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
433	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	事業方針	3	図表1	②新施設について、「小水力発電及び太陽光発電設備」との記載について、これらは例示であり、小水力・太陽光発電の導入は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書（素案）36ページに記載したとおり、カーボンニュートラルを踏まえた再生可能エネルギー・畜電池等の導入・活用を検討した上での設計を求めます。
434	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	事業方針	3	欄外	多重無線設備の更新に関して、本施設の維持管理については県が別途実施する理解でよいか。	ご理解のとおりです。
435	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	図表1 施設分類と対象施設の分類	3	—	既存完成図書に関して、電子データがありましたら、ご提供頂けないでしょうか。	電子データはございませんので既存図書のスキャン等により各自でご用意ください。
436	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ア	図表1 施設分類と対象施設の分類	3	—	解体撤去の手順を検討する参考資料とするため、各施設の構造計算書をご提示頂けないでしょうか。	既存の構造計算書については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
437	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ウ	取水可能量	4	2	「事業者は、図表3に示す取水可能量を超えない範囲で適正に取水すること」とありますが、三ツ口池と森岡取水場の取水割合は事業者側で任意に設定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
438	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) ウ	事業内容	4	2	実用上の各水源からの取水量のバランスは事業者の裁量によるものと考えてよろしいでしょうか。もし、要望や注意点があればご教示ください。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
439	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)ウ	導水圧力	4	3	「本取水における導水圧力については、有効利用を行うこと」とありますが、場内到達水位の条件は企業庁様よりご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	水源施設の水位を示す水位高低図については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
440	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) エ	事業方針	4	4	施設能力88,000m ³ /日は、給水量：80,000m ³ /日、排水量：8,000m ³ /日を目安と考えた能力という理解でよろしいでしょうか。	浄水処理能力として88,000m ³ /日を設定しています。排水を含む浄水ロスについては事業者が提案する施設構造に依存する想定です。
441	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) エ	事業方針	4	6	「また、近隣浄水場との連絡管（豊橋城下線、豊川権現線）が接続されており、施設更新や被災等により施設能力が減少した際、一時的な応援給水を行うことができる施設とする。」とありますが、一時的な応急給水の具体的な水量のご提示をお願い致します。	応援水量については要求水準書（素案）37ページに記載していますのでご確認ください。
442	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)エ	応急給水	4	7	「一時的な応急給水を行うことができる施設とする」とありますが、この一時的についての具体的な期間は事業者側の提案でよろしいでしょうか。	近隣浄水場における災害時及び更新時に行う想定であることから具体的な日数は想定していません。
443	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)エ	応急給水	4	7	「一時的な応急給水を行うことができる施設とする」とありますが、この応急給水量は施設能力88,000m ³ /日の範囲内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)エ	連絡管	4	7	88,000m ³ /日の施設能力を常時確保できなければ、施設更新時において既存の連絡管は撤去できないとの理解でよろしいでしょうか。	施設更新時の豊橋浄水場に係る水需要を上回る範囲で施設能力を確保できれば連絡管の撤去は可能です。 ※ご質問の「既存の連絡管」は豊橋浄水場敷地内にある豊橋南部浄水場からの応援給水を受ける連絡管という前提となります。
445	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)カ	送泥汚泥濃度	4	10	本対象業務には啓発設備の設置や見学者の対応は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
446	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)カ	脱水施設に関する事項	4	13	濃縮槽下流に設置してある汚泥流量計の一次側（受泥槽への送泥）までを本事業の事業者の事業範囲とする。とありますが具体的な位置など図示にてご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
447	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)カ	脱水施設に関する事項	4	15	脱水設備への送泥汚泥濃度は0.9%以上を標準。とありますが1日に送泥した汚泥濃度の平均値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、現状の施設においては、日変動0.2～3.1%、月平均変動0.3～2.2%の水準で送泥しています。
448	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) カ	事業方針	4	16	脱水設備への送泥汚泥濃度は0.9%以上を標準とありますが、季節変動が生じるものと思われます。そのため、脱水処理設備の能力ならびに汚泥性状の季節変動を加味いただき改めて設定をいただけないでしょうか。	季節変動等による汚泥性状の変化については、事業開始後、排水処理事業者との調整によって対応することを想定しています。
449	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) カ	脱水施設	4	18	脱水設備への送泥汚泥濃度の記載がありますが、送泥汚泥流量についての取り決めがあるかご教示ください。また、決められた条件での送泥に関しては、脱水設備障害の帰責を除き、貴県や三河排水PF1事業者への廃棄物処理費としての支払いはないという理解であっておりますでしょうか。	送泥汚泥流量については、受泥槽、脱水機稼働状況等によることから、排水処理事業者との調整によって決定することを想定しています。 県や排水処理事業者への廃棄物処理費の支払いはありません。
450	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) カ	事業方針	4	16～27	「本事業の事業者」「排水処理事業者」「当該事業者」「三河排水処理PF1事業者」との記載がありますが、それぞれ何を指すものかご教示ください。	「本事業の事業者」及び「当該事業者」は本事業を受託した事業者を示します。「排水処理事業者」及び「三河排水処理PF1事業者」は豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設設備・運営事業事業者を示します。
451	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) カ	事業方針	4	22	一時的な応援給水ついて、必要量、期間等の設定があれば教示いただきたい。	近隣浄水場における災害時及び更新時に行う想定であることから具体的な日数は想定していません。
452	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) カ	事業方針	4	22	本施設の再整備に伴う、近隣浄水場（豊川浄水場、豊橋南部浄水場）等からのバックアップ体制（応援給水）等についてはいかがお考えでしょうか。	37ページに示す施設更新時の一時的な能力減少については、近隣浄水場からのバックアップを予定しています。
453	要求水準書 (素案)	第1 1 (6) カ	事業方針	4	25	三河排水処理PF1事業区域内へのユーティリティ供給（水道、下水道、電気）については本事業範囲との認識でよろしいでしょうか。 なお、三河排水処理PF1事業の運営期間におけるユーティリティ調達は本事業者とされる場合の、三河排水処理PF1事業者からの支払等に関する条件設定についてどのようにお考えでしょうか。	脱水施設において使用される電力／上下水道の調達は、事業者が実施する形を想定しています。費用の精算方法等の詳細は、入札説明書等公表時に示す予定です。
454	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)カ	脱水施設に関する事項	4	—	排水処理設備との取合いが必要になります。既設図面やフローシートなどはご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
455	要求水準書 (素案)	第1 1 (6)カ	事業方針	4	—	豊田浄水場始め浄水場排水処理施設整備・運営事業との責任区分を記載いただいておりますが、既存施設（脱水施設等）は、原水条件及び水処理フローに合わせた施設設計がなされており、例えば、本事業者の提案で既存の水処理フローでは想定していない薬品等を使用し、上記の事業に影響を与えた場合は、豊橋浄水場再整備等事業の事業者の帰責事由になりえらると思えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。汚泥性状の変化に起因した障害が発生した場合、帰責者が負います。
456	要求水準書 (素案)	第1 1 (8)	事業期間	5	4	豊橋浄水場内において、本事業期間中に現在把握されている他事業（場内で実施される事業範囲外の工事等）について教えてください。	県が有する施設全体を対象とした広域送水監視制御システム及び多重無線設備の更新（時期未定）を行う想定です。
457	要求水準書 (素案)	第1 1 (7)	事業範囲	5		図表4におきまして、新施設業務（再整備期間）の実施期間が”再整備期間”となっておりますが、新施設再整備期間に受託事業として実施する内容はどのようなものになりますでしょうか。	再整備期間中においては、段階的な施設整備が進められ、一部施設の部分完了、共用の開始が見込まれます。それら施設の維持管理・操作等を示します。
458	要求水準書 (素案)	第1 1 (9) イ	場外管路等業務	7	20	場外管路の更新については、事業者が策定する更新計画の内容によっては、県と事業者が合意できない恐れも考えますので、「更新実施型」を「更新支援型」に変更して頂けないでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
459	要求水準書 (素案)	第1 1 (9) イ	受託事業	7	20	場外管路等業務においては、取水施設を含め更新実施型に準じ事業者が維持管理並びに更新計画の策定及び更新を行うこととなっておりますが、応募時には更新対象管路の範囲を特定することは難しいと考えます。どのような提案方法をお考えでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
460	要求水準書 (素案)	第1 1 (9) イ	受託事業	7	24	場外管路の更新については、事業者が策定する更新計画の内容によっては、更新対象施設の事業規模が提案時よりも大きくなることが予想されます。このリスクを事業者が負うことは非常に厳しいと考えられますが、どのようなスキームをお考えでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
461	要求水準書 (素案)	第1 1 (1) 0カ	導水管	9	15	「森岡第1導水管（鋼管φ1,000mm L=約3,420m）」とあり、「各導水管の詳細な位置等については、別紙1に示す東三河上水道・工業用水道事業管内図を参照のこと」とありますが、別紙1に示す森岡導水管の口径はφ1,100mmとなっております。要求水準書本文と別紙に示す導水管口径はどちらが正しいでしょうか。	要求水準書（素案）が誤りでしたので修正します。1100mmが正しいです。
462	要求水準書 (素案)	第1 1 (1) 0カ	導水管	9	16	森岡取水場と三ツ口池を繋ぐ第2導水管の使用目的をご教示ください。	豊橋南部浄水場（工業用水）で使用する原水を導水するものです。 ※豊橋南部浄水場で使用する工業用水について、牟呂松原頭首工（大野頭首工ではなく）に水利権を有しているためです。
463	要求水準書 (素案)	第1 2 (2)ア	施設を運転しながらの工事への対応	10	7	「工事期間中の緊急時の対応について、予め県と協議し、要求水準書を踏まえた計画書を作成する」とありますが、企業庁様で想定している緊急時項目がございましたらご提示いただけないでしょうか。	24ページに示す災害又は事故等の緊急時の対応を示します。
464	要求水準書 (素案)	第1 2 (2)ア	施設を運転しながらの工事への対応	10	8	緊急の要件と対応すべき事項について、6(4)項の記載事項と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
465	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) イ	安定的な維持管理業務	10	13	「県の求める浄水水質及び浄水場を確保できるように・・・」とありますが、県の求める浄水水質とは、企業庁様から提示される豊橋浄水場水安全計画の記載内容を求められているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) イ	安定的な維持管理業務	10	13	「県の求める浄水水質及び浄水量を確保できるように・・・」とあり、浄水水質条件を求められておりますが、企業庁様から事業者へ引き渡される原水の水質条件についても、ご提示いただけますでしょうか。	インフォメーションパッケージとして提供している「豊橋浄水場管理月報」、「豊橋浄水場日報」をご確認ください。
467	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) イ	安定的な維持管理業務	10	13	仮に企業庁様から事業者へ引き渡される原水の水質条件をご提示いただけない場合、施設設計をする上での前提となる原水水質条件は、過去の水質条件を参考に事業者が提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
468	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) イ	安定的な維持管理業務	10	13	仮に企業庁様から事業者へ引き渡される原水の水質条件をご提示いただけない場合には、事業者は、過去の水質測定結果を参考に水質条件(範囲)を想定し、施設設計をする上での原水水質条件を設定して提案することになります。その場合に、想定した原水水質を逸脱するような流入があったとしても、一義的には浄水処理を継続する必要があるものと考えますが、事業者が誠実に必要な対応を行っても要求水準に定める浄水水質を満足できなかった場合には、ペナルティ等の対象外と考えてよろしいでしょうか。	想定外の原水水質が流入した場合であっても、水安全計画に基づき、取水停止の判断を含め適切な運用を行う限り、ペナルティ等は発生しません。
469	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) エ	IoT・AI等の新技術の活用	10	17	IoT・AI等の新技術活用に伴う技術革新リスク・陳腐化リスク(部品等の製造中止リスクを含む。)については、例えば5年毎に協議を行う等、貴県にも一定のリスクをご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	提案書に記載いただいた取組が技術の進歩によって陳腐化した場合には、県と随時協議を実施し、県の承認のもとで、その内容を変更することも可能です。技術の進歩によって、当初提案書に記載いただいた以上の取組を実施いただくことは問題ございません。
470	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) オ	カーボンニュートラルの推進	10	23	「水素技術を活用した脱炭素等の燃料変換を図り、～求める。」とありますが、燃料変換後に排出された水は排水として処分するとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案内容によります。
471	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) オ	カーボンニュートラルの推進	10	27	「新技術や新しい整備手法について、現時点で普及している技術に限らず将来的な技術革新も視野に入れ、積極的に導入することを求める」とありますが、カーボンニュートラルにおける評価軸はご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
472	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) オ	カーボンニュートラルの推進	10	28	再生可能エネルギー由来の電力の調達等とございますが、再整備期間における電力調達については、県において実施されるものと存じます。カーボンニュートラルを推進する愛知県において、こうした取り組みの一環として再整備期間における再生可能エネルギー由来の電力の調達を実施する見込みはございますか。	現時点で特段再生可能エネルギー由来の電力調達を実施する予定はありません。
473	要求水準書 (素案)	第1 2 (2) オ	カーボンニュートラルの推進	10	28	再整備期間における電力調達についても、本事業者に委託事業の一環とすることも提案可能なスキームとされるお考え等はございますか。	現時点ではありません。
474	要求水準書 (素案)	第1 2 (2)	留意事項	10	17、23	IoT・AI・カーボンニュートラルの推進については、要求水準として満たすべき明確な数値が見受けられません。それぞれ提案内容を実行すれば、要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
475	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ア	処理水量と処理水質	11	2	本事業範囲に関わる水安全計画についてご教示いただけないでしょうか。また、事業者が設計、維持管理上順守すべき項目、定量的な数値についても当該計画に示されている認識でおりますがよろしいでしょうか。	原則的にはご理解のとおりです。事業者が提案する新たな浄水場の施設構造によっては、遵守すべき項目や観測すべき数値が追加・変更となる可能性があります。その場合、現水安全計画と同水準の浄水水質が維持できるか否かで水安全計画の変更を承認するものとします。
476	要求水準書 (素案)	第1 2 (4)	守秘義務の順守	11	5~7	貴局においても、本事業の実施に関して知りえた事業者の秘密について守秘義務を負うものと理解して相違ありませんでしょうか。	県は、特定事業契約に関する情報をホームページ等で開示しますが、個人情報や開示により競争上の地位等の正当な利益が損なわれる情報は開示しない想定です。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
477	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ア	要求する性能	11	9	取水点ごと(三口池および森岡取水場)の水質をご教授ください。(特にかび臭物質の濃度、発生頻度について)	インフォメーションパッケージとして提供している「豊橋浄水場管理月報」、「豊橋浄水場日報」、「水質年報」をご確認ください。
478	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ア	処理水質	11	10	豊橋浄水場および豊橋南部浄水場の水安全計画書を開示もしくは閲覧させていただけないでしょうか。	豊橋南部浄水場水安全計画については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。豊橋浄水場水安全計画については、インフォメーションパッケージとして提供している「水安全計画」をご確認ください。
479	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ア	処理水量と処理水質	11	10	「豊橋浄水場の新施設に求める施設能力は、88,000m ³ /日とする」とありますが、計画一日平均および計画一日最小の給水量はご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	県が想定する給水量及び推計手法を提示する予定です。
480	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) イ	耐震性能	11	16	危機耐性は、定量的に定義できない抽象的な側面を持った概念と理解しているが、提案者それぞれのベースが異なる対応について、どのような視点・観点で妥当性を評価するのかご教示頂きたい。また、何に対する危機的な状況下についてもご教示頂きたい。	入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
481	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ウ	土木構造物	12	2	土木構造物や建築構造物の構造形式について指定はなく、法定耐用年数を確保する仕様とだけ指定があります。 各構造により耐用年数は異なり、かつ、提案コストも大きく異なります。 事業者が提案する施設（構造）を耐用年数、価格についても定量的にご評価いただけるものと考えております。 建物の構造は重要なポイントと考えますので、その評価方法についてご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
482	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ウ	土木構造物	12	2	土木構造物や建築構造物の構造形式について指定はなく、法定耐用年数を確保する仕様とだけ指定があります。 各構造により耐用年数は異なり、かつ、提案コストも大きく異なります。 既設の土木構造物および建築構造物（管理本館、高速凝集沈殿池、ろ過池など）はRC造とお見受けします。 よって、新施設も既設同等のRC造を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	既設についてはRCですが、新設設備についてはご提案を求める想定です。
483	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ウ	土木構造物・設備の耐用年数	12	2	「更新対象設備は、法定耐用年数を確保する仕様とすること。」とありますが、構造物（躯体）についても同様のお考えでしょうか。構造が変わると法定耐用年数が変わってきますので、法定耐用年数に関する県のお考えについてご教示願います。	既設についてはRCですが、新設設備についてはご提案を求める想定です。
484	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ウ	土木構造物・設備の耐用年数	12	2	構造物の仕様（コンクリート造・鋼製など）、防水（防食）塗装の有無、付帯設備（覆蓋、手摺り、付帯配管）の材質などは全て事業者提案との理解でよろしいでしょうか。設計共通事項として最低限求める仕様・条件などがあれば要求水準書に記載してください。	ご理解のとおりです。
485	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ウ	土木構造物・設備の耐用年数	12	3	事業期間終了後の構造物の要求水準性能について、評価、立証はどのように実施するお考えでしょうか。	水道施設更新指針等に基づく評価を想定しています。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
486	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ウ	土木構造物・設備の耐用年数	12	3	「事業期間終了後1年以内にこれらの構造物が要求水準に示された性能を下回った場合（県の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする」とありますが、事業期間が終了しており事業者は現場にいないため、その立証責任は企業庁様が負うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
487	要求水準書 (素案)	第1 2 (5) ウ	要求する性能	12	3~5	事業期間終了後1年間における性能未達に関する事業者の責任が記載されています。 当該未達が貴局の責に帰すべき事由による場合のみならず、第三者の行為や原水水質の著しい変動、不可抗力等の事業者のコントロールし得ない事由によって生じた場合には事業者の責任は生じず、事業者の責任範囲は、事業者による業務に契約不適合があった場合に限られるものと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
488	要求水準書 (素案)	第1 2 (5)エ	電気機械設備の規格	12	7	「電気・機械設備については、日本産業規格（JIS）、日本電気工業規格（JEM）及び電気規格調査会標準規格（JEC）の標準によること」とあります。本事業で採用する電気機械設備のうち上記規格に準拠する資機材は日本水道協会の証明書は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	要求水準書 (素案)	第1 3	関係法令等	13	1	提案審査書類提出以降に関係法令等が改訂され、これに伴い工期延長や費用等が発生した場合は、企業庁様のリスク分担という理解でよろしいでしょうか。	リスク分担において、県が負担することとなっているケースに該当するのであれば、ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
490	要求水準書 (素案)	第1 3	遵守すべき関係法令等	13	1	昨年5月に「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法：改正法）」が施行され、盛土等の規制が強化（土捨て行為や一時的な堆積も対象）されました。令和7年から運用されるとのことですが、豊橋市では市全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定される予定です。ただし、公共施設用地内で行われる盛土工事等は適用対象外となっています。豊橋浄水場の要求水準書（素案）の関連法令に当該法令の記載はありませんが、適用対象外という理解でよろしいでしょうか。	再整備の対象となる豊橋浄水場は宅地造成及び特定盛土等規制法に定める「宅地又は農地等」には該当しませんが、同法が規制の対象とする行為を事業者が行おうとする場合は、「その他本事業に係る法令」として、同法を遵守する必要があります。
491	要求水準書 (素案)	第1 4	適用する仕様書等	14	8	適用する仕様書等の改訂が行われ、契約後、設計業務の着手日の最新版を適用することで、提案審査書類提出時点よりも仕様アップとなる場合には、設計変更対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に仕様書等の改定に伴う設計変更は想定していません。ただし、制度・法令等の変更に伴う仕様アップはリスク分担表を参考として対応を協議することとなります。
492	要求水準書 (素案)	第1 4	適用する仕様書等	14	11	本事業は民間事業者の幅広い能力・ノウハウを提案する事業と捉えております。そのため、水質、水量等の要求水準を満たしていれば、水処理に採用する技術については指針や仕様書等の記載の有無にかかわらず民間事業者が選定できるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書（素案）14ページに記載のとおり、県の確認を要します。
493	要求水準書 (素案)	第1 4	適用する仕様書等	14	11	砂ろ過、膜ろ過を問わずに提案可能と認識しておりますが、水処理フロー全体について、民間事業者の判断で提案可能という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
494	要求水準書 (素案)	第1 5	用語の定義 図表8（撤去）	16		残置の判断は、循環適発第2109301号「第12回再生可能エネルギー等に関する・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」および、「既設地下工作物の取り扱いに関するガイドライン2020/2 一般社団法人日本建設業連合会」に準ずるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、既設地下工作物の取り扱いに関するガイドラインに基づき決定することとなります。最終的な判断は県との協議により決定します。
495	要求水準書 (素案)	第2 2（1）	基本的な考え方	17	13	「事業者は、安定的な～県に提出すること」とありますが、契約書の一部である民間提案に基づく範囲内と言う理解で良いか、ご教示ください。	民間提案に基づく範囲のほか、契約書として扱われる書類に規定があれば、その規定にも従って作成いただきます。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
496	要求水準書 (素案)	第2 2（1）	基本的な考え方	17	20	かかる事務について県における標準的な処理期間ほどの程度を要する見込みでしょうか。	処理期間は、事業者の提案内容にもよるため明確なものはありませんが、事業者による過度の負担がかかることは避ける方向で検討を進めます。
497	要求水準書 (素案)	第2 2（3）	中期事業計画書に関する事項	18	3	中期事業計画の改定等実施時から本事業終了までの間が、5年以下になる場合においては、事業終了時点までの計画を策定すると認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
498	要求水準書 (素案)	第2 3（2）	業務の詳細	19	8	キャッシュフロー計算書作成には一般的な決算書類作成以上の負荷が生じます。SPC運営費用低減のため、キャッシュフロー計算書の提出は、任意としていただけませんかでしょうか。	SPCの経営状態を把握するために必要なため、キャッシュフロー計算書の提出は義務とします。
499	要求水準書 (素案)	第2 3（2）	業務の詳細	19	12	県における本事業にかかる文書保存年限（想定）についてご教示ください。また、文書の保存方法に関しましては、紙ではなく電子保存（紙をPDF化したものを含む）でもよろしいでしょうか。 ※最低限県が保存する期間より長期での保存を検討する必要があるため	現段階で具体的に想定しているものではありません。保存方法は、事業者の判断でかまいません。
500	要求水準書 (素案)	第2 3（3）	注釈16	20	注釈	水道用水供給事業と工業用水事業兼用導水管の点検費の按分方法については、水量比による按分との理解でよろしいでしょうか。	現時点では、按分方法は事業者提案とする予定ですが、詳細については入札説明書等公表時に示す予定です。
501	要求水準書 (素案)	第2 4（1）	基本的な考え方	23	3	「事業者は、～提出すること」とありますが、提案時に定めたセルフモニタリングの時期・回数と言う理解で良いか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
502	要求水準書 (素案)	第2 4（1）	基本的な考え方	23	4	モニタリング計画書は、県が策定すると認識で相違ありませんか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
503	要求水準書 (素案)	第2 5	コストマネジメント業務	23	18	「適切なコストマネジメントの手法を導入」とありますが、主には実施方針（案）に記載のオープンブック方式の採用を想定されていますでしょうか。	本項目で定める「コストマネジメント業務」は、事業者自身に効率的な事業運営を求めるものであり、「オープンブック方式」とは別のものがございます。「オープンブック方式」を全ての業務に適用し、全ての費用の明細を提出することを求める予定はございません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
504	要求水準書 (素案)	第2 6 (1)	基本的な考え方	23	23	「南海トラフ地震等～主体的に適切な対応を行うこと」とありますが、上位には愛知県の定める愛知県地域防災計画に基づき策定すると言う理解で良いか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。ただし、本事業の実施にあたっては、災害時対応にあたって民間事業者のノウハウ発揮に期待しています。
505	要求水準書 (素案)	第2 6 (1)	基本的な考え方	23	27	「状況に応じた措置を講じるとともに」とありますが、事業者判断で行うのではなく、常に県の指示或いは協議に基づき活動するという理解で良いか、ご教示ください。	常に県の指示或るいは協議に基づき活動するのではなく、被害を最小限に抑制するよう事業者が主体的に適切な対応を行うこととしています。
506	要求水準書 (素案)	第2 6 (1)	基本的な考え方	23	36	“本事業の用地及び対象施設”とあるが、「再整備期間」「運営期間」のほか、レベル3.5準拠施設等さまざまな管理方法・体制を求められる中、特に運営権設定前までにおいて、県が実施する危機管理についての考え方をご教示ください。	災害対策諸規定に基づき危機管理を行っています。災害対策諸規定については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
507	要求水準書 (素案)	第2 6 (2)	業務継続計画書の作成	24	6	「～、県作成のその他の業務継続計画及びその他上位計画の内容を把握」とありますが、具体的に提示していただく事は、可能でしょうか。	災害対策諸規定については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
508	要求水準書 (素案)	第2 6 (2)	業務継続計画書	24	6	愛知県庁業務継続計画（以下「県BCP」という。）、県作成のその他の業務継続計画及びその他上位計画の内容を把握と記載ありますが、県BCP記載の上水道ライフライン復旧を後押しするBCP作成を事業者にて検討する豊橋浄水場等BCPの中に内容盛り込む形を想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
509	要求水準書 (素案)	第2 6 (2)	業務継続計画書	24	9	再整備期間に作成する豊橋浄水場BCPですが、再整備期間が終わり完成した豊橋浄水場に対する豊橋浄水場BCPを、再整備期間中に作成すれば要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	事業者が作成するBCPの詳細については、入札説明書等公表時において示します。
510	要求水準書 (素案)	第2 6 (2)	業務継続計画書	24	9	既存の県BCPに、既存の豊橋浄水場に対するBCPは記載されていますでしょうか。	災害対策諸規定については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定ですのでご確認ください。
511	要求水準書 (素案)	第2 6 (2)	業務継続計画書	24	9	豊橋浄水場BCPの内容自体に、満たすべき要求水準はないという理解でよろしいでしょうか。極端な例として「災害後、1日以内に通常状態に復帰しないと要求水準未達」というような要求水準はない、と理解していますが、その理解であってまずでしょうか。	具体的な要求水準は設けませんが、豊橋浄水場等BCPを県が承認するにあたっては、県BCPや上位計画との整合が図られる必要があります。
512	要求水準書 (素案)	第2 6 (3)	危機管理マニュアルの策定	24	11	危機管理マニュアルの対象とする事象は、想定外リスクに属する事象が多いと推察いたします。これら想定外リスクへの対応は、別途費用が支払われるとの理解で良いか、ご教示ください。	不可抗力はリスク分担表のとおり、戦争、暴動、風水害、地震他、県及び事業者の双方の責めに帰すことのできない理由等は双方でリスクを分担する考えとなります。（主体的な取り組みは事業者、費用負担は県が原則となります。）詳細は、入札説明書等公表時に示す予定です。
513	要求水準書 (素案)	第2 6 (4)	災害又は事故等の緊急時の対応	24	20	緊急時の対応について定めていますが、費用に関する記述がありません。今後明確にされるとの理解で良いか、ご教示ください。	不可抗力はリスク分担表のとおり、戦争、暴動、風水害、地震他、県及び事業者の双方の責めに帰すことのできない理由等は双方でリスクを分担する考えとなります。（主体的な取り組みは事業者、費用負担は県が原則となります。）
514	要求水準書 (素案)	第2 6 (4)	災害又は事故等の緊急時の対応	24	20	災害や事故等への対応に際して生じる費用につき、実施方針（案）別紙4のリスク分担表（リスク項目「不可抗力」及び欄外注記45）にあるとおり、事業者に帰責事由がない限り貴局においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	施設復旧費用については県がリスクを負いますが、要求水準書に定める危機管理業務に要する費用は事業者に負担いただきます。
515	要求水準書 (素案)	第2 6 (4)	災害又は事故等の緊急時の対応	24	27～28	災害や事故等の発生時に事業者が支援の要請、応急復旧工事の手配や資器材の確保等を行った場合、実施方針（案）別紙4のリスク分担表（リスク項目「不可抗力」及び欄外注記45）にあるとおり、事業者に帰責事由がない限り、これらの対応に要する費用は貴局においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	施設復旧費用については県がリスクを負いますが、要求水準書に定める危機管理業務に要する費用は事業者に負担いただきます。
516	要求水準書 (素案)	第2 6 (5)	災害又は事故等を想定した訓練の実施	24	31	訓練の実施について定められていますが、この費用は事業費に含まれるとの理解で良いか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
517	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	県が行う業務との調整	25	8	列記されている項目に『県の業務として、本事業の対象施設において実施する維持管理』と記載がありますが、現時点でご想定されている主な維持管理業務をご教示ください。	再整備期間中における撤去施設の修繕や法定点検等、電力・薬品調達等は県が行います。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
518	要求水準書 (素案)	第2 7 (2)	業務の詳細	25	15	「本事業に係る業務について委託等を行う場合は、～その他技術的能力に関する審査をすること」との記載があります。こちらは県に対して結果の報告義務があるのでしょうか。また、審査結果については事業者の判断という理解でよろしいでしょうか。	審査結果及び審査の過程について、報告義務はありません。ただし、モニタリングの一環として、要求水準書に準じた手続きが講じられているか確認を求めることがあります。
519	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	県が行う業務との調整・協力	25	22	「県が行う業務に調整及び協力を行うこと」とありますが、調整内容、協力内容を具体的にご提示いただけないでしょうか。	要求水準書（素案）25ページ、8(2)業務の詳細の具体例のとおりです。県が実施する維持管理に係る工程調整や近隣浄水場への応援給水、濁水時の水利調整等を想定しています。
520	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	業務の詳細	25	28	「その他 県が指示する業務」とは、現時点でどのような業務をお考えでしょうか。	例えば、要求水準書（素案）28ページにおける県が主催する広報活動への協力などが想定されます。
521	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	業務の詳細	25	28	以下の事項について、県が行う業務とされていることから、以下の調整及び協議の相手方が県との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
522	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	業務の詳細	25	30	脱水処理施設の運営業務にかかる調整及び協力の相手方は県との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業及び排水処理施設の運営業務の双方の発注者たる県が調整及び協力相手になります。
523	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	業務の詳細	25	31	豊橋市との調整について、どのような調整を想定されていますか、また現時点で豊橋市が事業者と調整を求める事項等ございますか。	豊橋浄水場から豊橋広域調整池を経由して豊橋第1供給点(多米配水場)などへ水道用水を供給しており、水運用の調整などが想定されます。また、再整備期間中においては、設計や工程に係る調整などが想定されます。
524	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	業務の詳細	25	32	近隣浄水場の対象はどの浄水場を想定されていますか。	豊川浄水場、豊橋南部浄水場を想定しています。
525	要求水準書 (素案)	第2 8 (2)	業務の詳細	25	34	上記に関し、本事業にかかる業務との理解であるが、「その他、県が指示する業務」についても同様にあくまで本事業に係るものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
526	要求水準書 (素案)	第2 9 (2)	脱炭素推進業務	26	14	「脱炭素に係る取組を推進すること」とありますが、CO2削減量の評価を一定にするうえで電力量、薬品量など各項目におけるCO2換算時の原単位についてご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
527	要求水準書 (素案)	第2 9	脱炭素推進業務 エネルギー管理	26	21	本事業の対象施設（小鷹野浄水場を除く）とありますが、新施設でない豊橋南部浄水場等の維持管理施設も含まれておりますでしょうか。含まれる場合、エネルギー使用箇所や種類、使用量等の把握には、ハード面の投資が必要となる可能性があります。業務の主旨では、ソフト面（運転操作の工夫など）による管理を行うと見受けられるため、本業務に伴う更新、改善工事は業務範囲外との理解しています。	ご理解のとおりです。
528	要求水準書 (素案)	第2 9 (2)	エネルギー管理の導入	26	22	県におかれましては、本法に基づく報告等は行っておりますか。また、いち早くエネルギー使用状況等を把握するべく、現在においての電力使用量データについての提供いただけますようお願いいたします。	インフォメーションパッケージとして提供している「豊橋浄水場管理月報」をご確認ください。
529	要求水準書 (素案)	第2 9 (3)	設備の部分更新・機能付加	27	8	例示された設備については、全て導入を求めるものとの理解か、あくまで例示であり導入しなくてもよいとの理解でしょうか	想定している事項であり、例示です。
530	要求水準書 (素案)	第2 9 (4)	燃料転換等に関する検討	27	11	本文中に示す燃料転換以外に、CO2削減に資する工法・材料も評価の対象となると言う理解で良いか、ご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。
531	要求水準書 (素案)	第2 9 (4)	燃料転換等に関する検討	27	11	燃料転換等に関する検討は、維持管理の他、再整備も対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
532	要求水準書 (素案)	第2 9 (5)	燃料転換等に関する検討	27	16	現状のガス含むエネルギー利用の状況（過去数年の実績）等について開示いただけるものと理解してよろしいでしょうか（豊橋浄水場・豊橋南部浄水場・森岡取水場等）	インフォメーションパッケージとして提供している「豊橋浄水場管理月報」をご確認ください。なお、豊橋南部浄水場に係る管理月報については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
533	要求水準書 (素案)	第2 9 (4)	燃料転換等に関する検討	27	17	「事業者は、燃料転換を検討すること。」とありますが、「・・・転換を想定している。」ともありますので、これは要求水準ではあるものの、受託後において事業者が企業庁様にサービス購入料もしくは利用料金の変更協議を申し入れない範囲で検討という理解でよろしいでしょうか。もしくは転換を前提にということであれば、受託後に変更協議に申し入れが可能と考えてよろしいでしょうか。	サービス購入料、利用料金の変更ない範囲内での検討を想定しています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
534	要求水準書 (素案)	第2 9 (5)	水素技術の導入	27	—	水素技術導入にあたり、事業期間に関わらず、実施方針（案）P3,4(イ)対象施設に記載の事業用地であれば、本事業を阻害しないことを前提に、企業庁様の承認が得られれば使用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
535	要求水準書 (素案)	第2 1 1 (1)	基本的な考え方	28	3	「事業者は、本事業の実施にあたって、東三河地域の経済への貢献等に努める」とありますが、評価軸がございましたらご提示いただけないでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
536	要求水準書 (素案)	第2 1 1 (2)	地域経済に関する事項	28	5	実施の対象に、企業及び人材の育成も含まれるか、ご教示ください。	地元企業との連携・協力、人材の雇用が育成につながるものと考えます。
537	要求水準書 (素案)	第2 1 1 (2)	地域経済に関する事項	28	8	東三河地域との連携や協働による事業展開とは、任意受託事業で想定している内容と一致するとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業に限らず、本事業を通じて東三河地域経済への貢献等できることに期待しています。
538	要求水準書 (素案)	第2 1 1 (2)	地域貢献業務	28	10	「東三河地域の人材の雇用」については、SPCのみならず、構成企業による雇用も当該業務実施の対象として認められますでしょうか。	本事業に関連する業務（任意事業含む）のために雇用するのであれば、構成企業による雇用も含まれます。
539	要求水準書 (素案)	第2 1 1 (3)	県民等とのコミュニケーションに関する事項	28	14	実施にあたって、『関連団体・市町村等と調整を行うこと』とありますが、その結果、了解を得られない場合は『提案不履行』となるか否か、ご教示ください。	提案不履行とはなりません。ただし、関連団体・市町村等の了解を得られない場合は、了解を得られるように実施内容を見直すなど、県民等とのコミュニケーションの取組の実施に向けて必要な努力を行うものとしします。
540	要求水準書 (素案)	第2 1 1 (3)	施設公開業務	28	21	施設公開業務は事業者による対応が求められていますが、本書では建築物における見学者対応などを考慮した設計は求められていないと理解しています。見学者に配慮した設計は要求事項ではなく、評価事項となるとの理解でよろしいでしょうか。	見学者対応は、別紙3に示す、県・市・事業者共用の大会議室で実施することを想定していますが、事業者が別途、見学者対応を考慮した設計を実施することは可能です。評価基準については、入札説明書等公表時に示す予定です。
541	要求水準書 (素案)	第2 1 1 (3)	広報活動の実施	28	23	事業者が協力する貴県主催の広報活動等について、頻度や内容についてご教示ください（入札説明書等による開示でも構いません）。	水道週間における浄水場の一般開放、小学生の社会見学等年数回の実施を想定しています。その他、県営水道PR、節水PRのための横断幕の掲示等を適宜行います。
542	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (1)	基本的な考え方	29	2	「統括運営責任者」「豊橋浄水場等責任者」「豊橋南部浄水場等責任者」「場外管路等責任者」の各責任者は常駐を求めているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
543	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (1)	基本的な考え方	29	7	「統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者は、事業者と直接的な雇用関係にある者」とありますが、特別目的会社を設立する場合は、その出資会社と直接の雇用関係であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	出資会社のみではなく、特別目的会社とも直接的な雇用契約を締結しているものとみなされるのであれば、問題ございません。
544	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (1)	基本的な考え方	29	7	「統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者は、事業者と直接的雇用関係にある者とする」とありますが、雇用関係があれば、上記責任者は必ずしも専従者にする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
545	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (1)	基本的な考え方	29	7	『統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者は、事業者と直接的な雇用関係にある者とする』とありますが、SPCとの直接雇用ではなく、『構成企業と直接的な雇用関係にある者』と読み替えてよろしいでしょうか。	「事業者」は「SPC」を指します。
546	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (1)	責任者	29	7	「統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者は、事業者と直接的な雇用関係にある者」とあり、実施方針（案）の用語集で事業者とはSPCとあります。上記責任者については、SPCに外向（雇用関係）することが必須とのことでしょうか。	特別目的会社と直接的な雇用契約を締結しているものとみなされるのであれば、方法は問いません。
547	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (1)	組織運営業務 基本的な考え方	29	7	「統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者は、事業者と直接的な雇用関係にある者」とされておりますが、代表企業や構成企業もしくは協力企業（下請企業）からSPCへの外向者は認められますか？	外向者が外向先とも直接的な雇用契約を締結しているものとみなされる場合には、認められます。
548	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (1)	基本的な考え方	29	9	適切な雇用形態や勤務体制により必要な人員を確保すること。とありますが、出勤人数も事業者の裁量に任せられている考えでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
549	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (2)	統括運営責任者の配置	29	13	統括運営責任者は、他の責任者を兼務しても構わないでしょうか。	統括運営責任者と各業務責任者の兼務も可能です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
550	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (2)	統括運営責任者の配置	29	13	統括運営責任者の勤務地及び常駐・非常駐は、事業者の提案に任せると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
551	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (2)	責任者の配置	29	22	豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者の勤務地及び常駐・非常駐は、事業者の提案に任せると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
552	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (2)		29		豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者は、それぞれの浄水場の管理技術者（P44）記載の者との兼任は可能でしょうか。	各浄水場管理技術者との兼務も可能です。
553	要求水準書 (素案)	第2 1 2 (2)	統括運営責任者の変更	30	1	本項でのやむを得ず統括運営責任者を変更する場合のケースですが、死亡・退職以外にも民間企業の人事異動についても含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
554	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (1)	基本的な考え方	30	25	「ファシリテーターを配置することができる」とありますが、事業者がファシリテーターを提案することができるという理解でよろしいでしょうか。その場合、ファシリテーターに要する費用は、全額事業者負担になりますでしょうか。	現時点では、ファシリテーターは県と事業者によって構成される会議体の要請を受けて、選定・配置することを想定しています。費用の取扱い等の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
555	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (1)	ガバナンス業務	30	25～26	「ファシリテーター」の具体的な活動内容、選定・配置に関する手続きに関し、どのような扱いを想定されているかご教示ください。	現時点では、ファシリテーターは県と事業者によって構成される会議体の要請を受けて、選定・配置することを想定しています。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
556	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (1)	ガバナンス業務	30		「②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保」とありますが、外部有識者等により構成する「第三者機関」は、貴県の予算にて貴県が選定されとの認識でしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
557	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (1)	基本的な考え方	30	30	その他の項で要求されている報告+それら報告でカバーされないものを作成するとの理解でよろしいでしょうか（重複する内容の報告書を無駄に作成しない前提で良いか）。	ご理解のとおりです。
558	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (2) 及び (3)	事業者によるセルフモニタリング	30 31	33 11	「要求水準書に定める基準に基づき前述のセルフモニタリングを実施し、」とありますが、「前述の”モニタリング基本計画書に基づき作成したセルフモニタリング実施計画書に基づく」と同義との理解でよろしいでしょうか。そうではなく、再整備期間のモニタリング内容は、県より提示があるとの意味でしょうか。	モニタリングに関係する書類は、要求水準書に定める基準を満たしているかどうかを確認するために作成されます。そのため、概ね同義との理解で問題ございません。モニタリングの詳細については、入札説明書公表時に示す予定です。
559	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (2)	県による実績評価	31	2	貴県によって実施する実績評価について、「各工程の必要な時期」について具体的にご教示ください。	主に、「ろ過池」や「管理棟」などの構造物単位での実施を想定していますが、詳細は事業者からご提案いただく工程により設定するものを想定しています。
560	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (3)	ガバナンス業務	31	23	本事業における貴局の責務の履行に問題がある場合、改善協議を行ったうえで、貴局において改善措置を講じる義務を負うものと理解して相違ありませんでしょうか。	会議体等で合意にいたった事項については、ご理解のとおりです。
561	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (5)	会議体の設置	31	29	「協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書」についてご教示ください。また、当該確認書には図表14の内容が網羅されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、図表14に記載している会議体名は仮称のものであり、変更の可能性もあることをご認識ください。
562	要求水準書 (素案)	第2 1 3 (5)	会議体の設置	31	29	会議体は、特定事業契約に基づくものであるため非公開であり、議事録及び資料は原則として情報公開請求の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
563	要求水準書 (素案)	第2 1 4 (3)	事業用地等及び運営権設定対象施設等の環境保全	32	4	事業用地等における植栽管理及び除草内容について記載がありますが、現状の実施状況（内容・頻度・直近に要した費用）についてご教示いただけませんか。	樹木剪定・除草作業における作業量は植物の生育状況によることから不定です。令和5年度では、樹木剪定を年1回、除草作業を年3回を業務委託により実施するほか、職員直営での除草作業を適宜行っています。なお、樹木剪定、除草作業に要した委託料は約3,500千円となります。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
564	要求水準書 (素案)	第2 1 4 (2)	事業用地等及び運営権設定対象施設等の保安	32	14	「事業用地等及び運営権設定対象施設等への不法侵入や不法投棄、施設・設備の損壊等に対して、適切な防犯対策を講じること。」とありますが、警備業法上に該当する業務ではないという理解でよろしいでしょうか。記載の内容だけでは、事業者での判断が困難であるため、企業庁様の見解をお示しいただけないでしょうか。仮に警備業務に該当する場合、警備業法上に準じた対応（SPCが公安委員会から警備業の認定を取得する等）が必要になるため懸念しております。	ご理解のとおりです。ただし、警備業の認定を受けたものへ業務委託要否は事業者判断によります。
565	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (2)	施設機能確認	33	7	「本事業終了前までに、事業者は、新施設及び県に譲渡予定の資産を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（通常の経年変化によるものを除く。）であることを確認すること。」とありますが、状態を確認するのは企業庁様が主体的に実施されるべきことかと思われますがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです
566	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (2)	施設機能確認	33	7	「新施設及び県に譲渡予定の資産を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態であることを確認すること」と記載がありますが、「任意事業に係る資産を含む」という注記があります。民間事業者が、任意事業は事業期間のみと計画している場合は除外という理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、浄水場業務に活用できるものであれば、任意事業に係る資産を含め譲渡対象となる可能性があります。
567	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (2)	施設機能確認	33	7	事業者が事業用地等において保有する資産のうち貴局が必要と認めたものについて、本事業終了時の事業者から貴局への譲渡を予定されていると思われる記載がありますが、譲渡対象の資産の選定及び譲渡の条件は、貴局と事業者が協議の上、合意によって定めるものと理解して相違ありませんでしょうか。また、譲渡にかかる手続きをご教示ください。	ご理解のとおりです。県又は県が指定する者が必要と認めたものを事業者に通知し、協議を開始する想定です。
568	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (2)	施設機能確認	33	12	事業者が実施すべき機能確認について、確認すべき具体項目（期限等に限らず）についても入札説明書等公表時に示される理解でよろしいでしょうか。	現在検討中ではありますが、少なくとも期限については、入札説明書等公表時に示す予定です。
569	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (2)	契約終了時の措置	33	14	「本事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で施設等を引き渡すこと」とありますが、施設機能確認結果が良好であった場合は、別紙16に示す施設利用年数によらず施設を引き渡すことができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
570	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (2)	新施設及び譲渡対象資産の引渡し確認業務	33	14	本事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で施設等を引き渡すことが規定されておりますが、これは機器単位での更新を要しないことを規定するものであり、部品の取り換えや修繕は当該規定に該当しないものと理解してよろしいでしょうか。	部品の取替等軽微な修繕は当該規定に該当しませんが、メーカーへの依頼が必要な修繕は当該規定に該当します。
571	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (2)	新施設及び譲渡対象資産の引渡し確認業務	33	14	県におかれましては、事業終了時において設備の状態を確認の上、引き継がれることと思われませんが、そのような状態（本事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態）であることを確認してもなお、1年以内不具合が生じた場合の修繕コストを事業者側で負担しなければならない理由をご教示ください。	施設機能確認の段階では問題がなかったものの、1年以内に更新が必要となった場合は契約不適合責任を追及することとなる想定です。
572	要求水準書 (素案)	第2 1 5 (3)	引継ぎ文書の整備	34	5	「本事業後の更新計画書（案）」は、事業終了後何年分の更新計画を作成する必要があるかご教示ください。	5年程度を想定しています。
573	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	事前調査業務	35	6	提案時に合理的に予見できない事象、既存資料の不備に起因して、受託事業者に損害又は増加費用が生じたときは企業庁様にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を逸脱するもののリスクは県が負う想定です。
574	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	事前調査業務	35	7	提案の精度を高めるために測量データ、地下埋設物資料、既設構造物資料の確認をしたいのですが、早い段階で提供のお考えはありますか。	既設構造物資料については、既存図書の間覧によりご確認ください。なお、測量結果、既存の構造計算書等については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
575	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	事前調査業務	35	7	アスベストやPCB調査については実施済みであり、撤去対象には含まれない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
576	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	事前調査業務	35	-	事前調査項目に、アスベスト調査、PCB含有調査、の記載がありませんが、県で調査が行われるという認識でよろしいでしょうか。また、含有材が発見された場合、その撤去費用は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	アスベスト調査結果、PCB調査結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。仮に含有材が発見された場合のリスクは県が負う想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
577	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	事前調査業務	35	8	事前調査業務にアスベスト含有調査が含まれていませんが、既存施設撤去等に必要となる、分析調査結果は提供いただけると考えてよろしいでしょうか。また、事業範囲外であり存置とする既存建築物の建築確認申請検査済証についてもご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	アスベスト調査結果、既存建築物の建築確認申請検査済証については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
578	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	事前調査業務	35	8	事前調査において「試掘調査」は、対象外との理解でよろしいでしょうか。	地下埋設物調査として必要に応じて実施していただく想定です。
579	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	用地測量	35	10	用地測量について既存の測量図はないとの理解でよろしいでしょうか。	測量結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
580	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	地下埋設物調査	35	14	調査の結果、事前に公表された資料等に記載の無い地中埋設物等の支障物が存在した場合は、実施方針（案）50ページのリスク分担表の『用地』欄に記載のとおり、事業者側の負担とはならず、契約変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を逸脱するもののリスクは県が負う想定です。
581	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	地質調査	35	17	地質調査について、既存のボーリング調査、原位置試験、室内試験等があればご提供お願いいたします。	既存の地質調査結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
582	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	地下埋設物調査	35	19	電気ケーブル類の埋設位置図についても提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	既存図書閲覧等によりご確認ください。
583	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	事前調査業務	35	21	周辺環境調査・電波障害等対策のうち、「再整備及び維持管理に必要な調査」とありますが、想定されている調査項目をお示しいただけますでしょうか。	事業者が提案する水道施設の構造によるものと考えますが、例えば騒音・振動等の調査を想定しています。
584	要求水準書 (素案)	第3 1 (2)	調査実施に当たっての留意事項	35	28	「提供する既存図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではない…」とありますが、既存図面は今後インフォメーションパッケージとして提供される予定はあるでしょうか。提供時期をご教示ください。また、既存図面の中で、最新の埋設状況を反映していないと分かっている埋設物がありましたらご教示ください。	既存図書をインフォメーションパッケージとする予定はありませんので、既存図書閲覧によりご確認ください。また、県が把握しており、既設図面に記載がない埋設物はありません。
585	要求水準書 (素案)	第1 1 (3)	施設整備に当たっての公聴会の開催等	36	1	公聴会の開催のために必要な周辺住民等の利害関係者に関する情報は、企業庁様からいただくと理解してよろしいでしょうか。	事業者が提案する構造物の形状や位置等により、電波障害、日照等の影響を及ぼす範囲が異なるため、県から利害関係者に関する情報を示すことを想定していません。
586	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	基本的考え方	36	2	再整備に伴い何等かのインフラ負担金の発生を想定しておられますでしょうか。想定しておられる場合、その負担者をご教示願います。	本事業において、事業者が第三者からインフラ負担金を徴収することを想定していません。
587	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	既存施設を運用しながらの再整備	36	4	「停電の発生等非常時であっても浄水場（管理本館内豊橋市事務室含む）の運営に支障を来すことがないよう非常用電源設備からの電源供給等に配慮した工事とすること。」と記載がありますが、設備停止時間の制約はありますか。	具体的な設備停止時間に制約はありません。
588	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	狭小な用地における再整備	36	9	「本浄水場の敷地面積は極端に狭小であり、土木建築構造物の更新工事等に十分なスペースが確保されないものと想定される」とあり、更に、更新工事が施設の運転管理に支障とならない様万全を期すためには、土木建築工事費に占める仮設工事や施工の段取り替え（施工ステップ）にかかる費用が大きくなります。また昨今のPPP事業では、土木建築の更新工事に必要な仮設工事が見落とされたり、施工ステップの実現性検証が不十分であるなどの理由により、適正な土木建築工事費が確保されておらずに不調になったと考えられる案件が散見されています。入札不調を防ぐために、仮設工事の抜けやモレ、施工計画の実現性について、土木建築工事の施工ノウハウを有する建設会社への意見照会を実施し、適正な土木建築工事の予算が確保されているか否かの検証を実施して頂けますでしょうか。	技術アドバイザーの助言を得つつ、適正な事業費を積算し、予定価格として入札説明書等公表時に示す予定です。
589	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	狭小な用地における再整備	36	9	狭隘な敷地での施工を想定し、段階的な切替や仮設工事を含めた、施工の実現性や適正な予算設定を目的に、建設会社やコンサルタントとの意見交換を実施する予定はありますか。	特段、予算設定を目的とした意見交換の予定はありません。アドバイザーと相談し、適切な予算設定を行う予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
590	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	既存施設を運用しながらの再整備	36	13	「本事業は、撤去施設の運転管理業務を継続しながら再整備をするものである」とありますが、地下埋設物について、事業者選定後の資料調査や試掘調査によって、提案時に提示された資料との相違や提案時には不明であったり想定されなかった事象が判明し、事業費が増加する場合には、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるものについては県がリスクを負うことを想定しています。
591	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	既存施設を運用しながらの再整備	36	14	安全かつ合理的な工事遂行にあたり、新設工事中における既設駐車場や建物他の優先的な撤去可能範囲（又は施工上の制限となる箇所）を教示いただきたい。	現在管理本館を利用している東三河水道事務所は2025年度末に移転を予定していますので、2025年度内に撤去工事に着手する想定であれば、管理本館及び駐車スペースの撤去に制限がかかります。また、要求水準書（素案）37ページに定める施設能力の減小及び38ページに定める再整備期間中の県職員等の常駐できる執務室への配慮を除き、撤去範囲に制限はないものと想定しています。
592	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	既存施設を運用しながらの再整備	36	15	各施設の切替え工事等において既設管バルブ操作を行う場合、全ての既設管バルブの開閉動作（閉の場合は完全止水）は可能であるものとしてご提案させていただきます。しかし、実際の現地にて開閉動作（閉の場合は完全止水）は不可能であり、別途の不断水バルブ工事等や工程遅延による追加費用が生じた場合は企業庁様のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	操作不可能なバルブ位置図については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
593	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	既存施設を運用しながらの再整備	36	19	「なお、再整備時の一時的な施設能力減少を許容するが、能力減少分については、近隣浄水場からの応援給水に切り替えて対応することから、能力減少量や期間等の詳細について県と調整により決定しなければならない。」とありますが、近隣浄水場からの応援給水を実施した際にかかわる費用は計上する必要があると考えますが、この理解でよろしいでしょうか。	特段、県が行う応援給水に係る費用をご負担いただく想定はしていません。
594	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	施設整備にあたっての公聴会の開催等	36	30	公聴会の結果、事前に想定していた事業内容に変更が生じた場合は、契約変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	具体的な変更内容が不明であるため、契約変更対象となりうるかどうか判断できかねます。
595	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	施設整備に当たっての公聴会の開催等	36	31	高さ制限10mを超える場合についての、特例許可や建築審査会の同意は不要と考えてよろしいでしょうか。	建築基準法第48条に基づき、建築物の用途制限を超える場合には特例許可を得る必要があります。
596	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	施設整備に当たっての公聴会の開催等	36	-	公聴会の開催については建築基準法第48条にて特定行政庁が行うこととなっています。このため本件は主体的に進められるのは企業庁様、事業者は必要な協力を実施する旨に変更いただけないでしょうか。	建築基準法第48条における特定行政庁は豊橋市を示します。主体的に進めるのは事業者、県は必要な協力を実施する想定です。
597	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	基本的考え方	36	8~12~	再整備期間中及び完了後、現状の豊橋浄水場から小鷹野浄水場への北側連絡道路（既設着水井南側部）は閉鎖して良いでしょうか。閉鎖した場合、別の位置に代替連絡道路を整備する必要はありますでしょうか。	小鷹野浄水場との連絡通路は必要です。
598	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	既存施設を運用しながらの再整備	36	12~	再整備期間中、工事の都合により小鷹野浄水場の管理道路の一部を協議の上、通行及び占有（時間、期間を限定して）させていただくことは可能でしょうか？（占有は北側を想定）	工事のための一時借用については協議可能です。
599	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	既存施設を運用しながらの再整備	36	12~	再整備期間中、事業者以外に供する駐車場（事業場内）の規模ほどの程度を想定しておけばよろしいでしょうか。	特段の配慮は不要です。
600	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	小鷹野浄水場への非常用電源の供給	37	1, 2	小鷹野浄水場への非常用電源の供給についてですが、非常用電源設備を小鷹野浄水場に設置することは認められますか。	認めません。県敷地内での設置を求めます。
601	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	小鷹野浄水場への非常用電源の供給	37	1, 2	以下項目は本事業対象外と理解してよろしいでしょうか。 ①：小鷹野浄水場の既設非常用発電設備、発電機盤、燃料タンク等補器の撤去 ②：①に関連する配線・配管等の撤去 ③：撤去に伴う小鷹野浄水場の監視制御設備の機能増設	ご理解のとおりです。ただし、本事業の遂行上必要となる撤去等は、本事業の対象とします。また、技術的に高度で豊橋市で実施困難な内容については事業者の責において実施することを求めます。
602	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	小鷹野浄水場への非常用電源の供給	37	1, 2	豊橋浄水場、小鷹野浄水場へ非常用電源を供給するための非常用電源設備（自家発電設備）をまとめて小鷹野浄水場側に設置することは認められますか。	認めません。県敷地内での設置を求めます。
603	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	37	6	薬品注入設備について、薬品の種類、必要貯蔵量（タンク容量）等の具体的な規定がありませんが、すべて事業者提案によるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
604	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15 (構造物撤去)	37		構造物の撤去において、地盤沈下等周辺環境への影響が懸念される場合に限り、残置することを認めると示されていますが、提案段階において、残置する提案を行った場合に、提案評価が残置することを認めるという解釈でしょうか。杭の全撤去は地盤沈下等周辺環境への影響が懸念されると考えます。	県は豊橋市における廃棄物の取扱について所管していませんので、技術提案において廃掃法に基く判断を行うものではありません。要求水準書（素案）13ページに示すとおり事業者は廃掃法に順守する義務を負います。
605	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15 (構造物撤去)	37		構造物の残置を認める条件として、「周辺環境への影響」には「地下水への影響」も含まれますでしょうか。	県は豊橋市における廃棄物の取扱について所管していませんので県が構造物の残置を認めるものではありません。
606	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15 (構造物撤去)	37	9~10	記載されている例以外で発注者が認める再利用可能なものについて、具体例はありますか。	特にありません。
607	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15 (構造物撤去)	37		撤去対象の構造物は全て撤去となっております。「別紙8」の撤去施設一覧には基礎杭の情報がありませんが、既設の基礎杭がある場合は撤去対象に含まれるのでしょうか。	原則として撤去対象となります。ただし、新設と同等の性能が認められる場合に限り、新たな施設構築にあたって既存施設を部材や構造の一部として流用することを認めます。また、廃掃法に準拠する限り残置することを認めます。
608	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 施設共通の要求水準 構造物撤去	37	11	「撤去施設のコンクリート等再利用が可能なものについては、県が認める範囲において再利用可能とする。」とありますが、各施設の健全性に関する調査の有無をご教示ください。また、アスベスト等の調査の有無についても同様です。	既存のコンクリート健全度調査結果については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
609	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 施設共通の要求水準 構造物撤去	37		図表15の構造物撤去 ウに「撤去対象となる場内配管及びケーブル類も、原則、全て撤去し、残置しないこと。」との記載があるが、撤去対象の範囲は施工上支障となる範囲との理解でよろしいでしょうか。一定の範囲内は全て撤去する方針であれば、その範囲を明示（図示）していただきたい。また、既設配管との取り扱い位置についても同様に明示していただきたい。	豊橋浄水場敷地内において、排水処理施設・污泥処理施設を除きすべて撤去する想定です。取り扱い位置については入札説明書等公表時に示す予定です。
610	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 施設共通の要求水準 構造物撤去	37	13	「撤去対象となる場内配管及びケーブル類も、原則、全て撤去し、残置しないこと」との記載がありますが、例外として認められる条件をご教示ください。	県が示す施工分界点に係る施設を示します。その他、再整備実施中判明した当初想定していない事象を理由に県が撤去不要と判断した場合には適用する可能性があります。
611	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15浄水・送水 施設能力等	37	-	構造物撤去に「撤去施設のコンクリート等再利用が可能なものについては、県が認める範囲において再利用可能とする」とありますが、判断基準等がございましたらご提示いただけないでしょうか。	原則として既存施設の延命化は認めません。ただし、新設と同等の性能が認められる場合に限り、新たな施設構築にあたって既存施設を部材や構造の一部として流用することを認る想定をしています。
612	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15浄水・送水 施設能力等	37	15	関係法令に則ることを前提に、当該事業での排水の公共下水道への排水は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
613	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15浄水・送水 施設能力等	37	-	「豊橋線（豊橋広域調整池送り）の送水ポンプ能力は、豊橋第1供給点への給水に加え、豊橋南部浄水場系統への応援水量として、一時的に15,840m ³ /日の送水が可能であること」とありますが、豊橋第1供給点および豊橋南部浄水場系統の必要揚程はご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	送水先の水位を示す水位高低図及び送水管路情報については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
614	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水 施設能力等	37	図表15	「イ 豊橋線の送水ポンプ能力は、豊橋第1供給点への給水に加え、．．．一時的に15,840m ³ /日の送水が可能であること」とありますが、この水量は合計水量と考えてよろしいでしょうか。	合計水量でなく豊橋南部浄水場系統への応援水量のみの水量です。
615	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水 施設能力等	37	図表15	「ウ 新城線の送水ポンプ能力は、豊橋第2、．．．に加え．．．一時的に14,000m ³ /日の送水が可能であること」とありますが、この水量は合計水量と考えてよろしいでしょうか。	合計水量でなく豊川浄水場系統への応援水量のみの水量です。
616	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15浄水・送水 施設能力等	37	-	「新城線（権現調整池送り）の送水ポンプ能力は、豊橋第2、豊川第2、一宮、新城第1、新城第2供給点への給水に加え、豊川浄水場系統への応援水量として、一時的に14,000m ³ /日の送水が可能であること」とありますが、豊橋第2、豊川第2、一宮、新城第1、新城第2供給点および豊川浄水場系統の必要揚程はご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	送水先の水位を示す水位高低図及び送水管路情報については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
617	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15浄水・送水 施設能力等	37	-	施設更新時の一時的な施設能力減少については、5年間程度が許容され、その水量は72,000m ³ /日とあります。この水量は、豊橋南部浄水場系統への応援水量15,840m ³ /日を含む水量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
618	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水 施設能力等	37	16~21	応援水量を除く豊橋線、新城線へ送水するそれぞれの水量をご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。
619	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力等 イ、ウ	37	17	豊橋線および新城線の計画送水量を設計条件として提示お願いいたします。また、将来の水需要の見込みもご教示願います。	入札説明書等公表時に示す予定です。
620	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力等 イ、ウ	37	20, 23	『イ』に記載の応援水量（豊橋南部浄水場系統へ一時的に15,840m ³ /日）と、 『ウ』に記載の応援水量（豊川浄水場系統へ一時的に14,000m ³ /日）は 同時 に 応援給水（15,840m ³ /日+14,000m ³ /日=29,840m ³ /日）が可能な送水能力が必要 でしょうか。 また応援給水は、施設能力（88,000m ³ /日）内で賄うことと考えてよろしい でしょうか。	施設能力88,000m ³ /日の範囲内での実施を想定しています。
621	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計業務	37	24~28	浄水・送水施設能力等 エにおいて、『施設更新時の一時的な施設能力減少 については（中略）72,000m ³ /日：沈殿池1池撤去時の能力を想定したもの。 5年間程度の能力減少を許容する。』との記述がありますが、「5年間 程度」の許容範囲についてご教示お願いできますでしょうか。	能力減少への許容は記載のとおり、原則として5年とします。ただし、その 期間を超える範囲で能力低下を許容した場合に得られる効用（工事の安全 性、将来的な設備構成への影響、カーボンニュートラルの実現等）が大きけ れば県との協議をもって数年の延長を許容する場合があります。
622	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 浄水・送水施設能力等 イ、ウ	37	19	豊橋南部浄水場系統と豊川浄水場系統への応援水量の「一時的」とはどのぐ らいの期間を示していますか。また、更新工事中は応援水量は必要無いと考 えてよろしいでしょうか。	近隣浄水場における災害時及び更新時に行う想定であることから具体的な日 数は想定していません。なお、再整備期間中の応援水量要否によらず、要求 水準書（素案）37ページに示す施設能力を確保してください。
623	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力等	37		施設更新時の一時的な施設能力減少に伴う応援給水の費用は事業者負担と考 えてよいでしょうか。	特段、県が行う応援給水に係る費用をご負担いただく想定はしていません。 ただし、運営期間中に県が応援給水を行う場合、処理水量が減少すること から事業者の利用料金収入が減少します。
624	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水 施設能力等	37	25	能力減少時の処理水量について記載がありますが、能力減少時においても豊 橋線、新城線への送水能力 は変更ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
625	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	37	27	「72,000m ³ /日：沈殿池1池撤去時の能力を想定したもの」と記載されてい ます。豊橋浄水場の再整備期間中の浄水能力が最低72,000m ³ /日を5年間は許 容するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、期間等を約束できるものではありませんが、県 の応援給水体制が整う場合に限り、更なる能力減少を許容します。
626	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	37	27	再整備期間中、豊橋浄水場は最低でも72,000m ³ /日の浄水施設能力を確保す る必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
627	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15浄水・送水 施設能力等	37	27	「一部施設の取壊しに加え、点検・清掃等維持管理により、一時的に更なる 能力減少を伴うことが想定される場合には、県の応援給水体制が整う場合に 限り許容する」とありますが、この際の許容値も72,000m ³ /日と理解してよ ろしいでしょうか。	期間等を約束できるものではありませんが、県の応援給水体制が整う場合に 限り、更なる能力減少を許容します。
628	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 施設共通の要求 水準 浄水・送水施設能力等	37	29	「一部施設の取壊しに加え、点検・清掃等維持管理により、一時的に更なる 能力減少を伴うことが想定される場合には、県の応援給水体制が整う場合に 限り許容する」とありますが、許容される期間や応急給水量をご教示頂けま すか。 また、許容される期間より短時間に収まる場合や応急給水量が少ない場合 は、評価して頂けると理解してよろしいでしょうか。	将来的な近隣浄水場における維持管理の実施状況次第であり、決まった期 間・水量をお示しすることができません。評価手法については入札説明書等 公表時に示す予定です。
629	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15浄水・送水 施設能力等	37	30	「県の応援給水体制が整う場合」とありますが、想定されている詳細につい てご教示ください。	近隣浄水場において、施設更新や保守点検等の実施による一時的な能力減少 が発生していない場合を想定しています。
630	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水 施設能力等	37	28~29	「県の応援給水体制が整う場合に限り許容する」とありますが、提案時に応 急給水体制が整っている時 期をどのように判断すればよろしいでしょ うか。	提案時に応急給水体制が整っているかは定かではありませんので、原則とし ては72,000m ³ までの能力減少を5年程度を限度とした提案を求めます。
631	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水・送水 施設能力等	37	図表15	「一部施設の取壊しに加え、点検・清掃等維持管理により、一時的 に・・・」とありますが、点検・清掃等維持管理のスケジュールについて は入札説明書等の公表時に明らかになるとの理解でよろしいでしょうか。	将来的な維持管理スケジュールをお示しする予定はありませんので、原則と しては72,000m ³ までの能力減少を5年程度を限度とした提案を求めます。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
632	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 1 5 施設能力	37	表中	施設能力の記載がありますが、施設・設備容量の最適化を図り、企業庁様による財政負担を軽減させる目的で、運営期間を含めた豊橋浄水場に求められる送水量の計画値についてご教示いただけませんか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
633	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 1 5 整備期間中での能力減少	37	表中	浄水・送水施設能力等については、施設更新時の一時的な能力減少が許容されていますが、事業者提案により能力減少することなく再整備可能な提案とした場合には評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	評価手法については、入札説明書等公表時に示す予定です。
634	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 1 5 (浄水・送水施設能力等)	37		各送水系統への最小送水量をご教授ください。	インフォメーションパッケージとして提供している「豊橋浄水場日報」「豊橋浄水場管理月報」をご確認ください。
635	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 1 5 (浄水・送水施設能力等)	37		送水ポンプ設備や薬注設備等の設計のために平均処理水量と最小処理水量をご教示ください。	インフォメーションパッケージとして提供している「豊橋浄水場日報」「豊橋浄水場管理月報」をご確認ください。なお、将来的な値については県が示す需要想定値及びその推計方法を参考に提案いただく想定です。
636	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	37	33	本事業の土木構造物にかかる要求水準の『ウ構造物は、本事業期間終了後も設備を適宜更新しながら継続使用できる耐久性を有すること。』との記述は、法定耐用年数（浄水場土木施設であれば60年、管路であれば40年）を確保する仕様とすることという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、法定耐用年数は構造物の種類によりますので、浄水場土木施設であれば60年、管路であれば40年に限るものではありません。
637	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	37	34~35	本事業の土木構造物にかかる要求水準の『イ 維持管理性に配慮した施設とすること。』との記述は、点検や補修がしやすい施設という理解で良いでしょうか。その他、意図すること（既存施設で課題など）があればご教示いただけませんか。	ご理解のとおりです。特段、意図することはありませんが、施設整備後に事業者自らが運営することを鑑み、維持管理の用意な構造としていただくことに期待しています。
638	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	37	-	義務事業において、既設躯体の一部を流用することは基本的に不可能という認識ですが、撤去時の土留めとしての仮設流用や任意事業での活用は可能、という認識でよろしいでしょうか。	廃掃法に準拠していること、また事業終了時点で撤去されることが前提であれば活用可能と考えます。
639	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 1 5 (土木構造物)	37		池状コンクリート構造物の水密性の確保方法は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。（防水塗装など）	ご理解のとおりです。
640	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 1 5 (土木構造物)	37		池上構造物の複線化及びバイパス管路の整備については、維持管理上の観点から布設の有無を判断すれば良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
641	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	小鷹野浄水場への 非常 用電源の供給* 注釈	37	* 23	「小鷹野浄水場への非常用電力の供給にあたっては、中部電力パワーグリッド株式会社との協議が必要」とあります。公告後、電力会社訪問及び確認は可能という理解でよろしいでしょうか。	事業者の責により実施してください。
642	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 施設共通の要求 水準 建築構造物	38	2	建築構造物について、RC造、S造などの規定はあるのでしょうか？	規程はありません。
643	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 施設共通の要求 水準 建築構造物	38	2	建築構造物について、構造に応じて法定耐用年数が定められておりますが、法定耐用年数が長い方が評価されると理解してよろしいでしょうか。	評価手法については、入札説明書等公表時に示す予定です。
644	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	建築構造物	38	2	建築構造物について、『豊橋市事務室（豊橋市中央監視室含む）』に関しては『別紙3』に仕様が規定されていますが、『豊橋浄水場管理に関わる各棟に含む室、階数等は事業者提案』と記載されています。計画・設計するにあたり必須・推奨の室、広さ等の要件を教示いただければ幸いです。（例：水質試験室 等）	浄水処理方式を含め浄水場の構成について提案を求めることから豊橋浄水場管理に要する部屋に要件を設定していません。
645	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 建築構造物 キ	38		避雷針設備について、既設電波塔の更新に合わせた考え方でよろしいでしょうか？また、CNの取組にも考慮した構造物とする考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、既設電波塔については、県が実施する多重無線設備の更新（時期及び内容未定）によりますので、避雷針の設置にあたり、県と調整することとさせていただきます。
646	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	建築構造物	38	-	「キ 電力系統、計装・信号系統、・・・・避雷針を適宜設置すること。」とありますが、建築基準法および消防法に則って設置する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、法解釈上設置の必要がなくとも、事業者の提案により任意に設置することは可能です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
647	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15 (豊橋市事務室)	38		県職員が常駐できる執務室と2025年度末に移転する予定の東三河水道事務所は同じと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、必要規模、利用人数等の明示をお願いします。	県職員が常駐できる執務室は、豊橋浄水場事務室を示しており、東三河水道事務所とは異なります。必要規模80㎡、通常で利用人数7名を予定しています。
648	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 建築構造物	38	-	「運営権を設定するまでの間（再整備期間中）については、県職員が常駐できる執務室を用意すること」とありますが、要求する執務室の大きさや備品類をご提示いただけないでしょうか。	必要規模80㎡、利用人数7名を予定しています。県職員が使用する備品については、県で用意します。
649	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15 県職員執務室	38	表中	県職員用の執務室ですが、再整備期間中に限定される使用のため、仮設による執務室確保も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
650	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 豊橋市事務室 (豊橋市中央監視室含む)	38	-	新設建物には別紙3に示される豊橋市事務室を用意するものとされていますが、その他、駐車場、駐輪場などについては小鷹野浄水場敷地内を使用するものとし、豊橋浄水場敷地内には設置不要と考えてよろしいでしょうか。	豊橋市職員用の駐車スペースは小鷹野浄水場内を想定しています。
651	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 豊橋市事務室 (豊橋市中央監視室含む)	38	-	「本事務室については、小鷹野浄水場が目視にて監視可能な箇所に設置すること。」とありますが、緩速ろ過池5池を目視するという認識をしております。一方で、すべてのろ過池を一望し確認することは難しいため、監視カメラなどを設置し、カメラ映像を目視にて確認するという理解でよろしいでしょうか。	施設の異常時や不審者の侵入時などにおける、速やかな対応を図るための目視確認を想定しており、小鷹野浄水場の運転に支障が生じないよう必要な措置を求めるものです。
652	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 豊橋市事務室 (豊橋市中央監視室含む)	38		目視可能な箇所とは、常識的な範囲でよろしいでしょうか？	施設の異常時や不審者の侵入時などにおける、速やかな対応を図るための目視確認を想定しており、小鷹野浄水場の運転に支障が生じないよう必要な措置を求めるものです。
653	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15 施設共通の要求水準	38		【豊橋市事務室（豊橋市中央監視室含む）】について小鷹野浄水場にかかるシステムについては既設流用又は新設予定でしょうか、またその施工時期について教示いただきたい。（施工上の取り扱い等も考慮したい）	新設を予定していますが、詳細については豊橋市において検討を進めているところです。2030年度末の完成に合わせ、事務所機能の移転を計画しています。
654	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 豊橋市事務所 エ	38		令和12年度末までに建設できればよろしいでしょうか？ また、設備切替等により延期は許容されますか？	原則として、12年度末までの整備を求めるものです。延期が発生してしまった場合は、事由やそのリスク分担によります。
655	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 機械設備 力	38		新設備において環境負荷を考慮しますが、現状の動力負荷から増えることが想定されます。この点は考慮しなければなりませんか？	カーボンニュートラルの実現をコンセプトの一つに掲げており、当然考慮頂く項目と考えます。
656	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 電気計装設備 力	39		監視及び制御等に使用する機器について二重化と記載されていますが、回線を含めて考慮する必要がありますか？また、Yリンク接続でも可能と考えてよろしいでしょうか？	二重化の範囲（回線含むか否か）を含めてご提案いただくことを想定しています。結線方法についても特に定めはありません。
657	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 電気計装設備 力	39		豊橋市事務所に設置する中央監視設備に必要な電気容量は、分電盤で考慮すればよろしいでしょうか？	原則、豊橋市事務室内での受渡しを想定していますが、分電盤の構造、位置等の詳細は事業開始後に調整することを想定しています。
658	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 電気計装設備	39	7	県が有する施設全体を対象とした広域送水監視制御システム及び多重無線設備については、本事業に合わせ て別途工事による更新整備を行うが、同工事との連携・調整を適切に図ること。と記載が御座いますが、別途工事の想定発注スケジュールをご教示ください。	豊橋浄水場の再整備に係るスケジュールに合わせて発注することを想定しています。
659	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表 15・エ 電気計装設備	39	10	豊橋浄水場の『水安全計画』は開示されていますでしょうか。開示されている場合は開示場所をご教示下さい。	インフォメーションパッケージとして提供している「水安全計画」をご確認ください。
660	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 電気計	39	15	「豊橋市事務室に設置する中央監視設備（無停電電源設備等含む）に必要な容量も加味すること」とあります。中央監視設備の容量または対象範囲の定義をご教示ください。	設備容量は豊橋市において検討を進めており、詳細は事業開始後に調整することとします。参考となりますが、既設の設備容量は20kVAとなります。
661	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	施設共通の要求水準 電気計装設備 キ	39	—	豊橋市の中央監視設備（無停電電源設備等含む）に必要な容量も加味することとありますが、現在使用されている豊橋市の中央監視設備、無停電電源装置は新しく建築される管理棟に移設するのでしょうか。それとも更新して新規に設置するのでしょうか。	新設を予定していますが、詳細については豊橋市において検討を進めているところです。2030年度末の完成に合わせ、事務所機能の移転を計画しています。
662	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	施設共通の要求水準 電気計装設備 キ	39	—	豊橋市で行われる中央監視設備（無停電電源設備等含む）の更新整備または移設の想定年度をご教示お願いいたします。	詳細については豊橋市において検討を進めているところです。2030年度末の完成に合わせ、事務所機能の移転を計画しています。
663	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	施設共通の要求水準 電気計装設備	39	—	現在管理棟に設置されている多重無線装置のデジタル多重化装置、広域送水監視制御システムの装置は別途工事により更新整備を行うとのことですが、現在貴県が想定している想定年度をご教示お願い致します。	現時点で実施時期は未定です。豊橋浄水場の再整備に係るスケジュールに合わせて発注することを想定しています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
664	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水池及びポンプ井	39	16	「浄水池の容量は既存施設と同量の8,600m ³ 以上を確保すること」とありますが、浄水施設をダウンサイジングされる一方で、浄水池容量を既存施設と同等とされるのはどういった理由からでしょうか？狭隘な敷地での施工となるため、適切に縮小することを認めて頂きたいです。	既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。
665	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水池及びポンプ井 ア	39	17	浄水池の容量8,600m ³ 以上の確保は、更新工事中は不要との解釈でよいでしょうか。水道施設設計指針では「浄水池の有効容量は計画浄水量の1時間以上」とあり、狭小な敷地内での工事となりますので、更新工事中の浄水池容量はポンプ井容量も含めて指針に従い、1時間分以上確保すればよいとの解釈で問題ないでしょうか。	既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。
666	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 浄水池及びポンプ井	39	-	「ア 浄水池の容量は既存施設と同量の8,600m ³ 以上を確保すること。イ ポンプ井の容量は施設能力の30分以上を確保すること」とあります。浄水池容量が8,600m ³ の場合、水道施設設計指針の浄水池容量60分以上に対し、2倍以上になりますが、ポンプ井の容量は浄水池8,600m ³ とは別に30分容量が必要となりますでしょうか。もしくは8,600m ³ の中にポンプ井容量30分以上を兼ねた設計が可能でしょうか。	既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。
667	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 浄水池及びポンプ井	39	-	「ア 浄水池の容量は既存施設と同量の8,600m ³ 以上を確保すること。」とありますが、新設設備を建設し、切替実施前までに確保する容量と考えてよろしいでしょうか。狭小地での建設となりますので、段階的な建設になると考え、建設期間中に確保するのは困難と考えます。建設期間中に必要とする浄水池容量についてご提示いただけないでしょうか。	既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。
668	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水池およびポンプ井	39	18	仮に施設能力の30分が2000m ³ に相当する場合、浄水池とポンプ井を一体化させ、合計容量8600m ³ +2000m ³ 以上の池を設けることで、浄水池及びポンプ井の要求水準は満たすという理解でよろしいでしょうか。上記理解が良い場合は、(8600m ³ +2000m ³)÷2=5300m ³ の池が2池あれば、要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。さらに上記理解でよい場合は、浄水池のHWL~LWL（すなわち送水ポンプの運転可能範囲の水位）で5300m ³ を満たすことが要求水準であるという理解でよろしいでしょうか。	既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。
669	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水池及びポンプ井	39	表中	浄水池にポンプ井機能を持たせることで、1つの構造物として築造可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
670	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水池及びポンプ井	39	表中	浄水池とポンプ井を1つの構造物として築造した場合の容量は、浄水池容量で指定されている8,600m ³ でポンプ井としての滞留時間30分以上を確保していることから、8,600m ³ を確保すればいいとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。
671	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水池およびポンプ井	39	18	水道設計指針2012年版269頁では浄水池について「有効水深は3~6m程度を標準とする」「水利的に問題がなければ上記より深くすることができる」と書かれています。敷地狭量のなか浄水池設置スペースを確保するために、例えば浄水池（およびポンプ井）の有効水深が例えば10mを超過しても、設計指針は満たすため、要求水準も満たすと考えます。その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
672	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	浄水池及びポンプ井 ウ	39	19	既設浄水池のドレーン管は場外の下水人孔に接続し、維持管理の便宜上、池を空にできるようにしているようですが、今回の再整備においてもその考えを踏襲する考えでよいかご教示ください。	既設浄水池から下水人孔へのドレーンはありません。今回の再整備で踏襲する必要もありません。
673	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 受電設備 ア	39		動力変圧器2バンク方式と記載されていますが、設備毎のバンク（3~4）でもよろしいですか？	設備毎の冗長化が図られていることを条件に、設備毎のバンクとすることも可能とします。
674	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 受変電	39	24	「使用電圧は、原則として高圧6kV、低圧400V、200V、100Vとする。」との記載がありますが、民間事業者の検討で、使用電圧の共通化等の検討を進める等の明確な理由があれば、要求水準に記載された「高圧6kV、低圧400V、200V、100V」を使用しない場合も認めて頂けますでしょうか。	詳細な情報がなく判断できませんが、協議には応じます。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
675	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 非常用電源設備	39	-	「ア 運転に必要な負荷、建築設備、直流電源装置、無停電電源装置等、通常の運転が可能な容量とすること」とありますが、通常の運転とは計画一日最大給水量を確保できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
676	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 非常用	39	27	「非常用電源設備は、72時間以上の連続運転が可能なものとする」とあります。燃料および設備の能力も含めてのとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
677	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 非常用電源設備 ウ	39		設備の冗長化では非発リスクは回避しますが、全体設備の負荷容量に制限が出ますが、よろしいですか？	リスク分散を求める記載であり、冗長化した設備全体で通常の運転に必要な容量を確保できるように設置して下さい。
678	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15・ウ・エ 非常用電源設備	39	28	『ウ』に『設備の冗長化(2台以上設置)を実施し、リスク分散を図ること』との記載がありますが、非常用電源設備自体も2台以上の設置となるのでしょうか。また『エ』に『小鷹野浄水場の非常用電源設備機能を有すること』との記載がありますが、この場合も非常用電源設備機能は2台(2系統)以上必要なのでしょうか。	小鷹野浄水場への非常用電源設備機能を有した上で2台以上設置する必要があります。その上で機器構成の詳細については提案を求めます。
679	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 非常用	39	28	「設備の冗長化(2台以上設置)を実施し、リスク分散を図ること」との記載がありますが、豊橋浄水場と小鷹野浄水場の2機場分の容量を2台以上設置との理解でよろしいでしょうか。	2場分の非常用電源容量の総和を冗長化(2台以上)した設備全体で確保できるよう設置してください。
680	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 非常用	39	28	「設備の冗長化(2台以上設置)を実施し、リスク分散を図ること」との記載がありますが、必要な非常用電源容量の総量を複数台の設置台数の総量でクリアすれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
681	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	39	-	非常用電源設備について、「ウ 設備の冗長化(2台以上設置)を実施し、リスク分散を図ること。」と記載がありますが、1台運転で設備全体を賅える容量が必要でしょうか。または、2台以上で設備全体の容量を賅い、1台停止時は負荷制限等で必要最低限の負荷を動かす想定でしょうか。	リスク分散を求める記載であり、冗長化した設備全体で通常の運転に必要な容量を確保できるように設置して下さい。
682	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15	39	-	非常用電源の必要容量は、要求水準を満たす容量とすれば事業者提案との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
683	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	39	--	非常用電源設備について、「エ 小鷹野浄水場の非常用電源設備機能を有すること。」と記載がありますが、豊橋浄水場用の非常用発電機と小鷹野浄水場用の非常用発電機を個別に設ける必要はありませんでしょうか。個別に設ける場合は、それぞれ冗長化が必要でしょうか。	個別で設ける必要はありません。個別で設ける提案も受付ますが、冗長化(2台以上設置)は必要となります。
684	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 非常用電源設備 オ	39		小鷹野浄水場の非常用電源容量は確保しますが、非常用運用については豊橋浄水場の停電時として考えればよろしいですか？	豊橋浄水場と小鷹野浄水場は受電系統が異なるため、豊橋浄水場、小鷹野浄水場それぞれにおいて停電が発生し、非常用電源の運用が必要になると想定しています。
685	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 非常用電源設備 オ	39		電源区分の関係上、引込盤及び区分遮断器盤等は考慮する必要がありますか？	詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。
686	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準	39	-	運転操作設備について、「ア 重要負荷の回路は二重化すること。」と記載がありますが、シーケンスコントローラの2重化という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
687	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	運転操作設備、監視制御設備	39	33及び35	項目として運転操作設備と監視制御設備を区別してありますが、区別した理由がございましたらお示し頂けますようお願いいたします。	運転操作設備は負荷動力制御回路を示しています。監視制御設備は中央監視制御と遠方監視制御を示しています。該当する設備範囲が異なるため区分しています。
688	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 監視制御設備 ア	39		場外施設の監視制御信号でアナログ信号については信号変換器等でセパレートする必要がありますか？	既設アナログ信号を流用して使用する場合は、責任分界の観点よりセパレートすることを求めます。
689	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 監視制	39	40	「供給点のうち、必要と思われる施設を監視制御すること」とあります。別紙6のシステム構成図には供給点の記載がないため、現状監視している供給点がわかるシステム構成図をご教示ください。	要求水準書(素案)別紙7をご確認ください。
690	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	各施設の要求水準 図表15 (門扉)	39		門扉については記載がありますが、その他の場内舗装やフェンス、場内排水等の場内整備工事については本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	本事業の対象となります。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
691	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	図表15 施設共通の要求水準 駐車場	40	2	「ア 来客者や見学者、作業車両の駐車等に必要なスペースを確保すること。」とありますが、最低限確保すべき車種とその台数をご教示頂けませんか。また、駐車スペースの屋根の設置の可否、その他制限はありますでしょうか。	特段、来客者、見学者のみを対象としたスペースを想定していません。事業者が実施する施設公開業務等に合わせてご提案ください。また、屋根の設置可否含む制限はありません。
692	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計に伴う各種申請及び県の申請支援業務	40	5	「(ア) 事業者が行う各種申請等」には、景観法や消防法令に係る届出や許可も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
693	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計に伴う各種申請及び県の申請支援業務	40	5	浄水場更新にあたり、危険物関係や消防用設備等の規模について、所轄消防と事前協議を行っていただければ、協議結果または議事録を提示して頂けないでしょうか。	危険物及び消防用設備についても設備構造に依存することから、事業者による協議が必要です。
694	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計業務の実施体制	40	17	設計業務の実施体制に記載がある、監理・照査とは、「管理技術者」「照査技術者」を指し示すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
695	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計業務の実施体制	40	17	照査技術者は、職種毎に必要でしょうか。	照査技術者については、職種ごとの配置は不要です。
696	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計業務の実施体制	40	17	設計従事者の配置について、工事監理を行わない前提で、工事を行う者が担当してもよいという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
697	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計業務の実施体制	40	18	「事業者と直接的な雇用関係にない者の配置も可能とする。」とありますが、SPCの構成企業または構成企業以外へ設計業務を委託し、設計者を配置することも可能、という理解でよろしいでしょうか。コンソーシアム組成を検討するに当たり確認したい次第です。	設計業務に携わる企業（SPCから元受として受注する企業）は構成企業となる必要があります。しかしながら、5月22日に実施した説明会でご説明したとおり、設計を主に行う企業から部分的に再委託するものについては構成企業となる必要はありません。
698	要求水準書 (素案)	第3 1 (3)	設計業務の実施体制	40	26	電気設備の設計に従事する者は電気電子部門の技術士であることを要件とされておりありますが、他の事業者が発注する設計業務も含め、このような要件は少ないものと考えております。競争性の点（入札に参加できるコンサルに制限）からも、機械設備と同様に、上下水道部門の技術士への見直しをお願いできませんでしょうか。	電気設備の設計に従事する者の要件を変更する予定は、現在のところはございません。
699	要求水準書 (素案)	第3 1 (4)	試運転	41	13	「事業者は県の立会いのもと、対象施設について浄水施設としての機能を確認するための実負荷試運転を実施すること」とありますが、試運転に使用できる原水量および時間に制約がある場合、ご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、県の立会をするタイミングは代表的な機器の単体運転や総合試運転中で県と事業者が協議した日程にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、原則ご理解の通りですが、負容量の大きな機器については単体運転を実施し、現状の水処理に影響がないようにご提案下さい。
700	要求水準書 (素案)	第3 1 (4)	試運転	41	13	「事業者は県の立会いのもと、対象施設について浄水施設としての機能を確認するための実負荷試運転を実施すること」とありますが、県の立会いがない場合においても試運転計画に基づき実負荷運転ができるとの認識でよろしいでしょうか。	可能ですが、県への引渡しの前に、県の立会いを伴った試運転を実施することは、事業者の義務となります。
701	要求水準書 (素案)	第3 1 (4)	試運転	41	16	「建設事務所及び資材置場は、事業者の負担により設けること」とありますが、事業用地内で確保可能な場合は、場内に設置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
702	要求水準書 (素案)	第3 1 (4)	試運転	41	16	「エ 試運転：試運転における取水先及び返送先については県と協議し、浄水場の運転に支障を与えない管路位置や施設を設定する」とありますが、試運転や施設の水張、管路の充水・耐圧等に必要となる「水」は支給していただけたという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
703	要求水準書 (素案)	第3 1 (4)	試運転 出来形確認及び完成確認	41	13~20	試運転が完了した後に、貴局において完成確認を行い、当該確認をもって新施設の引渡しが完了するものと理解して相違ありませんでしょうか。	試運転が完了した後に、完成確認を行い、完成図書の確認も実施したうえで、新施設の引渡しが完了することを想定しています。
704	要求水準書 (素案)	第3 1 (4)	再整備期間中の対応	41	27	「工事に必要となる電力、ガス等は、事業者自ら調達管理を行うこと」とありますが、工事に必要な水や試運転に必要な水、及び薬品は企業庁様のご負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
705	要求水準書 (素案)	第3 1 (5)	県が行う工事監理への協力	42	17	「各検査結果」とは、いつ、誰が行う何に関する検査を指すご趣旨か、「検査要領書」は誰がどの時点で作成（及び承諾）するものか、また、事業者が行う「必要な修正」とは何についての修正を指すご趣旨かご教示ください。	検査要領書は事業開始後、工事着手前に事業者が作成することを想定しています。検査内容については、愛知県企業庁工事検査基準に基づき作成しますが、検査の結果、工事目的物や工事実施体制に不備が確認された場合には、事業者に対して不備の修正を指示する想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
706	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務内容	43	4	軽微な修繕業務に関する事項の記載がありませんが、要求水準書では本項で示されているとの理解でよろしいでしょうか。その理解であれば、項目名称に「(軽微な修繕を含む)」を記載していただけないでしょうか。(詳細は別紙10に記載されています)	ご理解のとおりです
707	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務内容	43	5	運転管理業務・水質管理業務の詳細を別紙9、10をはじめ要求水準書に示していただいておりますが、事業者が事業運営していく中で、設備投資することにより効率的に履行可能な業務もあるかと思われます。その際は、企業庁様と協議の上、要求水準内容(人員配置や点検頻度等)を見直すことができるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合は実施方針(案)p.14に記載のプロフィットシェアという扱いとなり、企業庁様と協議の上、サービス購入料の見直しを行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
708	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務の実施体制	44	6	「2名以上の体制で業務を履行」との記載がありますが、24時間365日の間「運転管理業務等管理技術者」「運転管理業務等主任技術者」「運転管理業務等従事者」の何れの者を2名配置(浄水場へ常駐)すればよいとの理解でよろしいですか?	ご理解のとおりです
709	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務の実施体制	44	6	「事業者と直接的な雇用関係にない者の配置も可能」との記載がありますが、業務実施体制として矛盾した記載です。雇用関係のない者とは、具体的に、どのような人物(会社、他)を対象として記載されているのかご教示ください。	事業者とは本事業の受託者(特別目的会社)を示します。運転管理業務に従事する職員は、特別目的会社から業務を受託した企業の職員が充てられることを想定した記載です。
710	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務の実施体制	44	8	(ア) 豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者 ・水道浄水施設管理技士(2級)の資格を有する者で、かつ、過去15年間に公称能力5万m ³ /日以上水道事業又は水道用水供給事業の浄水場(表流水取水で高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式)の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者 ・電気事業法に規定する電気主任技術者の資格を有する者で、かつ、過去15年間に公称能力5万m ³ /日以上水道事業又は水道用水供給事業の浄水場(表流水取水で高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式)の運転管理業務について5年以上の実務経験を有する者。 上記に処理方式の記載がありますが、企業庁様における過去の浄水場維持管理運転委託の入札公告では(表流水取水で横流式又は高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式)を要求されています。「横流式又は」の記載もれではないでしょうか。「横流式又は」の追記をしていただけないでしょうか。	変更の予定はありません。
711	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務の実施体制	44	8	(ア) 豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者 なお、豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者の死亡、傷病又は退職等のやむを得ない場合に限り豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者を変更することができる。なお、いずれの場合においても、業務の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要であり、事業者、変更前後における豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者の技術力を同等以上に確保しなければならぬ。 上記について、再整備期間を10年程度と想定されているので、豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者に専任した者のキャリア形成に制約が発生します。1年間以上を経過した場合において、要求水準を満たす者への変更を必要に応じて認めていただけないでしょうか。	変更前後における運転管理業務等管理技術者の技術力を確保することを条件に変更が可能なよう修正します。
712	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務の実施体制	44	12	「他の浄水場における運転管理業務委託との兼任を禁ずる」との記載がありますが、29頁(下から5)には豊橋浄水場等責任者や豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者は、兼務可能と記載されています。「運転管理業務等管理技術者」が責任者となった場合は兼務できない理解でよろしいですか?	他浄水場の運転管理業務には従事できませんが、29ページにおける業務責任者を兼務することは可能です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
713	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者	44	15	豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者の要件について、水道浄水施設管理技士(2級)の要件は、「急速ろ過」及び「膜ろ過」の両方に掛かっているという理解でよろしいでしょうか。 また、「膜ろ過方式」の場合について、前段、「急速ろ過方式」の要件かつ「膜ろ過方式」の要件とも読めますがどのような意図でしょうか。 また、浄水処理方式毎に、実務経験年数等の要件に差異があるのはどのような意図でしょうか。	水道浄水施設管理技士(2級)は「膜ろ過」及び「急速ろ過」の両方に係ります。 また、再整備期間中の豊橋浄水場は段階的な施設整備により「急速ろ過方式」から「事業者が提案する新たなろ過方式」へ移行することが想定されますので、更新の段階に合わせて適切な実績を持つ職員を配置したいという意図です。「急速ろ過」及び「膜ろ過」の両実績を縛る意図はないため、本部分については意図が解釈できるよう修正する予定です。
714	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	管理技術者	44	15	豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者のうち、管理業務の実務経験年数期間が急速ろ過方式と膜ろ過方式で異なる理由がございましたらご提示いただけないでしょうか。	「膜ろ過方式」の「5年以上の実務経験」は誤りです。「急速ろ過方式」と同様に「2年以上の実務経験」に修正します。
715	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	業務の実施体制	44	16	「浄水場(表流水取水で高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式)の運転管理業務」との記載があります。高速凝集沈でん方式は特殊な処理方式では無いと考えられますが方式を指定されている理由をお教えいただきたく。	現在の豊橋浄水場が高速凝集沈でん方式を採用しており、類似業務実績を求めているためです。
716	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	管理技術者	44	29	管理技術者の変更が認められる「やむを得ない場合」について、死亡や傷病による退職といった条件に加え、民間企業のキャリア形成等による人事異動についても含めていただけないでしょうか。	変更前後における運転管理業務等管理技術者の技術力を確保することを条件に変更が可能なよう修正します。
717	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等管理責任者	44	29	「管理技術者の死亡、傷病又は退職等のやむを得ない場合に限り管理技術者を変更することができる」とあります。本業務は約20年間と長期間に渡るため、管理技術者の交代は必要と考えます。一定の従事期間を超えた場合には監理技術者の変更が可能として頂けないでしょうか。	変更前後における運転管理業務等管理技術者の技術力を確保することを条件に変更が可能なよう修正します。
718	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者	44	34	新施設の浄水処理方式が「膜ろ過方式」の場合には沈でん及び急速ろ過方式の実務経験と膜ろ過方式の実務経験の両方を要求されているのでしょうか。きわめてハードルの高い実務経験の要求と考えます。膜ろ過方式のみの実務経験の要求に変更いただけないでしょうか。	再整備期間中の豊橋浄水場は段階的な施設整備により「急速ろ過方式」から「事業者が提案する新たなろ過方式」へ移行することが想定されますので、更新の段階に合わせて適切な実績を持つ職員を配置したいという意図です。「急速ろ過」及び「膜ろ過」の両実績を縛る意図はないため、本部分については意図が解釈できるよう修正する予定です。
719	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者	44	34	「公称能力5万m ³ /日以上 of 撤去施設と同種の浄水場の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者」の記載となっておりますが、撤去施設と同種とされると高速凝集沈でん方式の実務経験の縛りとなります。横流式沈でん方式の実務経験も認めて頂きたいです。については「公称能力5万m ³ /日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場(表流水取水で横流式又は高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式)の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者」に変更いただけないでしょうか。	変更の予定はありません。
720	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者	44	34	「公称能力5万m ³ /日以上 of 撤去施設と同種の浄水場の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者」の記載について、ここで要求されているのは「公称能力5万m ³ /日以上 of 水道事業又は水道用水供給事業の浄水場(表流水取水で横流式又は高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式)の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者」というご理解でよろしいでしょうか。	「公称能力5万m ³ /日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場(表流水取水で高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式)の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者」との解釈です。
721	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者	44, 45		実施方針(案)の応募者の資格要件と、管理技術者、主任技術者に対する要件に大きく差があるように感じます。配置技術者の資格・実績を細かく規定している理由をお教えいただきたく。	運転管理にあたり、配置される技術者の能力を重視しているためです。
722	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者	45	3	「他の浄水場における運転管理業務委託との兼任を禁ずる」との記載がありますが、29頁(下から5)には豊橋浄水場等責任者や豊橋南部浄水場等責任者、場外管路等責任者は、兼務可能と記載されています。「運転管理業務等主任技術者」が責任者となった場合は兼務できない理解でよろしいですか？	他浄水場の運転管理業務には従事できませんが、29ページにおける業務責任者を兼務することは可能です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
723	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	豊橋浄水場運転管理業務等従事者	45	10	(ウ) 豊橋浄水場運転管理業務等従事者 ・次のいずれかに該当する者 e 県がaからdまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者 上記の記載について、昨今、上下水道事業の運転管理業務の従事者を確保するのは大変厳しい状況にあります。この状況において従事者の配置を可能とするために、上記のeの解釈が極めて重要になると考えております。以下の①②③各々をeに該当する者としてお認めいただけませんか。 ①公共及び流域下水道の運転管理業務について3年以上の実務経験を有する者 ②下水道技術検定（第3種検定）若しくは下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者 ③他の事項と同等以上の知識及び経験を有する者	変更の予定はありません。
724	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	履行態様及び手続き	45	31	「原水が平常時と異なる場合（濁度異常、臭気異常、油の流入等）において、その予知、判断、対応準備、処置及び終息時の対応については、体制に十分配慮するものとする」とありますが、原水引き渡し条件をご提示いただけないでしょうか。	原水引き渡し条件を設定する予定はありません。事業者には原水の条件に応じた水安全計画に準じた運転管理を実施していただくものです。
725	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	履行態様及び手続き	45	32	運転管理箇所以外での水質異常（上流部でのオイル流入やカビ臭など）発生時、再整備期間及び運営期間を含め、現行の浄水場運転管理契約と同様、県職員様（浄水課）による現場状況確認、採水や水質測定等を実施して頂けますか。	再整備期間及び運営期間に関わらず、水源や水資源機構施設における水質検査等の対応はこれまで同様県で行います。
726	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	緊急事態の対応	46	14	緊急事態発生時、「原則、豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者又は豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者は速やかに現場に参集する」とあるが、運転マニュアルに具体的な対応方法が記載されているのでしょうか。もしくは、緊急事態の対応方法や参集体制については事業者提案でよろしいでしょうか。	緊急事態の対応方法は、水安全計画や運転マニュアルに記載されていますが、必要に応じて、事業者がその内容を見直す形とする予定です。現在以上の対応方法を提案いただくことも可能です。参集体制については事業者提案であり、再整備期間中に提出いただく予定の業務計画書に、その体制を記載いただけます。
727	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	浄水場水処理基準	46	24	豊橋浄水場水処理基準を企業庁様にて豊橋浄水場運転マニュアルに定めるとありますが、入札説明書等の公表時点で水処理基準を確認したいので要求水準書に記載していただけないでしょうか。	インフォメーションパッケージとして提供している「運転マニュアル」をご確認ください。
728	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	施設の保全及び管理	46	34	「軽微な修繕」の定義をご教示いただけますでしょうか。	維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務で、例として、蛍光灯、ヒューズ、パッキン等部品の取替に係る簡易な作業を示します。
729	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	材料	46	34	軽微な修繕や備品・消耗品の材料について、所定の規格に適合したものを使用する記載がありますが、「所定の規格」とは企業庁様の工事標準仕様書に記載の規格であるとの理解でよろしいでしょうか。	既存設備によりますが、主に日本産業規格（JIS）等を示します。
730	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	日常水質試験	47	5	「日常水質試験」における県の所有する試薬及び試験機器について、これらの移設や移設期間中の外部委託等による試験対応は、別途と考えてよろしいでしょうか。	浄水場における備品の移転・移設期間中の試験を本事業に含みます。明記が無かったため追記します。
731	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	日常水質試験	47	5	日常水質試験は「県の所有する試薬及び試験器具により、事業者の責任において行う」との記載がありますが、追加で必要な試薬や試験器具については、その都度、貴県に発注をお願いするという理解でっておりますでしょうか。	再整備期間中の薬品や備品等につきましては県が調達します。
732	要求水準書 (素案)	第3 2 (2)	施設の使用	47	14	「また、電子データを含む県の物品を無断で持ち出ししてはならない。」とありますが、情報をクラウドで管理するのは持ち出しに当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	情報をクラウドで管理することも持ち出しにあたりますので、無断での行為は禁じます。
733	要求水準書 (素案)	第3. 2 (2)	施設の使用	47	-	施設の使用に関しては所定の手続きを行うことで無償で使用できる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
734	要求水準書 (素案)	第3 2 (3)	更新計画案策定業務	48	22	更新計画案策定業務において、計画策定責任者に技術上の資格（例. 技術士（上下水道部門））は求められないという理解でよろしいでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
735	要求水準書 (素案)	第3 3 (2)	運転管理業務	49	2	新施設の運用方法は撤去施設の運用方法と異なる可能性があると考えられますが、第3.2(2)サに記載の「各浄水処理工程における管理基準」は見直し、貴県にて承認の上、適用するという理解でっておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画を都度見直す必要があります。
736	要求水準書 (素案)	第3 3 (3)	修繕業務	49	9	「また、本施設が機能不全や性能低下等に至った場合には、緊急的な修繕を実施すること。」とありますが、企業庁様にて緊急的な修繕にとどまらず、更新が必要と判断された場合は企業庁様にて更新を実施していただくと理解してよろしいでしょうか。	本項は新施設業務（再整備にて整備された施設に係る維持管理）に関する規定です。緊急修繕にとどまらず、更新が必要な場合は、事業者の責で更新を行っていただきます。
737	要求水準書 (素案)	第3 4 (1)	新施設業務	50	6	新施設業務（運営期間）の業務内容を見ると、自家用電気工作物の維持・管理は事業者が主体的に行うものと認識しております。新施設においては、事業者は「設置者」として扱われるという理解でよろしいでしょうか。一方、撤去施設（既設の豊橋浄水場）及び豊橋南部浄水場に関しては、企業庁様が「設置者」のままであり、電気主任技術者についても企業庁様から選任される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
738	要求水準書 (素案)	第3 4 (1)	運転管理業務	50	10	水量管理について、設備点検や修繕・更新を行う際、一時的に浄水量を減少しないといけない場合、あるいは一時的に浄水処理を停止しないといけない場合が想定されます。給水先へ影響がでないよう企業庁様と事前に協議させていただく上で、必要に応じて浄水量の減少や浄水停止等を行うことは問題ないでしょうか。また、豊橋南部浄水場の管理についても同様の取り扱いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
739	要求水準書 (素案)	第3 4 (1)	情報の整理及び保存と業務への活用	51	3	業務日報・月報やモニタリング情報等の提出方法は、ペーパーレス化を図る等、企業庁様のモニタリングに支障のない範囲で効率化を提案させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
740	要求水準書 (素案)	第3 4 (1)	維持管理体制	52	1	新施設業務（運営期間）については、「撤去施設及び維持管理施設業務」「新施設業務（再整備期間）」と同様、豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者、豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者、豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者、豊橋浄水場運転管理業務等従事者を配置するもの、それぞれの該当資格においては事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者、豊橋浄水場運転管理業務等主任技術者、豊橋浄水場運転管理業務等従事者の配置の有無、該当資格を含む業務の実施体制の全てについて、新施設業務（運営期間）においては事業者提案となります。
741	要求水準書 (素案)	第3 4 (1)	維持管理体制	52	6	「水道法第24条の7に定める水道施設運営等事業技術管理者を自ら配置すること」とありますが、水道施設運営等事業技術管理者は事業者と直接的な雇用関係である（SPCへの出向等）必要がありますでしょうか。	直接的な雇用が無いものは配置できないものと想定しています。
742	要求水準書 (素案)	第3 4 (1)	取水・送水に係る運転管理	52	33	「豊橋城下線等を通した他の浄水系統からのバックアップ送水・受水等の管理を実施すること。」とあるが、詳細については、入札時説明書等公告時に示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	インフォメーションパッケージとして提供している「運転マニュアル」をご確認ください。
743	要求水準書 (素案)	第3 4 (2)	運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画	53	7~9	新施設業務（運営期間）において事業者が依拠するとされている「豊橋浄水場運転マニュアル等」は、撤去施設及び維持管理施設業務において事業者が依拠する「豊橋浄水場運転マニュアル等」（要求水準書（素案）43頁にて定義されているもの）と同一、つまり、貴局から貸与を受けた豊橋浄水場（撤去施設）の運転に関するマニュアル等に、撤去施設及び維持管理施設業務において事業者が必要な修正、見直しを加えたものでしょうか。当該「豊橋浄水場運転マニュアル等」とは別のマニュアル等である場合、その作成時期、作成者をご教示ください。	県が貸与し、撤去施設及び維持管理施設業務において事業者が修正を加えたものを示します。
744	要求水準書 (素案)	第3 4 (2)	運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画	53	10	「建設工事の進捗」とは、誰が行うどのような工事を指すご趣旨か、ご教示ください。	事業者が新施設の更新工事等を行った場合を示します。
745	要求水準書 (素案)	第3 4 (4)	運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画	53	17	「水安全計画は県が策定、修正するものとするが、事業者は、年度末に行う修正に協力すること。」とありますので、取水停止の最終判断は企業庁様と考えてよろしいでしょうか。	水安全計画に基づき事業者が取水停止の判断を行います。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
746	要求水準書 (素案)	第3 4 (2)	運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画	53	17	「水安全計画は県が策定、修正するものとするが、事業者は、年度末に行う修正に協力すること。」とありますが、評価基準値、目標値等を設定、変更する際には、事業者と協議・相談の上、合意を得て行われるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、施設の構造変更に基づく管理目標値の設定について修正を行います。浄水水質の基準値を引き下げることは想定していません。
747	要求水準書 (素案)	第3 4 (2)	非定常時の運転対応	53	20	非定常時の水量変更等とはどのような状況なのか、詳細について、入札時説明書等公告時に示していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	施設事故等を想定しての規定であり、具体的な状況をお示しする予定はありません。
748	要求水準書 (素案)	第3 4 (2)	非定常時の運転対応	53	20	企業庁様の指示に従う運転対応について、定常時の体制等を上回って対応した場合は、係る費用は企業庁様の負担と理解してよろしいでしょうか。	適時、浄水量・送水量の変更が行える体制を求めるもので、定常時の体制の中で行われる想定です。
749	要求水準書 (素案)	第3 4 (4)	非定常時の運転対応	53	20	「非定常時は、県が水量の変更等を指示することがあるため、県の指示に従い、適時、浄水量・送水量の変更が行える体制とした上で必要な運転管理を行うこと。」とありますが、浄水量・送水量は施設能力の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
750	要求水準書 (素案)	第3 4 (2)	更新対象設備	54	29	事業期間において想定される将来需要水量は、設備の処理能力設定に必要となります。入札説明書等において企業庁様より提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。なお、施設能力88,000m ³ /日を水準として設定していますので、設備の処理能力設定には影響しないものと考えます。
751	要求水準書 (素案)	第3 4 (4)	既存躯体構造の保全	55	12	「躯体構造に影響を与えないようにすること。やむを得ず構造に影響を与える場合は、構造計算の実施等により安全性を確認すること。」とありますが、構造計算を実施するためにも既存躯体構造の状況把握が必要と考えますので劣化診断結果をご提示いただけないでしょうか。	既存の構造計算書については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
752	要求水準書 (素案)	第3 4 (4)	更新対象設備の耐用年数	55	18	更新対象施設の法定耐用年数は構造により異なります。耐用年数の長短が評価対象でしょうか？	評価基準の詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
753	要求水準書 (素案)	第3 4 (4)	更新業務	58	6~7	試運転及び性能試験後に貴局において完成検査を行い、当該検査における貴局の承諾（工事完成図書に関する貴局の承認）を以て、当該更新に関する事業者の業務が完了するものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
754	要求水準書 (素案)	第3 2 (5)	浄水管理を目的とした水質試験	58	-	現状の水質試験項目・箇所・頻度・測定方法について、ご提示いただけないでしょうか。	インフォメーションパッケージとして提供している「水安全計画」、「水質年報」、「運転マニュアル」をご確認ください。
755	要求水準書 (素案)	第3 4 (6)	健康診断	59	7	「健康診断を行ったときは、～、これを保存すること。」とありますが、水道法における健康診断の意味であり検便結果のみという理解ですがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
756	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	9	三河排水処理PFI事業に係るユーティリティ（薬品類、電力、上下水道、通信、ガス、消耗品等）の費用負担は、三河排水処理PFI事業者と考えるので、費用の精算方法は入札時説明書等公告時に示していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	三河排水処理PFI事業者には、現在、水道を無償で、下水・電気を有償で提供しています。当該費用の精算方法については、入札説明書等公表時に示す予定です。
757	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	10	必要なユーティリティは事業者が調達することとなっていますが、上水道は場内に今回設置する配水ポンプの二次側より分岐し、量水器を設けたうえで、各施設及び豊橋市事務室等に供給すると考えてよろしいでしょうか。	施設構造については、事業者の任意でご提案いただけます。
758	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	14	事業者が薬品類・電力の調達を貴県に委託する場合の単価をご教示ください。豊橋浄水場、豊橋南部浄水場、森岡取水場において、過去5年程度の調達単価（実績）のご教示願います。	入札説明書等公表時に示す予定です。
759	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	17	豊橋市職員様及び脱水施設側で利用する電力、ガスおよび水道（下水）は、本事業対象外と考えるとよろしいでしょうか。	事業者が実施する形を想定しています。費用の精算方法等の詳細は、入札説明書等公表時に示す予定です。
760	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	20	豊橋浄水場のなかで、三河排水処理PFI事業など本事業の対象外である項目については、費用負担は事業者に求めないと考えてよろしいでしょうか。	豊橋市が利用する電力／ガス／上下水道、脱水施設が利用する電力／上下水道の調達は、事業者が実施する形を想定しています。費用の精算方法等の詳細は、入札説明書等公表時に示す予定です。
761	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	19	三河排水処理PFI事業へ提供する業務用水量は、本書で求められている施設能力88,000m ³ /日の内数で賅えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
762	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	19	「なお、三河排水処理PFI事業のために必要となる業務用水については、事業者が無償で提供すること。」とありますが、事業者が無償提供する具体的な水量をご教授ください。	豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業への給水として月間約900m ³ 、稼働日平均約40m ³ /日の給水が必要です。
763	要求水準書 (素案)	第3 4 (7)	ユーティリティ業務	59	21	三河排水処理PFI事業のために必要な業務用水について、過去実績値など参考値を提示していただけないでしょうか。	豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業への給水として月間約900m ³ 、稼働日平均約40m ³ /日の給水が必要です。
764	要求水準書 (素案)	第4 1 (1)	基本的な考え方	60	4	万場調整池と記載されておりますが、万場調整池取水塔に加え、調整池も事業範囲に含まれますでしょうか。	万場調整池取水塔のみとなります。修正します。
765	要求水準書 (素案)	第4 1 (2) ア	業務内容	60	3項目	軽微な修繕業務に関する事項の記載がありませんが、要求水準書では本項で示されているとの理解でよろしいでしょうか。その理解であれば、項目名称に「(軽微な修繕を含む)」を記載していただけますでしょうか。(詳細は別紙19に記載されています)	ご理解のとおりです。
766	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	61	3	「他の浄水場における運転管理業務委託との兼任を禁ずる」との記載がありますが、他の浄水場とは本事業の対象浄水場(豊橋浄水場、豊橋南部浄水場、新設施設)以外の関連性の無い浄水場を「他の浄水場」との理解でよろしいでしょうか。	本事業の対象浄水場(豊橋浄水場)含め他の浄水場における運転管理業務委託との兼任を禁じます。
767	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務内容	61	8	運転管理業務・水質管理業務の詳細が別紙18、19をはじめ要求水準書に示していただいておりますが、事業者が事業運営していく中で、設備投資することにより効率的に履行可能な業務もあるかと思われれます。その際は、企業庁様と協議の上、要求水準内容(人員配置や点検頻度等)を見直せるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合は実施方針(案) p14に記載のプロフィットシェアという扱いとなり、企業庁様と協議上サービス購入料又は利用料金収入を見直しを行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
768	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	61	19	「昼間3名以上及び昼間時以外2名以上の体制で業務を履行」との記載がありますが、24時間365日の間「運転管理業務等管理技術者」「運転管理業務等主任技術者」「運転管理業務等従事者」の何れの者を昼間3名で昼間時以外2名の配置(浄水場へ常駐)すればよいとの理解でよろしいですか?	ご理解のとおりです。
769	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	61	21	「事業者と直接的な雇用関係のない者の配置も可能」との記載がありますが、業務実施体制として矛盾した記載です。雇用関係のない者とは、具体的に、どのような人物(会社、他)を対象として記載されているのかご教示ください。	事業者とは本事業の受託者(特別目的会社)を示します。運転管理業務に従事する職員は、特別目的会社から業務を受託した企業の職員が充てられることを想定した記載です。
770	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	61	21	豊橋南部浄水場の実施体制として「昼間3名以上・・」と記載されていますが、平日/休日問わず昼間は3名以上という理解でよろしいでしょうか。また、既設豊橋浄水場の実施体制(P44)は常時2名以上となっておりますが、豊橋南部浄水場の昼間が1名多い理由についてご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、豊橋南部浄水場については、工水併用の浄水場であるため、1名多く配置を求めています。
771	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	61	22	(ア) 豊橋南部浄水場運転管理業務等管理技術者 なお、豊橋南部浄水場運転管理業務等管理技術者の死亡、傷病又は退職等のやむを得ない場合に限り豊橋浄水場運転管理業務等管理技術者を変更することができる。なお、いずれの場合においても、業務の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要であり、事業者、変更前後における豊橋南部浄水場運転管理業務等管理技術者の技術力を同等以上に確保しなければならない。 上記について、再整備期間を最大30年程度と想定されているので、豊橋南部浄水場運転管理業務等管理技術者に専任した者のキャリア形成に大きな制約が発生します。1年間以上を経過した場合において、要求水準を満たす者への変更を必要に応じて認めていただけますでしょうか。	変更前後における運転管理業務等管理技術者の技術力を確保することを条件に変更可能なよう修正します。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
772	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	62	9	「豊橋南部浄水場運転管理等主任技術者は事業者と直接的な雇用関係にある者であること」の記載がありますが、P61のキ業務の実施体制には「事業者と直接的な雇用関係にない者の配置も可能とする」の記載があります。直接的な雇用関係のない者の配置も可能との理解でよろしいでしょうか。	直接的な雇用関係のない者の配置も可能です。誤記ですので修正します。
773	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	62	12~13	豊橋南部浄水場運転管理業務等主任技術者は「事業者」と直接的な雇用関係にある者とする旨記載されていますが、ここにいう「事業者」とは、本事業実施のために設立されたSPCを指すご趣旨か、当該SPCに出資した各企業（本事業の事業者として選定された落札者）を指すご趣旨か、いずれであるかをご教示ください。	直接的な雇用関係にある者とするは誤記ですので修正します。なお、事業者とは本事業の受託者（特別目的会社）を示します。運転管理業務に従事する職員は、特別目的会社から業務を受託した企業の職員が充てられることを想定した記載です。
774	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	業務の実施体制	62	21	(ウ) 豊橋南部浄水場運転管理業務等従事者 ・次のいずれかに該当する者 a ~ e e 県が上記に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者 上記の記載について、昨今、上下水道事業の運転管理業務の従事者確保は大変厳しい状況となっております。この状況において従事者の配置を可能とするために、上記のeの解釈が極めて重要になると考えております。以下の①②各々をeに該当する者としてお認めいただけないでしょうか。 ①公共及び流域下水道の運転管理業務について3年以上の実務経験を有する者 ②下水道技術検定（第3種検定）若しくは下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者	変更の予定はありません。
775	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	緊急事態の対応	63	3~4	緊急事態発生時、「原則、豊橋南部浄水場運転管理業務等管理技術者又は豊橋南部浄水場運転管理業務等主任技術者は速やかに現場に参集する」とあるが、緊急事態の対応方法や参集体制については事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
776	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	浄水場水処理基準	63	32	豊橋南部浄水場水処理基準を企業庁様にて豊橋南部浄水場運転マニュアルに定めるとありますが、入札説明書等の公表時点で水処理基準を確認したいので要求水準書に記載していただけないでしょうか。	豊橋南部浄水場運転マニュアルについては、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
777	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	施設の保全及び管理	64	11	軽微な修繕や備品・消耗品の材料について、所定の規格に適合したものを使用する記載がありますが、「所定の規格」とは企業庁様の工事標準仕様書に記載の規格であるとの理解でよろしいでしょうか。	既存設備によりますが、主に日本産業規格（JIS）等を示します。
778	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	施設の使用	64	13	「また、電子データを含む県の物品を無断で持ち出ししてはならない。」とありますが、情報をクラウドで管理するのは持ち出しに当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	情報をクラウドで管理することも持ち出しにあたりますので、無断での行為は禁じます。
779	要求水準書 (素案)	第4 1 (2)	労働安全衛生	65	28	「事業者は、県が実施する浄水場リスクアセスメント等の実施に協力するものとする。」とありますが、企業庁様の実施する浄水場リスクアセスメントについて一例をご提示いただけないでしょうか。	例えば、同一現場内での複数工事施工にあたり、事故等発生しないように調整を行うことなどを想定しています。
780	要求水準書 (素案)	第4 2 (3)	更新計画案策定業務	65	33	更新計画案策定業務において、計画策定責任者に技術上の資格（例、技術士（上下水道部門））は求められないでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
781	要求水準書 (素案)	第5、1 (1)	基本的な考え方	67	11	第5 (2) ア. 管路巡視およびイ. 施設の巡視点検は毎月1回実施と記載されていますが、何日（何時間）で巡視できる内容でしょうか。	事業者の実手法によります。
782	要求水準書 (素案)	第5 1 (2)	管路巡視	67	19	施設付近における近接工事が第三者にて実施される場合、実施する第三者から貴県を通じて、実施前に事業者へ連絡されますでしょうか。	県に照会があったものについては、事業者へ情報共有することを想定しています。
783	要求水準書 (素案)	第5 1 (2)	場外管路等巡視業務	67		効率の良い維持管理を行うため、場外管路等巡視業務の従事者は、豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場の運転管理業務の従事者が浄水場運転管理業務以外の時間で場外管路等巡視業務を履行することに問題はありますか。	可能です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
784	要求水準書 (素案)	第5、1(2)	コンクリート構造物日常点検	67	34	「以下に示す範囲を除く」とされている3項目(高所/屋根、運転停止又は制限が必要な部分、潜水士/水中ロボット)は、別途、貴県にて実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
785	要求水準書 (素案)	第5、1(2)	コンクリート構造物日常点検	68	1	目視で行うとの記載がある一方、ドローン等の活用が上述されております。ドローンや高性能カメラ等による確認が可能であると認められる場合も目視の範囲として認められると理解してよろしいでしょうか。	67ページでは「仮足場、ドローン等が必要な外壁の高所や屋根」等を除くと記載しています。
786	要求水準書 (素案)	第5 1 (2)	場外管路等巡視業務管理技術者	68	2	「これに相当する資格」として、「下水道管理技術認定試験(管路施設)」「下水道管路管理技士」は該当いたしますか。相当する資格として認定頂くことをご検討願います。	認定する予定はございません。
787	要求水準書 (素案)	第5 1(2)	場外管路等巡視業務の実施体制	68	9	「2名以上の体制で業務を実施する」との記載がありますが、対象業務の実施時に2名を配置し、常時2名が常駐する必要はないという理解であっておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
788	要求水準書 (素案)	第5 1(2)	場外管路等巡視業務の実施体制	68	10	「事業者と直接的な雇用関係にない者の配置も可能とする。」とありますが、SPCの構成企業または構成企業以外へ設計業務を委託し、設計者を配置することも可能、という理解でよろしいでしょうか。コンソーシアム組成を検討するに当り確認したい次第です。	場外管路等巡視業務は、事業者(SPC)からSPCの構成企業または構成企業以外へ業務を委託することも可能です。
789	要求水準書 (素案)	第5 1 (2)	場外管路等巡視業務従事者	68	20	過去に水道事業に従事していた経験とは、業務委託による従事経験を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
790	要求水準書 (素案)	第5 1(2)	打合せ	68	21	月1回の打ち合わせについては、Webによるものも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	打合せ手法を定めるものではありません。
791	要求水準書 (素案)	第5 1(2)	施設の仕様	68	31	”計測機器等へ影響が出る場合”についてどのような事象等を想定されているか、具体的にご教授ください。	例えば、過剰な電力負荷が生じる使用などを想定しています。
792	要求水準書 (素案)	第5 1(3)	点検作業内容	70	8	別紙25に示す管路点検内容について、場外管路等点検業務を隔年で実施する等の提案も可能でしょうか。	67ページのとおり第5(3)場外管路等点検業務のは2年に1回実施を求めています。
793	要求水準書 (素案)	第5 1(3)	弁番号の表示	70	25	道路管理者からの指導等によりペイントができない等の事情が発生した場合、県が責任をもって対応いただくよう希望します	事象が発生した場合には県で対応します。
794	要求水準書 (素案)	第5 1(3)	道路使用許可	70	29	道路使用許可申請等の手続きについては、作業対象となる施設の道路占用許可申請書の添付や当該占有者からの申請書の提出が求められる可能性があります。県に置かれましても、ご留意の上必要な事務等について協力願います。	業務実施にあたって必要な情報提供及び協力は行う予定です。
795	要求水準書 (素案)	第5 1(3)	場外管路等点検業務	71	13	「事業者は、導水管路等の用地について、7月と10月の2回除草作業を実施すること。」とありますが、企業庁様と協議の上、状況に応じて2回実施する作業の実施時期を変更することは可能との理解でよろしいでしょうか。	状況に応じた協議は可能です。
796	要求水準書 (素案)	第5、1(3)	管路用地除草	71	13	年2回実施する除草について、過去に貴県にて実施された実績(仕様・発注金額等)があれば、開示していただけないでしょうか。	管路点検業務に含むものとして入札説明書等公表時に示す予定です。
797	要求水準書 (素案)	第5 1(3)	管路用地除草	71	14	「除草を実施する範囲については、事業期間中に県が示すこととする。」とありますが、範囲を提示されないままでは事業費の積上げが困難です。各グループの入札条件を合わせるためにも、事前資料にて除草範囲は〇〇m2と設定し、それを超える範囲が必要になった場合は設計変更としていただけないでしょうか。	除草面積を指定する形で修正します。
798	要求水準書 (素案)	第5 1 (4)	更新計画案策定業務	71	29	更新計画案策定業務において、計画策定責任者に技術上の資格(例、技術士(上下水道部門))は求められないでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
799	要求水準書 (素案)	第5 1(5)	更新業務	71	32	場外管路の更新業務について口径、管種、工法は事業者にて提案を委ねられるのでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
800	要求水準書 (素案)	第5 1 (5)	更新業務	71	32	場外管路の更新が実施業務として示されていますが、場外管路については設計業務や工事業務の記載がございません。場外管路についての設計業務や工事業務について、本事業においてどのような位置づけとなるのかについて、ご提示いただけないでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
801	要求水準書 (素案)	第5 1 (5)	更新業務	71	32	上記質問の回答として設計業務・工事業務が本事業に含まれるとした場合、場外管路の更新業務は、事業者による更新計画策定・設計によって積算された事業費で、別途発注されるとの理解でよろしいでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
802	要求水準書 (素案)	第5 1 (5)	更新業務	71	-	管路の更新における既設管の取り扱いについて、企業庁様の基本方針があればお示しください。「撤去」を基本とされる場合、「撤去」が困難な箇所については、部分的な「残置（管内充填）」は認められますでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
803	要求水準書 (素案)	第5 1 (5)	場外管路 更新業務	71	32	管路の更新方法は開削工法あるいは非開削工法のどちらを想定されているでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
804	要求水準書 (素案)	第5 1 (5)	場外管路の更新業務	71	32	場外管路（森岡第1導水管、森岡第2導水管、三ツ口導水管）について、更新を実施することとありますが、更新の判断基準・更新範囲については、事業者一任でよろしいでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
805	要求水準書 (素案)	第5 1 (5)	更新業務	71	33	場外管路等に関わる業務-更新業務について、更新用地の地権者・道路管理者との調整は県側のリスクとして頂きたいのですがいかがでしょうか。	更新支援・更新実施の手法について検討を進め、具体的な手続き等をお示しする予定です。
806	要求水準書 (素案)	第6 1 (2)	防犯対策業務	72	1	「豊橋浄水場と小鷹野浄水場を一体の水道用地として」とありますが、これは防犯に関わる範囲のみでしょうか。電気系統の観点からも一体の水道用地（同一敷地）として扱われるのでしょうか。	防犯に関わる範囲のみであり、電気系統の観点から一体として扱う想定ではありません。
807	要求水準書 (素案)	第6 1 (1)	基本的な考え方	72	11	関連施設業務について、「事業者は～豊橋市に一部業務を委託することも可能」とありますが、防犯対策、環境整備及び普及啓発活動を事業者から豊橋市様に委託ができるという主旨でしょうか。また、従来も貴県から豊橋市様に何らかの業務を委託していたということであれば、その実績を開示していただけないでしょうか。	従来から豊橋市に業務を委託しているものはありません。また、要求水準書（素案）72ページに記載する小鷹野浄水場に関わる業務そのものを委託することを想定しているのではなく、現状において豊橋市が実施している水質検査業務、施設点検業務、有資格者業務などを事業者が豊橋市へ委託することを想定しています。
808	要求水準書 (素案)	第6 1 (2)	防犯対策業務	72	13	防犯対策業務では、「適切な防犯対策を講じる」と記載されています。本業務は免許が必要な警備業務ではなく防犯設備を適切に設置、運営するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
809	要求水準書 (素案)	第6 1 (3)	環境整備業務（清掃）	72	16	『清掃等を実施』の回数に規定はございますでしょうか。ご教示ください。	回数に規定はありませんが、適度な実施により事務室の衛生環境を保つ必要があります。
810	要求水準書 (素案)	第6 1 (2)	防犯対策業務	72	17	防犯対策業務について、愛知県（豊橋浄水場）と豊橋市（小鷹野浄水場）とで現在どのような体制で対策を講じられているかそれぞれご教授ください。	目視及びITVによる監視に加え、県ではセンサー等による機械警備を委託することで防犯対策を実施しています。これまでは県、市各々で防犯対策を実施してきましたが、本事業を契機に連携を推進することとし、監視体制を強化することを目的として、本事業においては豊橋浄水場と小鷹野浄水場を一体の水道用地として捉え、相互に連絡・対応するなど一体で防犯対策に取り組むことを想定しています。
811	要求水準書 (素案)	第6 1 (3)	環境整備業務（清掃）	72	21	豊橋浄水場及び小鷹野浄水場の一体を環境整備業務の範囲とするのとことと理解してよろしいでしょうか。	管理本館内の豊橋市事務室についての環境整備を事業者が行うほか、地域貢献の一環として豊橋浄水場、小鷹野浄水場周辺の衛生・美観を保つ活動を豊橋市と連携して行うことを想定しています。
812	要求水準書 (素案)	第6 1 (4)	環境整備業務（清掃）	72	26	現時点で、すでに合同見学会を実施するとの方針はございますか。	豊橋市内の小学生を対象に、豊橋浄水場と小鷹野浄水場を併せて見学いただく機会を設けることや水道施設一般公開などの普及啓発活動を合同で行うことなどを想定しています。
813	要求水準書 (素案)	第7章	任意事業	73	1	事業提案書において、任意事業に関する項目は加対象となる理解で宜しいでしょうか。	評価手法等については、入札説明書等公表時に示す予定です。
814	要求水準書 (素案)	第7 1 (1)	基本的な考え方	73	11	任意事業の実施にあたり、当該事業者が補助金等適化法の定めによる財産処分の手続きが不要と考えるものについて、当該補助申請者たる愛知県企業庁が財産処分を要する又は国が必要と認める場合、事業者が負担することが事業運営上計画されていないことも容易に想像できるため、本任意事業の実施にあたり、本提案内容に関する法解釈について予め審査するスキームとしていただきたいと思います。県のお考えをご教授ください。	任意事業の提案内容に関する法解釈については、事業者が自らの責任において実施ください。なお、法解釈にあたって、県も必要な情報提供等には協力することといたします。
815	要求水準書 (素案)	第7 1 (1)	任意事業	73	-	任意事業は運営権設定後の豊橋浄水場において認められるものと思料しますが、脱炭素に資する再生可能エネルギー事業や水素利活用等の事業については、早期かつ一定の規模感をもって実施することが有効かつ有意なものと考えます。こういった事業の実施において、豊橋南部浄水場等の豊橋浄水場以外のスペースを利用することを提案・協議させていただくことは認められますでしょうか。	可能です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
816	要求水準書 (素案)	7 1 (2)	任意提案業務	73	17~19	「県が事業者を選定するにあたって～提案は必須ではない」とありますが、任意事業の提案の有無によって評価点に差が生じないと考えてよろしいでしょうか。	評価手法等については、入札説明書等公表時に示す予定です。
817	要求水準書 (素案)	第7 1 (3)	任意受託業務	73	13	関係する各自治体の水道事業を受託することに関する内容であると解釈しますが、本事業とは別契約の業務であると考えます。本事業との契約上/業務上の関連性についてご教示ください。	任意受託業務は、本契約とは別契約の業務です。特別目的会社が、本事業のみではなく、県又は東三河地域市町村が実施する水道事業等も受託できる旨を定めたものです。任意受託業務の実施には県の承認が必要ですが、具体的な業務内容等については、発注元との契約に従っていただくこととなります。
818	要求水準書 (素案)	第3及び第4	電気主任技術者	-	-	各浄水場における有資格者として電気主任技術者を挙げられていますが、選任は企業庁様職員によりなされる考えでよろしいでしょうか	再整備期間中の豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場についてはご理解のとおりです。運営期間中の豊橋浄水場については、事業者にて配置していただく想定です。
819	要求水準書 (素案)	別紙2	排水管路	-	-	排水池等から敷地外への排水管路（原水や浄水等の排水）は存在しますか。	排水池から場外への排水管路が存在していますが、運用していません。
820	要求水準書 (素案)	別紙3	市占用スペースとして事業者が構築すべき諸室	-	-	各室における什器類の設置や移転は豊橋市の業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、豊橋浄水場に係る備品等の移転・移設は本事業に含みます。
821	要求水準書 (素案)	別紙3	県・市・事業者共有スペースとして事業者が構築すべき諸室	-	-	新設する水質試験室規模把握のために、県が所有し、移設する試験機器等の品番等リストを教示ください。	県所有の備品リストについては、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
822	要求水準書 (素案)	別紙3	-	-	-	豊橋市さまの想定使用方法（常時、災害時等）についてご教授ください。また、災害支援受入機能利用時の活用イメージをご教授ください。	通常時は、施設見学等での使用を想定しています。災害時等においては、豊橋市上下水道局庁舎が被災した際の代替拠点、もしくは他自治体の受援施設としての使用等を想定しています。
823	要求水準書 (素案)	別紙3	-	-	-	男子休憩室と女子休憩室について、可動式パーテーション等で柔軟な利用が可能とするご提案は可能でしょうか。	可能です。
824	要求水準書 (素案)	別紙3	県・市・事業者共有スペースとして事業者が構築すべき諸室	-	-	表中に記載のあるものと、※(2)を設けるものとして考えてよろしいでしょうか。	※(2)が、「※事務室、中央監視室(中央監視制御機能含む)、会議室(災害対策本部機能)、大会議室(災害支援受入機能含む)、男女休憩室、保健室・シャワー室など職員等が執務するスペースには、業務に支障のないよう必要な空気調和設備を設置すること。また、非常用発電設備の負荷対象とすること。」を示すのであれば、ご理解の通りです。
825	要求水準書 (素案)	別紙10	毎日実施項目	-	3	豊橋浄水場 スラリー採取および濃度測定（2回/日）について以下項目をご提示いただけないでしょうか。 ・採取場所および採取方法 ・採取量 ・濃度測定器の種類 ・濃度測定器の準備（貸与or持ち込み）	高速凝集沈澱池循環スラリー部(中央部)から柄杓で、100ml/池を採取し、一般的なメスシリンダーを用い、5分静置後のスラリー高を計測しています。
826	要求水準書 (素案)	別紙11	豊橋浄水場 水質管理	-	-	水質監視機器の管理について、備考欄に 特殊機器（アンモニア計）の専門的な技能を要する点検を含むと記載があります。具体的な管理手法、点検要領、頻度をご提示いただけないでしょうか。	インフォメーションパッケージとして提供している「運転マニュアル」をご確認ください。
827	要求水準書 (素案)	別紙16	事業者が目指すべき施設 利用年数	-	-	監視制御装置の法定耐用年数が「17年」と記載されていますが、LCD監視装置、テレメータ装置等、構成設備の大半は「10年」と考えます。設定根拠（出典）をご提示いただけないでしょうか。	主たる構成設備である制御盤を代表して17年と記載していますが、詳細については構成する機器に応じて法定耐用年数は異なります。個々の資産への耐用年数設定については、インフォメーションパッケージとして提供している「DD調査結果」をご確認ください。
828	要求水準書 (素案)	別紙16	事業者が目指すべき施設 利用年数	-	-	蓄電池電源設備の法定耐用年数「6年」に対して目指すべき施設利用年数が「20年」と設定されています。蓄電池等のバッテリーは管理方法によらず定期的な交換が必要となりますが、蓄電池交換は「更新」ではなく、「保守」あるいは「修繕」の範囲との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、「保守」、「修繕」のどちらに該当しますでしょうか。	蓄電池の交換は修繕を想定しています。
829	要求水準書 (素案)	別紙17	-	-	-	臭気監視装置の記載があります。専門知識が必要と思われるが業務範囲・内容の詳細をご提示いただけないでしょうか。	業務詳細が記載された豊橋南部浄水場に係る運転マニュアルについては、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問

番号	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
830	要求水準書 (素案)	別紙 20	豊橋南部浄水場 水質管理	-	-	水質監視機器の管理について、備考欄に 特殊機器（塩素要求量計など）の専門的な技能を要する点検を含むと記載があります。具体的な管理手法、点検要領、頻度をご提示いただけないでしょうか。	業務詳細が記載された豊橋南部浄水場に係る運転マニュアルについては、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
831	その他	-	-	-	-	令和元年度以降で、豊橋浄水場で活性炭を注入された実績がありましたら、日時、注入した時間、注入量をご教示願います。	活性炭注入実績については、後日、インフォメーションパッケージにて提供する予定です。
832	その他	-	-	-	-	本事業における事業所税の取扱いについてご教示願います。	入札説明書等公表時に示す予定です。
833	実施方針（案） 説明会	-	-	-	-	今後、コンセッションにかかる業務範囲が大幅に変更になるという懸念があり、民間事業者側としては、事業範囲が明確でないとコンソーシアムの組成が難しい。このような、民間事業者側にも影響が大きい事項については、次の実施方針の公表の際よりも前に、段階的に情報を開示いただきたいが、その予定はあるか。	情報発信は、可能な限り実施します。入札説明書の公表よりも前に、重要な情報は公表していくが、具体的な時期は明言できません。
834	実施方針（案） 説明会	-	-	-	-	民間事業者が現物で閲覧できる完成図書の一覧について、公表いただけるのか。	完成図書の一覧の公表は予定していません。
835	実施方針（案） 説明会	-	-	-	-	想定事業費は300～320億であるという記載がある。近年の資材高騰や人件費の高騰により、水道に限らず、様々なPFI事業でコストが具合っていない事例があると認識している。今後もインフレは進むと思うので、事業費は実勢を踏まえて設定いただきたい。	想定事業費については、必要であれば近年の物価変動を踏まえ見直したものを予定価格とし、入札説明書等公表時に示す予定です。また、この300～320億は再整備に係る費用であり、維持管理に係る事業費については別途加算する予定です。
836	実施方針（案） 説明会	-	-	-	-	三ツ口池からの取水可能量については、今後増加する見込みはあるのか。それとも、現在の取水可能量の範囲で、位置エネルギーを活用することとなるのか。	今後、取水可能量が増えるかどうかは未定であるため、基本的には現在の取水可能量の範囲内で検討をお願いします。ただし、今後取水可能量が増えた場合に実施可能な取組等を検討いただくことは可能です。
837	実施方針（案） 説明会	-	-	-	-	12月に、入札説明書等の交付から質問回答、参加表明まで実施するスケジュールとなっている。民間事業者としては、質問回答を確認して参加表明をするかどうか検討する。スケジュールについて、参加表明を後ろ倒しにする可能性はあるか。また、参加表明に必要な資料を事前に教えてもらうことは可能か。	可能な限り今回示したスケジュールに沿って進める予定です。しかし、質問回答に要する期間等を今後精査し、スケジュールを見直す必要が出てきた場合には、適宜スケジュールを修正して公表します。
838	実施方針（案） 説明会	-	-	-	-	本事業は、狭小な敷地の中で再整備を実施するので、部分的に施設の撤去と新設を実施して、段階的に再整備を進めて行くこととなるかと考えている。事業者選定時に提案した内容について、事業開始後に覆ることもあるかもしれないと感じているが、当初の提案内容について、事業開始後に変更することは可能なのか。	事業者選定時には、その提案内容の実現性についても審査する予定です。工程の考え方等について、県と事業者の認識が異なる部分が生じることもあると考えており、事業者選定時の対話等の機会に明確にしていくことを想定しています。評価の詳細は検討中ですが、様々な可能性を検討いただきたい。